古事記傳

十四

和書門
類
三五四六〇
號
一二八
函
一四
架
一五
冊

内閣文庫
和
類
三五四六〇
號
一
五
冊
一三七
函
四
架

147

内閣文庫
番號 和 35460
冊數 15 (14)
函號 137 3

共十五

裏面記載のない箇所は省略

国立公文書館
National Archives of Japan

閲147

伊都本和氣命
櫻宮治天下也
之曾都毘古之
女名黒比賣命

国立公文書館
National Archives of Japan

古事記傳三十八之巻

若櫻宮巻　本居宣長謹撰

伊邪本和氣命坐伊波禮之若櫻宮治天下也此天皇娶葛城之曽都毘古之子葦田宿禰之女名黒比賣命生御子市邊之

忍齒王次御馬王次妹青海郎女亦名飯豐郎女

舊印本ハ此首ハ子ヤあり前御世仁德天皇の御子のよしなり真福寺本ハは此より下終りて御世々々の首大かゝ皆弟某命御子某命なりけり然るに古本ハは悉く然有けむを諸本ハ其字の無きは後ハ皆削きたるなるべし

舊印本ハ此ハのみ子ヤあるを真福寺本ハ一ツのこゝろなるべし然るに今も真福寺古事本ハ依て何とも然書くべきが如く彫まこゝも中卷ハは御世に然ハ例無き歟此卷ハ至て然ら世に例ハ從ひ諸本ハ字ハ無きかゝるべきが今ハ中卷の例ハ從ひ諸本ハ字ハ無きハ依て次の御段ハ皆是ハ數字ハ考し此天皇後の漢様の御諡履中天皇ヤ申ハ伊波礼ハ大和國市郡なり書紀神武卷ハ復有兄磯城軍布滿於磐余邑夫磐余之地舊名片居亦曰片立逮我皇師之破虜也大軍集而滿於其地因改号為磐余或曰天皇往嘗敵窮糧出軍而征是時磯城八十梟帥於彼處屯聚居之果興天皇大戰遂為皇師所滅故名之曰磐余屯聚居此云怡波弥萎ヤなり何とも不ハ分ら軍ハ滿聚ハよりの地名

村の意なり。書紀に村を阿礼と訓さて此地名古書より皆石村とかあり。清寧天皇

継躰天皇用明天皇なども此地に大宮敷坐とも書紀に

神功巻に三年都於磐余とあるに此御巻に元

年春二月壬午朝皇太子即位於磐余稚櫻宮とあるに

二年冬十月都於磐余巻哥に都奴婆播符以飯例能

余ぬ所を云いのべ。継躰巻に

伊開能方乗三十二下に角障経石村毛末過て四十五丁百

傳磐余池に百傳は角障を誤れる伊波礼の

拠詞を書紀又集中哥皆をぬさはふなり。

百傳は例なり又四十六丁角障経石村之道半十三九丁に角障経

石村山丹なども此神名帳に大和國十市郡石寸山

口神社とあり。此神社は祈年祭月次祭などの祝詞又三代実録に

は石寸寺と作れ何れを訓ふも偏を脊げに

例を知らざる誤なり。は書に云社名あるを云

此記に明天皇の御陵に石村を書て天武紀

に村主とも書て主とも作れ又四時祭式臨時祭式に

社を石根と作れ根を誤れるなり。三代実録に石村とは

なほ石寸市郡に次なる誤なり。或人今

高市郡に石原田村云あり石

原は伊波礼の名れ残れるなり。

云所をいかで知り給ふ

(両)若櫻宮此宮の名は由

緣書紀の三年九月に又姓氏録若櫻部造條に見えて其

文に下に出さる若櫻部臣の処に引て此宮の御跡は

大和志に池内村なりと云て神名帳に

大和國城上郡若櫻神社とあり。今は十市郡に属て此社

十市郡櫻井の辺なる谷村にあり。白山権現と云是なり

云て今思ふに櫻井に云処に若櫻宮号の

遺事なる事を書紀神功巻に都於磐余と云へる書紀の下に是謂若櫻宮と云へる細注は此履中天皇の宮号を思ひて後人の加へたるなり彼紀に若櫻宮は例はなれども稚字をのみ用ひて若と書は例はなきを以て知べし古語拾遺に神功皇后の御世を磐余稚櫻朝と云ひ後磐余稚櫻朝と云ふは誤なり

㋓ 蔦城之曽都毘古 上に出 傳北二の三十五葉

㋔ 葦田宿祢

諸陵式に片岡葦田墓在大和國葛下郡とあれど地名因きたる名なり神名帳同郡片岡坐神社も古今集よりこなたの哥に片岡の朝原と多くよまれも此地の名なり姓氏録に大和國に葦田首と云姓を載り此人の父曽都毘古の郷に葛城なる由縁あり備後国郡あり又但馬国氣多郡に葦田神社もあり其は葦田の誤なり或今の考に葉田の誤なり

黒比賣を書紀に羽田矢代宿祢之女とあり烏往来羽田黒媛妹とも有り然は宿祢の女なる事誤なり其故は書紀に初に以羽田矢代宿祢之女黒媛為皇妃云々と見えたり羽田矢代宿祢は元年の処に至て葦田宿祢之女黒媛為皇妃云々と見えたり羽田矢代宿祢は武内大臣の子にて曽都毘古の兄なり其は書紀に羽田矢代宿祢の子に曽都毘古の兄なる事明なり

羽田矢代宿祢の女なる事は書紀に羽田矢代宿祢の女と書て葉田と書たる例多し皇妃に立賜ふ黒媛と云る事明なり又狭田之汝妹と云ふを羽田矢代宿祢の女なる事明なり葉田宿祢の女なる事明なり何に葉田の誤なる事明なり

○古事記傳三十八

非次思混考ふ此人の名書紀顕宗巻の細注に葉田宿祢子也と云へる事明なり

㋕ 黒比賣命 同名例多 上に出 傳北六の書

比賣の処に云へる事明なり

紀ハ元年秋七月己酉朔壬子立葦田宿祢之女黒媛為
皇妃ト　私記ハ皇妃者羽田矢代宿祢之女也ト云
ハ葦田ヲ羽田ト誤リタル歟　○羽田矢代ヲハ別ニ於其
所ニ出ス云々　○五年秋九月云々有如風之声呼於太
虚曰剣刀太子王也亦呼之曰鳥往来羽田之汝妹者羽
狭丹葬立往云々　俄而使者忽来曰皇妃薨云々　十月甲
寅朔甲子葬皇妃云々　羽田ハ大和國高市郡の波多也
皇妃ハ初其郷ニ往賜ハ羽田之汝妹ヲ云々　故ハ
○市邊之忍歯王　市辺
ハ山城國綴喜郡ニ市野辺村ヲ云今有リ其処ハ又霊
異記ハ河内市辺井上寺之里ヲ云ハハ云々　今河内国
志紀郡國府村のあるあり　市辺墓ヲ云々ハ
忍歯ヲ近飛鳥宮段ハ此王

の御事を云ふ　ハ御歯者如三枝押歯坐也　ハ其
ハ因巻ハ御名ハ有ハ　ハ其忍歯の事ハ彼処ニ　傳四十二葉
ハ云ハ　書紀顕宗巻ハ磐坂皇子ヲ　磐坂ハ今大和國城
上郡ハ磐坂村あり　此ハ大ハ市郷上市郷ハ　ハ或人市辺を是ハ云ヲ　市辺ハ
然ハ此王の御事ハ　ハ穂宮段甕栗宮段近飛鳥宮段
ハ不見ハ　書紀ハ黒媛為皇妃生磐坂市辺押磐皇子
御馬皇子青海皇女　白飯ハ　ハ　○御馬王此御名ハ万
葉五哥ニ馬を美麻ヲ　ハ依テ訓ハ　御名の由縁
未考得ス　書紀雄略巻ハ此王捉ハ生て殺サレ給ヒハ
事見ハ　其文ハ穴穂宮段ニ引ケリ　○青海郎女　郎字諸本ニ皇ヲ書

に。今は真福寺本。又一本に依りて。皇女と云へるは。記中に例無ければ。誤なり。皇女の後。人の書紀は依てさかしらに改めたるなり。此御名地名なれば。其延未考へ得ず。神名式に若狭國越後国頸城郡青海神社。同国蒲原郡青海神社。和名抄に同郡青海郷。安乎美。参河国碧海郡阿乎美。碧海郷。阿乎美。あり。姓氏録。右京神別に青海首。云。今若狭国に青浦青嶋。云。延喜式に大飯郡に飯豊天皇を祀れる神社。○飯豊郎女。此郎字。諸本に皇と作れるを。今は真福寺本。又一本に依りて。飯豊と。名なり。其鳥に由れり。貢賜ふ御名なれば。和名抄に張華博物志云。鵠鶴鳥。人截手足棄地。則入其家。拾取之。漢語抄云。以比止与。書紀皇極巻に。三年三月。休留産子。於豊浦大津宅。倉に在て。細注に。休留。茅鴟也。釋記に。以比登与者。兼方案之。鳥異名也。云て。天武紀に。十年八月。伊勢国貢白鼎。鶴。和名抄に。陸奥国宇多郡。飯豊郷。神名式に同国白川郡。飯豊比賣神社。賀美郡飯豊神社。安積郡。皇女。甕栗宮。殿。忍海郎女。飯豊和氣神社。あるは。彼段に云へる。書紀の異傳也。事。彼処に云。○書紀に。此。次に。次妃。播磯皇女。生中磯皇女。云て。又六年春正月。立草香幡梭皇女。為皇后。云へり。此。幡梭皇女の事は。紀に。其由。朝倉宮。殿に云へる。○記中。他の例を。以て思へば。此。次。忍齒王の御子等を。挙げて。其御母を。挙げざる。此。顕宗天皇。仁賢天皇の太御母の見えざる。事。是。例に違へり。故今試に。他の例に依

日本書紀顯宗巻ニ依テ補ケリ故市辺之忍歯王娶葦
田宿禰之子蟻臣之女波延比賣生御子居夏比賣次意
富祁王次袁祁王次橘王四柱故意富祁王袁祁王二柱治
天下也

本坐難波宮之時坐大嘗而爲
豐明之時於大御酒宇良宜而
大御寢也爾其弟墨江中王欲
取天皇以火著大殿於是倭漢
直之祖阿知直盜出而乘御馬
令幸於倭故到于多遲比野而
寤詔此間者何處爾阿知直白
墨江中王火著大殿故率逃於

倭爾天皇歌曰。多遲比怒邇。泥
牟登斯理勢婆。多都碁母母母
知豆許麻志母能。泥牟登斯理
勢婆。到於波邇賦坂。望見難波
宮。其火猶炳爾。天皇亦歌曰。波
邇布邪迦。和賀多知美禮婆迦
藝漏肥能。毛由流伊幣牟良都
麻賀伊幣能阿多理。故到幸大
坂山口之時。遇一女人。其女人
白之。持兵人等。多塞茲山。自當

岐麻道迴應越幸爾天皇歌曰。
（メグリテコエイデマスベシトマヲシレキカレスメラミコトミウタハシレケラク）

淤冨佐迦邇阿布夜袁登賣袁
（オホサカニアフヤヲトメヲ）

美知斗閉婆多陀邇波能良受。
（ミチトヘバタダニハノラズ）

當藝麻知袁能流故上幸坐石
（タギマチヲノルカレノボリイデマシテイソノカミノ）

上神宮也。
（カミノミヤニマシくキ）

本は宋の書に登呂訓倭中かゝ三字延喜多良初此
の頁に登呂と云も古言なり今世言みゝ初
なり以後の書に未詳云此に對ひて言なり此上
天皇崩云事は倭名抄に然らで名言足は
聞也。難波宮之時は本御父天皇崩坐て後此
其京坐ず坐ず故出傳ハの天皇崩
坐せば皇太子即天皇に坐せば即位の礼は
後の事なり太嘗祭云
但天皇なれども新嘗聞食ずして上云如
くなれば皇太子なれども然なり書紀皇極卷に天皇
御新嘗是日皇太子
大臣各自新嘗とあり大祭云天皇の新嘗に限らず

①坐此師也當の下は宮字落れかと云ふ心なれども其を思ふに宮にあらむは中くはあらじ大當みて坐意なり大當の事の間を大當に云ふ事なり齋は坐間を齋は坐云諒闇の間を諒闇は坐云如此

五十七葉此は大當の豊明②為豊明に上に出傳世二の

如が②又伐許志賣須訓後に訓後に③宇良豊宮中卷明宮

段に天皇宇羅豊是所献之大御酒而此に延は云り

傳世三の四十四葉④天御寢也中卷白檮原宮段に玉垣宮段に

此に御寢坐也此に坐に大當云の御事書紀

に上は見え多⑤墨江中王此に出傳三十五⑥欲取天皇皇字

諸本下に作に今は眞福寺本に依り本に下に作に天

後人天皇を取出云古言を知らず思ひてさかしらに改なり取は殺

云穴穂宮段に人取天皇為那何に此に殺を取に

云に例弟卷水垣宮段に出せり考合に傳世三の十五葉

書紀に此年春正月大鷦鷯天皇崩皇太子自諒闇

出之未即尊位之間以羽田矢代宿禰之妹黒媛欲為妃

納未既訖遣住吉仲皇子而告吉日時仲皇子冒太子名

跡對黒媛是夜仲皇子忘手鈴於黒媛之家而歸焉明旦

之夜太子不知仲皇子自對而到之乃於室開帳居於其

床時床頭有鈴音太子異之問黒媛曰何鈴也對曰昨夜

之非太子所賞給乎何更問妾太子自知仲皇子得罪名以新黒媛則默之避也後仲皇子懷有事將殺太子密興兵圍太子宮將殺此記異伝也此所以云云机媛之所為聞也倭漢直之中巻明宮段亦云漢直所為聞也倭漢直之中巻明宮段亦云漢直所為聞也倭漢直之中巻明宮段亦云漢直

巻迹丹比坂天武巻に自大津丹比両道軍衆多至大津丹
南郡に大津の神社あり今世丹南郡に丹治井村の
郡に在て其間に遠き丹比坂天皇の御陵結丹北
見えたり雄略天皇の御陵結丹北
見えたり今丹南郡に野田東野野中野村向野野中
云村名の所々多遅
比野四ありなり
(十)寤此処に何事か所知
第に寤御馬の上にかりて御寝坐たり(十一)此間は
許に訓倭(三)何處を伊豆久に訓倭(伊豆許云
由上云)初の事の所知なき殊に夜の事
おぼしけむは御眠寤坐て甚かやすく何処
にか思着なき所多し(十二)率逃は韋呉麻都理
呉倭に訓倭(率逃は韋呉麻都理
倭に訓倭(率逃は韋呉麻都理
倭に訓倭(率逃は韋呉麻都理

丁の母和名抄に釋名云縛壁以蓆縛著於壁也漢語鈔云防壁多都古毛比乃り太神宮儀式帳に蒲立薦三張外宮儀式帳にも如此見えて主計式に防壁一枚長四丈廣六尺

御寄を合せて思ふに蓆を續合せて屏風の如く立て物を見えしより名を儀式帳に書和名抄の縛壁は少し當て違ふ如く立薦の意なり縛著於壁と云を

Ⓢ母知豆許麻志母能は特而来まし物なり母能衣は張きを母能は從かり云ふ例朝倉宮段の御寄に須岐婆奴流母能書紀應神卷の御寄に阿比弥苑流莫能方兼四十八に附手盗物五十五に等比可弊流

母能方あり此奇言なり此言五言一句なり讀法

Ⓢ言五言一句なり讀法

らし方兼に地ま山三言五言一句なり讀法

さて此一句諸本に字落或は誤り

かりを多都基母基母知弘云本延佳本に作き眞福寺本

本は多都碁母母知母許弘麻志乎能は假借皆誤り今は本に依る但

本文本に母能の母字を乎に作ふ誤り

多母能は通音乎能は云本に眞福寺本

乎に作ふも乎を誤り例多し其例未見故に今は

例多し方に依る

Ⓢ泥乎登斯理勢婆は婆字諸本に波に作

に今は眞福寺本に依る上に同じ首の意はかく此野に

寢ぬ。豫て知らず。立周らさむ料の防壁をも持て来
ざりき物を。如此有むとは。知らで然ばこそ物をも持て来さ
ざりしか。よりて時に平群木兎宿禰・物部大前宿禰・
漢直祖阿知使主三人を於太子太子不信。故三人扶太
子令乘馬而逃之。云太子醉以不起。大前宿禰抱太子
而乘馬。○波迦賦坂。河内國丹南郡なり。諸陵式に埴
生坂本陵。仁賢天皇在河内國丹比郡に見ゆ。河内志に
曳山。在郡東南。山勢起伏逶迤連亘石川古市錦部三郡
本郡平尾丹比丘埴生坂皆此山脉。有古哥に云て書
紀の此段を引あり。古哥には即て此の御哥のことなれ
ども。今も此山北内を越ることなり。是埴生坂
なり。東は古市郡なり。書紀孝德巻に丹比坂とあるも

考へ合て。坂の事なれば。文推古巻に来目皇子等を後
に葬於河内埴生山岡上。とあり。此山岡上は此山北
西太塚村のあるあり。来目皇子陵云。其処なり。加不足語傳の誤
非。埴生山に云名。
○望見国美麻理。美麻理は熟田宮寛平
緣起。倭建命の御哥に。奈良豆美良乎美也。祇波立保志。
乎。吾者見將遣君之當波。○病を阿加久。美延
多理。訓字。書紀に明也。注に。
○天皇歌。云。
無。云。
○波迦布。邪迦は埴生坂。
此下に。
云辭。
○和賀多知美祇婆。吾立見者。
○迦藝。漏肥能。炫火之。
詞の事。冠辞考に云

まの御かゝ如此萬葉なは此言いろ〳〵ふよみあれども
五の巻火之如其土神毛由流伊幣年良麻燃家群
の下を考合せ侍
ふ難波の京に家の木群草群なびけ〳〵家
の處をいふむらを
云て村云
此意形
都麻賀伊幣能阿多理
御句九言
中
ら伊阿万葉十五
波婆伊可尓伊波年
妻之家の
句
形書紀は仲皇子不知太子宮通夜
火不滅太子到河内國埴生坂而醒之顧望難波見火光
而大驚醒云
御哥は
○大坂
上出傳北五
四葉考
訓
山口に後麻能久知
訓常
云
月次祭祝詞に山能口坐云

書紀に飛鳥山の山口に大坂云此山越の
大名ふ飛鳥山云其大坂河内の方
處の名なり飛鳥の事
下に云
考
訓
後世の語
兵
上出
塞
勢
枝
理
訓
居
て
流
當岐麻道
和名抄に大和國葛下郡當麻
多以末
布當
神社當麻山口神社
紀垂仁巻に當麻邑天武巻に當麻衢に見えあり

之此道は河内の石川郡より出て大和の葛下郡を越て山路を登て上山万葉は多の南に在て今世に竹内越と云道なり加の大坂道と叫道とは河内の古市郡の飛鳥より別て此道を南に下り物部の石川郡を経て山を越て葛下郡の竹内に出て云処なり

訓注に伝古言なり

○迴は師は母登本理弘と訓注に伝古言なり

○越は諸本に起と作て誤なり延佳本に当作越と云て従て伝

○淡冨佐迦迩は於大坂なり

○阿布夜衣登賣衣は遇や處女を云なり夜は助辭處女

尓と云伝を衣と云古此例多し書紀仁徳巻哥

書二十小伊豆良等

和祇乎等波婆伊可尓伊波牟とかの如ヒ又此は衣は

余の意を見て三ツの伝

○美知斗問婆は道問者なり抑此は大道なれば道の筋は云ら

ぬを問賜る意

ゆくさきに敵なるから事を対曰云く

ゆくさきに敵なるから事を対曰云く

ト道の状を問賜る意なり伝

○多陀迩波能良

受は直に受は不告に直に行は大坂の道の事を

告て云は物を言聞を能流は云は古

言は万葉に多く告字を書又謂字を書

○當藝

麻知は能流は清音當麻路を告伝

○石上神宮上

永出縛は二の五書紀に則急馳に自大坂向倭至于飛

鳥遇少女於山石問之曰此山有人乎對曰有人

滿山中宜迴自當麻經踰之太子於是以為聆少女言而
得免難則歌之曰云云則更還之發當縣兵令從身自龍
田山踰之時云云太子便居於石上振神宮少女之當麻
道教奉之龍田道越之今の龍野越ふて大坂の道より北へあるさて此
記の趣は少女の申せし隨に當麻道より越坐ては所以あるか龍田
道より云云次若他道より物し賜はむ云云必其道を云云けむ云云

於是其伊呂弟水齒別命參赴
令謁爾天皇令詔吾疑汝命若
與墨江中王同心乎故不相言
答白僕者無穢邪心亦不同墨
江中王亦令詔然者今還下而
殺墨江中王而上來彼時吾必
相言故即還下難波欺所近習

墨江中王之隼人名曾婆加理。
（チカクツカヘマツルハヤビトナハソバカリヲアザムキテ）
云若汝從吾言者。吾爲天皇。汝
（モルイヒシアガイフコトヲキカバアレスメラトナリイヒシ）
作大臣。治天下。那何曾婆訶理。
（オホオミニナレテアメノシタヲサムトスイカニトノリタヒキソバカリ）
答白隨命。爾多祿給其隼人曰。
（ミコトノマニマニトヲレキカヒソハヤビトニモノサハニタヒテ）
然者殺汝王也。於是曾婆訶理。
（シカラバイヒシノキミヲトリマツレトノリタヒキコヽニソバカリ）

竊伺己王入廁。以矛刺而殺也。
（オノガキミノカハヤニイリマセルヲウカヾヒテホコモチテサシテシセマツリキ）
故率曾婆訶理。上幸於倭之時。
（カレソバカリヲヰテヤマトニノボリイデストキニ）
到大坂山口。以爲。曾婆訶理爲
（オホサカノヤマノクチニイタリマシテオモホサクハソバカリワガ）
吾雖有大功。既殺己君。是不義。
（タメニオホキイサヲアレドモスデニオノガキミヲシセマツルハキタナキシワザナリ）
然不賽其功。可謂無信。既行其
（シカドモソノイサヲムクイズハイツハリセシニナリヌベシスデニチギリシゴト）

信還惶其情故雖報其功滅其
正身是以詔曾婆訶理今日留
此間而先給大臣位明日上幸
留其山口即造假宮忽爲豐樂
乃於其隼人賜大臣位百官令

拜隼人歡喜以爲遂志爾詔其
隼人今日與大臣飲同盞酒共
飲之時隱面大銍盛其進酒於
是王子先飲隼人後飲故其隼
人飲時大銍覆面爾取出置席

タチヲトリイデ、ソノハヤビトガクビヲキリタヽヒキカクレテクルヒヅ

下之劒。斬其隼人之頸。乃明日

ノボリイデヽシヲカレチカツアスカトナヅクヤヽトニ

上幸。故號其地謂近飛鳥也。上

ノボリイタリヽヒテノリタヽハク。ケフコヽニトヾマリテハラヒ

到于倭詔之。今日留此間。爲祓

シテアスヽヰデヽカミノミヤラロガヽムトストノリタヽヒキカレソ

禊而。明日參出。將拜神宮。故號

コヲトホツアスカトナヅケキカレイソノカミノカミノミヤニ

其地謂遠飛鳥也。故參出石上

ヽヰデヽスメラミコトニキトムケテヽヰデヽヒトボリテ所モネイフノ

神宮。令奏天皇。政既平訖。參上

ニヲサレヽタヽヒキカヒヽヒテヽヒトヽヒキタラヒヒヽヒキ

侍之。爾召入而相語也。

伊呂兄は中巻伊邪河宮段に同母弟妹あり。提形り。傳九

二の七十二葉。次穂宮殿よも見え。又伊呂勢。伊呂泥。伊呂

毛。なども云。なお上巻に伊呂妹妹あり。委云。

傳十三の六十三葉。○氷歯別命上に出。傳三十五。○參赴は麻韋伎坐

坐訓。中巻白檮原宮段に見ゆ。傳十九の五十七葉。石上神

宮に坐。次天皇の御許に參詣賜。○令謁は麻

袁佐志米賜布坐訓修花。師はモ。ヲサセタマフ。物申次ぬ云も古言形なれども此は先人を入て参赴坐ふ由を申ふ事云ふから文。今世言ふ案内を乞給ふ事なり。中借の言ふ消息ふ云。其案内を乞詞ふ云ふ事なり。真福寺本は令字無人を出し云ふ。即物申次ぬ云ふ形なり。㊀令詔曳。真福寺本は令字無人を出し落ある形なり。て宣らしし賜ふ形なり。㊁同心乎曳。淤夜自許ゝ呂那良弁迦登坐訓修。師は訓ヒ。ヒ。ヒ。

之孃子者云万葉十一丁に相言始而者又四十丁相語
而遣都續紀卅四詔に其人等乃和美安美應為久相言
部なり〇万葉に人に逢て互に物云ふ形り中昔に是
を阿比碁登須と云て伊勢物語に云ひしを俊頼朝臣無名抄に
その比ある人は言ふべきを言ふべきを見えあり〇答白字真
福寺本には曰に作て〇織邪心は伎多那伎許々呂々
訓仮上巻又中巻水垣宮段に邪心を阿加比と云
が如し傳廿三の十三葉〇不同を淤夜自許々呂々母阿良受
と訓仮し心字は上は阿加故に〇所近習を知加久都加
へ同麻都流と訓仮し書紀仁徳巻に近習舎人推古巻舒

明巻に近習者〇隼人は出に傳十六の廿八葉十七の五十八葉此は勇
猛き者なり故に皇子等に各附て仕奉ふ者なり〇
那加佐〇曾婆加理此名下は五度出ぬ並加字を
誤れる名意未考へ得ず師は曾婆訶理の理の字を
こそ曾や云ふ又に然云ふ書紀に見えざれば仮や書紀
従者伎加婆と訓仮し〇天皇は此を須賣良と訓仮し
古語拾遺に天皇の御子を皇子と云ふ〇
まふよ〇大臣は出傳廿九の五十葉
姓に非ず加之詔を御欺と訓仮し〇答
白白字諸本皆作て今真福寺本に依り〇隨命

考美許登能麻尓麻尓訓ノ例ナレバ万葉十八ノ巻ノ下ニ官乃末尓末比十八ニ太主乃美許等能麻尓末ト多禄給ヒ師の母能佐波尓多麻比ヒ訓ルモ同ジ例ニテ従ヒ奉レル書紀欽明巻ニ賞禄皇極巻孝徳巻ニ給禄天智巻ニ賜爵禄ノ形ニ見エタリ古宣命ニ大御物賜ヒ物ノ例ニテ即禄ヒ物ノ後世ニ字音ニテ云フ禄令ニ凡テ此間ニテ禄ノ字ノ用ヒタル漢籍ニ見エタリ孝徳紀ニ重其禄所以為民也ト云ヒ漢籍ニ云ヒタリ

㊀汝王ヲ伊麻志能枝美ト訓ル汝ノ仕奉ル君ニ云テヲ墨江中王ヲ詔ヒ君ヲ訓ル次文ニ己君ヲ訓ル同ジ○入廁ニ云ヒ

上ニ出ル傳世七ノ上ノひら○竊伺ヒ字ヲ宇加ヒ不比テヲ訓ル中巻水垣宮段哥ニ宇迦ノ波久斯良ニ尓登ト㊀殺ヲ斯勢奉仕ヲ訓ル殺ヲ斯勢ト云ヒ上ニ出ル㊀大坂山ノ口ヲ見エタリ同ジ㊀太功ヲ意富伎伊佐袁ト訓ル例ナレバ後の言形ニ倣ヒ意富ヲ大ニ訓ル例ナリ又いみじき意ニ云ヒ例ヲ見ザレバ不ト中王ヲ殺ヲ事形ニ㊀既ニ以ヒ用ヒ古ヘの語ヲ教ヘ序ニ已因ニ訓ヒ云ヒ盡ク全クの意ナリ傳十八の巻ニ云ヒ考ヘ合ヒ例ヒ其意ヲ以テ全クまぎれを無く全クの意形ニ次奉ル丸同ジ書紀継躰巻ニ全壊無色ヒ

又(ロ)不義を伎多那伎志和邪那理と訓ましは、書紀神代巻に黒心濁心悪心などをキタナキと訓、續紀宣命の中に逆悪邪などの字を多く然訓ましき処多し、逆穢心形も同じ事なれど上代には義に違ひて邪逆は悪きこと

とを伎多那志と云ふ、然るに此はいかゝ訓ましや、鎮火祭祝詞に古くよりの辞なれば、勢宜しく高々しく登呂と云ふ方兼ねたるを見えたり、今は言かたもとゝ訓ましの

(ハ)不賽を年次伊受波と訓ましは、賽は報なり、(ニ)可謂無信は伊都波理勢斯尓那理と訓ひ、偽なる形なれば、新思次なれども、此処の語、不義と云ふ無信と

云ふなどは、言も意も漢籍なれば、此と為既に漢籍の意の字なれば、初て加なく如此は議論ひわざも物の理を細密に分て彼を是

山を立て思ひ云ふは上代の直き心なれども非ず、既に漢意に依る語なれば、不義は訓無信なれば、不義は古意なれば、言に依ましき形なり、(ホ)既生なれば、全く同じ

(ヘ)行其信を知岐理斯碁登淤許那波婆と訓ましは麻許登表多阿那婆と訓ましは、全く初の契約の如くふ行賜ひ形なり、(ト)惶其情を、ソコロカシヤ曾婆訶理と訓ましは、曾婆訶理が思はむ心を恐み賜ふ形なれども、曾婆訶理の心は、我を大臣に為

賜ふ所を蒙徳きその加ら我を已君を弑奉て不義き者なれば如此賞賜ふ事は実に然ば信かりがたれ御所為なりや思ひ合ざ然思はむ事はきに吾為天皇に詔ひしを天皇に形を天皇に奏はむこと測なかりしを何ら事ぞ吾別命水齒大事ぞ皇み所思ふ故に還り云て賞らまほしく悪く思ふ故に却て形なり此還を師は一タ訓もあめ語の形なるは事云方まさりあれども意を然らず中巻日代宮段に天皇皇其御子之建荒之情而ふ事を皇情ふ例なり○正身を上に出傳廿八の世を曾婆訶理が身を云形なり○滅を殺ふ事なるから滅を殺ふ事なり意なり此人若生て世に存在む事さきに吾為天皇に詔ひしを実に思ひて若天皇に泄し奏さむ事の皇き故に其身を亡ぼさ事を所思着ふ段の意をよく味に曾婆訶理を殺し給ふ段の意は其不義を罰ひ給ふ事非ず其心を皇みて其口を滅し賜はせる事なり若然ば皇情に其情に応ふ叶はず且云ふ是不義に云ふ応ふ所以を云ふ賞まじき理を云ふ応ふて殺し賜はせる事に思ひまがふ信から書紀次に所に思ひまがふ信から書紀に傳の趣異なるかし○先を倭に到坐ぬ事に先なり○大臣位大臣を位に非を位に云を古言形に官に位に別を後の心を以て思ふ官に加なれば其を後世心なり古を位を即官に在て別に有る況や大臣を古は官に非

此由を上よ委云て褒称ふ。其ふ自其位在しなり。書紀皇極巻ふ擬大臣位天智巻ふ授大織冠與大臣位。續紀廿五詔ふ本乃大臣乃位仁仕奉之武流事乎。廿七詔ふ右太臣藤原朝臣遠婆左大臣乃位授賜比云ふ。吉備朝臣仁右大臣之位授賜。廿一詔ふ太政大臣之位ふ上賜比。官ゝ位ゝ別ふ世ふなりて。古言の如此言て。三代実録廿三ふ。辱太將之位。形ゝ見え物語文ゝ。官を其位ゝ云多し。○上辛は。倭國ふあり。○其山口を上ふ云。處ふて大坂の河内の方より上る口なり。○假宮上ふ出。傳廿五の世巻○忽は。師の。尓波加尓ゝ訓ふ。○為者。勢志呂ゝ訓。為賜て。云意の古言なり。方巻廿九丁ふ。國看之勢志呂。看之は。看ふて。國見て為賜てなり。文四十豊宴見為。日者。見為を。宜し。今相ゝ訓。巻誤ゝ。○百官は。廿ふ出。傳廿三の五十六巻。此時水齒別命いまを天皇ふ坐ふ。加ゝ云は。吾為天皇ゝ欺き賜。貢ふ御所為ふて。太臣位を賜。ふ同ゝ。○拝は。古ゝ。跪ふ式なり。後ふ江家次第ふ任太政大臣事云ふ。新任大臣先到本家。公卿以下列。於中門外。至人當南階東柱立。尊者入自中門外。立。再拝畢云ゝ。五日新任大臣大饗。迎ふ。群卿於中門外。徘徊。主人降南階。當座下方。立。尊者以下入自中

門列立階前再拜訖云々此ハ所由ある事ニ此ハ所由ある事ニ
但シ此ハ大饗ノ事ニ
ふよすて此拜ハ
㋐飲同盛酒を豊樂のとり次ぎ
㋑隱面大鋺を傾け盛る酒を飲時ハ面ハ隱
ぬかり大きなる鋺を云なり鋺ハ書紀神代巻ニ玉鋺大
神宮儀式帳ニ水真利三百口宗鏡ニ鋺加奈方利ニ
本物語ニ天人ハよそおひあるに女山中より出来て
銀のかなすりを持て水を汲ひりて和名抄金器類ニ
金鋺日本靈異記云其器皆鋺俗云賀奈萬利今按鋺字
所出未詳古語謂椀為磨利宜用金椀二字鋺字ハまことに
椀なり然ハ古書ハ皆鋺ハ作て九て古ハ
偏をかゝて書ハ例多くハ鞍を桉ハかき鉢を桙ハ

かゝ類ハ皆ハ
㋐覆面飲時ハ傾ケ故ニ
㋑進ハ須々年流ハ訓修し
ハ面を覆隱ハ
㋐置席
ハ隱を設置給ハ
ハ隱を斬ハ
ハ豫て隱
さて賜ハ時ハ隱面大鋺を用ひ賜ハ
ハ刀を取出
ハ速ハ逃
ハ
ハ
ハ

云ふ。上に阿須波の故に阿須波は訓ませ、此の地詞を故に阿須波は訓ませ。○上幸は倭に坐りて。○其地に坐して斬其集人之頸に云ふ。占地を指して云ふ。太坂山、口裂の地に坐す。既に倭より幸して。○近飛鳥書紀に自大坂向倭至于飛鳥山。和名抄に河内國安宿郡、安須加部。此郡名は飛鳥部造、氏人の居住ふ所なり。負ふ所なり。その飛鳥部に云ふ氏者、此人飛鳥に居住ふ所なり。負ふ所なり。飛鳥部造は姓氏録河内國諸蕃の中に見えたり。神名帳同郡に飛鳥戸神社。今は古市郡に飛鳥村。この郡に安宿郡の内なり。古は安宿郡の内なり。此の郡は大坂の中巻傳に。其処に。此社も其処なり。○留此間云々。かく詔ふ。遠飛鳥五の北四葉に云ふ如く。今世に穴蒸越に云道にて、河内に飛鳥村を經て大和に越ぬ。此近飛鳥に次なはち今の飛鳥村なり。

の地にて事なり。○被禊波良比に訓ませ。又美曽岐に訓ませ。○石上神宮を拜賜はせ。又然らば斬賜ひ。穢を賜ふ。○この後に。○遠飛鳥は大和國高市郡に。神名帳に飛鳥坐神社。飛鳥川上坐神社。飛鳥山口坐神社。この地にて。允恭天皇の遠飛鳥宮。又顕宗天皇舒明天皇皇極天皇齊明天皇天武天皇の都。皆此飛鳥にて。かなき地なり。かの近飛鳥宮。段に飛鳥川あり。下に云ふ。傳四の三の巻に。六十六葉。共に。此に見えたり。如く。明日詔ふ。詔ふ依なり。明日詔ふ

のみにて、地名にはあらず、是は、なほ、何ぞ、なほ、少しかの御詞のみに因りて、直に其日に、幸、行、修、を、延て、明日、賜、可、處、全、同じ趣なるに、未だ、らし、加、はり、から、次、名、の、加、同く、き事、なり、

て、處の意、修、ち、此、名は、三処共に、此、水齒別命の御世、なりて、故に名は賜ふ、此、王、時、はいまだ、天皇は、坐、れ、ず、あやまりて地名を改め給ふ、き、ふ、あ、ら、ず、此、を、ふ、の、ら、云、出、あ、地名ふ、を、ら、ず、己、命の御世に至て、初、時、に、の、く、重、き、故由、の、地、に、改、名は、給、ふ、に、ず、近、遠、に、丹比之栄塡宮より、近き、遠きを、以て、云、ふ、形、り、さ、ふ、は、難波より、幸、行、道の、ま、いで、て、先、近き、方、ち、て、遠き、方を、以て、云、ふ、や、思、ひ、し、を、非、次、○顕宗天皇の都を、此、遠、飛、鳥、宮、に、云、ふ、に、近、飛、鳥、宮、に、云、ふ、に、さ、て、此、地、名を、飛、

鳥、に、書、由、に、書、紀、天武、巻、に、十五年、改、元、白、朱、鳥、元、年、仍、名、宮、白、飛鳥浄御原宮、此、飛、鳥、を、アスカと、訓、は、非、り、其、訓、考、故、に、朱、鳥、の、祥、瑞、の、出、来、たりを、賜ひて、年、号、を、然、改、賜、ひ、大、宮、は、号、に、其、朱、鳥、を、取て、飛、鳥、の、云、や、は、名、け、賜、ふ、ま、ま、り、て、次、に、云、む、は、本、なる、の、地、名、な、ば、殊、更、に、仍、名、宮、に、云、ふ、考、き、由、に、き、を、思、ふ、考、し、

○ここに、大宮の号を、飛鳥、云、ふ、に、云、ふ、其、地、名、を、も、冠らせて、飛鳥の明日香、に、云、終、に、其、枕、詞の字を、即、地、名、に、も、用ひて、書、る、物、に、て、加、須、賀、を、春日、に、書、例、に、同、に、古き、哥、に、春日の、加、須、賀、に、云、る、意の、ま、ま、に、其は、春日の霞、字を、やがて、地、名、に、用ひ、し、ま、ま、に、て、多、明日、香、を、飛鳥、に、書、も、此、例、なり、枕、詞の、春日、て、多、香、も、此、倭の、に、倣ひて、同、く、飛鳥、に、は、書、形、り、○政既平

訖平訖は許登牟氣衣閑豆ゆ訓傳し中巻水垣宮段ゆ
和平所遣之國政而覆奏ゆ云ひて彼処ゆ云ひ傳北三の八十
四葉考合次傳し又倭建命段ゆ毛所遣之政遂應覆奏ゆし
所り此も天皇の太命を奉りて墨江中王を殺ひと政
ゆは云ふ所り。侍之此言上巻傳十四四十三葉ゆ委云ひ考
帝傳し中巻玉垣宮段ゆ登岐士玖能迦玖能木実持参
上侍ゆ所り。相語は加多良比賜伎ゆ訓傳し。書
紀云於是瑞齒別皇子知太子不在尋之追詣然太子疑
弟王之心而不喚時瑞齒別皇子令謂曰僕無黒心唯愁
太子不在而参赴耳爰太子傳告弟王曰我畏仲皇子之

逆独避至於此何且非疑汝耶汝寔勿黒心更返難波
而殺仲皇子然後乃見焉瑞齒別皇子啓太子曰云々冀
見得忠直者欲明臣之不欺太子則副木菟宿禰而遣焉
爰瑞齒別皇子云々則詣于難波伺仲皇子之消息仲皇
子思太子已逃亡而無備時有近習隼人曰刺領巾瑞齒
別皇子陰喚刺領巾而誂之曰為我殺皇子吾必敦報汝
乃脱錦衣褌與之刺領巾恃其誂言独執矛以伺仲皇子
入廁而刺殺即絲于瑞齒別皇子於是木菟宿禰啓於瑞
齒別皇子曰刺領巾為殺己君其為我雖有大功於己
君無慈之甚矣豈得生乎乃殺刺領巾即日向倭也夜半

臻於石上而復命於是喚弟王以敦寵仍賜科合屯倉其大小橋

天皇於是以阿知直始任藏官亦給粮地亦此御世於若櫻部臣等賜若櫻部名又比賣陀君等賜姓謂比賣陀之君也亦定

伊波禮部也

天皇於是は此御世に伊波禮部を定め給ひ其をば下に云て此処に如此云は阿知直を賞賜ふ初に御難を救奉りて功を賞賜ふ其功は大御身の御於に為る事なり故に殊に天皇は記せり

任藏官

紀に六年春正月始建藏職因定藏部とあり阿知直を此官に任し事は見えず古語拾遺に神武天皇段に當此之時帝與神共際未分別宮內立藏弓齋藏至於後磐余稚櫻朝三韓貢獻奕令齋部氏永任其職

世無絶齋藏之傍更建内藏分牧官物仍令阿知使主與百濟博士王仁記其出納始更定藏部此御世ヨリ王仁ガ在世ナレバ疑ハシキ事ナリ傳卅三ト云ヘドモ如シ至於長谷朝倉朝秦氏云々自此而後諸國貢調年々盈溢更立大藏令蘇我麻智宿禰檢校三藏齋藏内藏大藏秦氏出納其物東西文氏勘録其簿是以漢氏賜姓為内藏大藏令秦漢二氏為内藏大藏主鑰藏部之縁也按ルニ東西文氏ハ東ハ倭文直ナリテ阿知直の末ナリ此二氏の事傳卅三の北九葉ニ委シ云フ漢氏は阿知直れ末れ氏と廣ク云ヘリ漢直ナリ倭文直も漢直の一流ナリ漢直事傳同卷卅九葉ニ委シ云フ考合以傳シ姓氏録ニ摂津諸蕃藏人阿智王之後也阿智王は即右京諸内藏宿禰都賀直四世孫東人直之後也都賀直は阿知ノ直の子ナリ見ユ大藏氏ノ姓氏録ニ見ヘタリ續紀續後紀ニ見ヘテ同ク阿知直の後ナリ傳卅三ニ引ク所ノ阿知直ノ初ノ文の如シ孫ニ至ルマデ藏官ニ任ジタリ代々大藏の事は書紀清寧卷ニ云テ皇子云々遂取大藏官鎌司外門戒備乎難權勢自由費用官物云々欽明卷ニ寵愛秦大津父者云々拜大藏省ト云フ以大藏掾為秦伴造天智卷ニ云フ年十二月災大藏千年十月災近江宮從大藏省第三倉出時統卷ニ難波大藏ヲ見ル命ヲ職員令ニ大藏省卿一人掌出納諸國調及錢金銀珠玉銅鐵骨角

齒羽毛漆帳幕薦衡度量賣買估價諸方貢献雜物事大輔一人少輔二人太丞六人少丞二人大録一人少録二人史生六人大典鑰二人少典鑰二人藏部六十人價長四人云云肉藏寮頭一百人掌金銀珠玉寶器錦綾絲氈褥諸蕃貢献奇偉之物年料供進御服及別勅用物事助一人允一人大屬一人少屬一人大主鑰二人掌主當出納少主鑰二人藏部四十人云云なお延喜大藏省式内藏寮式に見えたり和名抄に大藏省を保久良乃都加佐と訓り内藏寮を知乃久良乃豆加佐と訓り此を後世に久良のみと云ふ大藏に對て此を内藏のみと云ふ物語書に藏人を内藏寮に云ふ内藏寮はさて藏部なるべしかさて云ふは漢國なる周礼に禀人倉人の職なるべしなほ久良は登久ら

云ふ古しへの官名なり○後世に藏人を云ふは後白河院の時の藏人頭なり紀略に弘仁元年三月正四位下佐伯宿禰葛成を藏人頭に補す朝臣野足従四位下藤原朝臣冬嗣並為藏人頭大警大充天充清原真人夏野右近將監朝野宿禰鹿取並為藏人所是始なり職原抄に藏人所は天皇御宇弘仁年中初置之模異朝侍中内侍等職歟云云なほ委しく天皇の大御前は天皇の御座なり藏人は天皇の御前に近習する職なるを云ふ古しへの藏部は倉庫の事なれば預らしめ給ふ藏人の出納を仕奉るを云ふ

○粮地を師の多利許呂訓を誤れり依倭書紀清寧卷に又以田地興于漢人孝德卷に給與田地とあり田莊を田地と同じ訓なれば誤なり文師の力キベ訓を誤れり卷又部曲を伊加キベと訓ども伊加キベは民地又卷

訓ミ難シ加伎ノ字ハ其領ル民ヲ云ヘル歟○於若櫻部臣等云々
称ル聞ユ有レ歟此ノ説ハ

書紀ニ曰三年冬十月天皇泛二兩枝船一于磐余市磯池與
皇妃各分乘而遊宴膳臣余磯献酒時櫻花落于御盞天
皇異之則召物部長真膳連詔之曰是花也非時而来其
何處之花矣汝自可求於是長真膳連獨尋花獲于掖上
室山而献之天皇歡其希有即為宮名故謂磐余稚櫻宮
其此之縁也是日改長真膳連之本姓曰稚櫻部造又号
膳臣余磯曰稚櫻部臣姓氏録ニ若櫻部造饒速日命三
部長真膳連初去来穂別天皇諡履中泛二兩枝船一於磐余
市磯池與皇妃分駕遊宴是時膳臣余磯献酒櫻花飛来
浮于御盞天皇異之遣物部長真膳連尋求乃俘得掖上
室山献之天皇歡之賜余磯姓稚櫻部臣也

書紀の文と記ル所ハ然ルトモ若櫻部造孫ナリ若
余磯ニ姓を賜ヒ之ヲ記ス長真膳連ニ若
櫻部造の姓を賜ヒ同ジ之ヲ記ス此ハ長真膳連ニ若
櫻部造ナリ若櫻部造饒速日命十世孫ニ其知尼大連之後也履
中天皇御世採櫻花献之乃改物部連賜姓若櫻大宮
部造ト号ク饒速日の上ニ饒字落ル歟
号の若櫻の由縁ハ此ニ見ル若櫻花のうつ
見清正集ニ いとしかし植て見ん若櫻ちか家の
春のすぎぬ後きかは
櫻ハ其ニ非ス さて此時ニ若櫻部ハ賜ヒ氏の中に臣
の方は姓氏録ニ右京皇別若櫻部朝臣阿部朝臣同氏大彦
命孫伊波我余都加利命之後也ト
ハ膳臣の事傳ニ云ヘ
の八葉ニ委ク云ヘ
瀬ハ云見ル百字ヲ十字ニ誤ル此人持統紀ニ見ル同御世十

年十二月若櫻部臣賜姓曰朝臣續紀世五に若櫻部朝臣上麻呂若櫻部朝臣伊毛などぞ云人見えあり此書紀に始めて余磯に賜ふ処に姓ぞ云ふ此記に名を賜ふ時ぞ此記の名字を師君に誤りぞ云ふ君は初賜ふ時は姓をぞ非で号ぞ云此記に名を賜ふ時ぞ君は初賜ふ時は姓をぞ非で号ぞ云此記の名字を師君に誤りぞ云ふ

孫相嗣て遂に姓ぞは形ぞ伝しきて此に於若櫻部臣等ぞ云ふ前に既に若櫻部臣ぞ云し如く聞ゆ然ら凡て始を語ふ後の名を以て云ぞ常の例なり○此賣陀君等云師云こゝぞ此賣陀某君ぞ誤りぞ云ふ於若櫻部臣等ぞ同例なるぞ賜姓謂云ぞは云く非登伊布加婆祢衣賜比伎ぞ訓伝し續紀廿七詔に物部

浄之方朝臣典言姓表授末津流正勅ぞ乃ふ是其據なひて何ぞ此に数ふ此氏ぞ日代宮殿に祖ぞ見ぞ大宝

ひて訓伝し此記の外に書紀に姓氏録なども見ぞ多

ふ云ふ如し然ふ此処に

如此殊に挙ぞ若櫻部なぞの比賣陀ぞ云由縁の

ふ是も如ぞ傳ふ之君の君字諸本に名

ぞ作ふ上の若櫻部名の名に效ひて写誤ぞふ今は延佳本に

依ぞ○伊波礼部は大宮地の石村に依ぞ部なれ

コノスメラミコトノ
天皇之御年陸拾肆歲御陵在
ミトレムソヂヨツ　ハカハモ
毛受也。
ズニアリ

陸拾肆歲書紀には、六年三月壬午朔丙申、天皇玉體不豫、氷上不調、崩于稚櫻宮、時年百十九、仁德天皇の三十一年より、立爲皇太子、時年十五、十五歲なりしより、七十五歲なりしまで、十年云々、彼三十一年は、八歲なりしは、違ふなり、若七十五云々は、彼三十一年なりしなり、○舊印本、眞福寺本、又文本などには、此間に、例の如く壬申年正月丑日崩、云々、字ありて、或は細注、或は大字かかれり、壬申年は、書紀に、仁德天皇の六十年、又癸酉

天皇の二十一年にあたりて、又月も日も合はざるなり、各一つの傳に、依據あり、但し此記に、仁德天皇を、己卯年崩、とあるは、壬申年は、此、天皇の崩し年を、元年とせしなり、書紀に、六年とあるは、五年にあたるなり、若、仁德天皇の崩し年を、元年とせば、書紀に、六年とあるは、五年にあたるなり、○毛受、延佳本に、受、下に、野字あり、次に、御陵、本にも無きに、依りて、補ふなり、古へ、此、あの地、云々、とあるは、此、地を、野と云ひしなるべし、然は、此、記は、古の傳、異なりしを、知るべし、凡て、此事、如此、書紀に、冬十月己酉朔壬子、葬百舌鳥耳原陵、諸陵式に、百舌鳥耳原、南陵、磐余稚櫻宮御宇履中天皇、在和泉國大鳥郡、兆域東西五町、南北五町、陵戸五烟、とあり、和泉志に、在大山陵、南、土石津村陵畔、有墓、有亀冢、乳岡冢、飲酒冢等、号、

云ふ。大山陵云々。仁徳天皇の御陵なれども、彼御段の北の方なり。其南方に在り。兵庫津村

天毛

多治比陵卷

水齒別命坐多治比之柴垣宮。

治天下也。此天皇御身之長九尺二寸半。御齒長一寸廣二分

上下等齊既如貫珠。

真福寺本は、初は弟の御子なり。前天皇の御弟なり。此事若櫻宮段に云ふが如し。○此天皇後の漢様の御諡なり。天皇段に云ふが如し。○此天皇後の漢様の御諡なり。天皇

申次。○多治比。此地の事、若櫻宮段に、多遲比野と見えたり。

延喜式に、十六葉。○柴垣は、上卷に、青柴垣なり。

訓柴云師斯。注に、依ゆ。此も然訓。倭名抄に、甕

課宮段に、奇は、夜幣能斯婆加岐。美古能志婆加岐。

清音。神名帳伊勢国鈴鹿郡に、志婆加支神社。書云見神社

清濁。常は濁を加を濁る。清音の加字を用ひ、

崇峻天皇の宮を、倉椅柴垣宮と云、書紀欽明巻に泊瀬柴籬宮と云、見えたり。柴の垣を、かの構へたるを、彼此の宮、名知れも故に須賀の構へ如何なる由か、此御世の埴れ、実に柴垣なるこころに至ては、皇大宮の御峻天皇の御世のごとや、然きに実に柴の御垣なるは非ざるべし、かの水垣宮と云類まで柴垣と云べし、名を称て云ふは、上代はみな美きかを故に其意によりて名づけたるを示さむとぞ、故に柴の御垣書紀に元年冬十月都を構へたるなり。猶考へ合べし。

於河内丹比、是謂柴籬宮、とかく記されぬ。此、天皇は、皇子まして坐ける、多治比の居住給ひし水齒別命を申せ、ぞ知る。多治比にて此宮は事帝王編年記に、丹比郡、今宮坂上、路北空地是也、とぞ。

河内志に、丹比郡柴籬宮、在松原、旌植田村廣庭、神社、柴垣、其去所、遠所、ぞ、なれば、編年記は云地、尋ぬ、なり。

○此、天皇、真福寺本に、此字、御身之長、長、多、氣、訓、高、云、九尺二寸半、左、云、此字、音、取、意、の、は、多、本、より、此、古言、古、言、寸、を、伎、云、は、刻、意、万葉に、玉、刻、春、伎、は、刻、字、を、書、真、刻、意、伎、云、枝、伎、牟、本語、此、兵、半、兵、寸、五分、を、云、此、半、伊、都、伎、陀、訓、違、書紀孝徳巻に、二尺半、多、力、夫、二、尺、半、

訓添水数等傳小二尺半ハ二尺五寸なり。さて御身之長九尺ま餘
り坐ふ者は諸本皆誤り拙過て異なり。諸は九字
の誤なり。書紀は僂建命を身長
七尺と思ふ。書紀は僂建命を身長
十拳尺の添水合世部思ふ。古の丈尺は量今の
異なり。然れども若古の一尺は今の七寸ばかり
次なり云む。（曽）御齒和名抄に説文云齒中折骨者
也。和名波。（丁）長は那賀佐訓傳（丁）九て立る物なり多
那賀佐云字は同じ。皇國言い差
別ありて後世は混ぢて多氣なり云はまが
書は齒寸分分寸分。寸分。水云。（丁）二分は
布多伎陀訓傳分を伎陀訓傳
也名。書紀景行巻

碩男云國名見えて此云於保岐陀の名
拠に豊後國大分伊多保郡の地なり。後の音便なり
是伎多分字を用ひるは寸分の意なり。寸分
の分を伎陀訓例本見及ばざ
おがりて寸刻の意なり。同
別なきは似れども
いさゝか訓異を以て別なり云ふ例
多ちて此の二分を師
フタワキ訓さて御齒の廣さ
二分（丁）の者尋常異なり。無き故に拳云添
多如何ぞ故ぞ。若古の一尺今の七寸ばかり
細が若久毛此を部て細きを部
添傳ふ。殊に尋常のよ
ふもいの
長さ一寸を添廣さ一分ばかりを殊に細く
で部がふぎ形にて在て物の長さを

度ハ尋ト云ヒ束ト云ハ本より其の古言形の丈尺寸分
云ふ漢字不敢きを設けしより訓形ハ信きなき也
慨ハ其量を古の一尺を今世の七寸
計り日ハ可なむ此事未委く知がたし其得考別を今の時は御定
ゑハ唐代のから国のさ
ゑハ唐代のから国のさ
ゑハ唐代のから国のさ

都夫良郎女。亦名又娶同臣之女
弟比賣生御子。財王。次多訶辨
郎女。并四王也。

丸迩は丸迩臣ゆ云姓ぞ。伊那河宮段ゆ出。傳廿二の四十六葉

㊀許碁登臣名義未考得次。書紀神武巻ゆ興台産霊此ヲ云ニ許語等武須毘ゆ云神名ぞ。ゆ姓氏録に布留宿に天足彦國押人命七世孫米餅搗大使主命之後也。男木事命ゆ

時代世ゆ仁徳天皇御世ゆ合ヲ。㊁都怒郎女は名意未考得次。㊂甲斐郎女。御名義未考得次。㊃都夫良郎女。御名義未考得次。継躰天皇ゆ御子に同御名ぞ。書紀ゆは彼御母を丸迩臣氏なり。穴穂宮段ゆ男ゆ都夫良意富美ゆ云人を云り。書紀云元年秋八月立大宅臣祖木事之女津野媛為皇夫人生香火姫皇女圓皇女。大宅臣は丸迩臣ゆ同祖の氏なり。一ツ

㊄財王。書紀ゆ皇女ゆ云り。此記ゆ皇子皇女共に例なり。男女の間知かぬ。此御子の次王ゆ云ぬ。他ゆ云ぬ。中巻高穴穂宮段ゆ弟財郎女ゆ云り。御名義又同御名の御子ありて。彼延ゆ云ヲ。傳廿九の四十八葉

㊅多訶辨

郡女御名也地名ノ神名式ニ大膳職坐ス高倍神社ヲ云フカリ又鳥名カ三又
十一ハ此鳥名見ユ和名抄ニ雉集註ニ云鷸一名沈鬼貌似鴨而小背上有文者也漢語抄云多加閑書紀
ニ皇子ノ御傳ノ異ナル所ノ書紀ニ云又納夫人弟
媛生財皇女與高部皇子

天皇之御年陸拾歲御陵在毛受野也

コノスメラミコトノミトシムソヂマリムクニ　ハカバモスノヲニ

天皇之真福寺本ニ之字無シ陸拾歲書紀ニ六
年春正月甲申朔丙午天皇崩于正寢ノ御年ハ
記サレズ○舊印本真福寺本又一本ニ此間ニ
丁丑年七月崩ヲ云六字アリ日ノ無キヲ傳ハ
ラバ誤ルカ丁丑年
ヲ書紀ニ仁德天皇六十五年又允恭天皇廿六年
ニ有ルアリ但シ此記ニ履中天皇壬申年崩ヲ云ヘルニ
依ルキハ丁丑ハ此天皇ノ五年ニ當リ
毛受野書紀允恭卷云五年秋七月地震先是命葛城
襲津彥之孫玉田宿禰主瑞齒別天皇之殯則當地震夕
云々冬十有二月甲戌朔甲申葬瑞齒別天皇于耳原陵
ソモ〳〵此御葬ノカタ數年ヲ經テ有シ事ニ加ヘテ故ニカヤウニ思ヒ設ケシ思ヒ
ナホ書紀ニ允恭天皇御位ニ即ケル
ヤウニ群臣固ク辭ビ給ヒ又妃ノ
ヤウモ篤疾ニシテ不能歩行ヤウニ
請申ス賜ヒ御言ノ中ニ大王辭而不即位位空之既經年
月ヲ以ノ故ト思ヒ實ニ允恭天皇辭テ未御位ニ即

賜はざりしかば五年は經あり遂に故ふ供御葬は遲くなれ御位ふ即賜ふ御位を此天皇の崩坐し明年ふ位を恭天皇の号傳はまぎれ
ふやうに年若明年崩らむ子は既經年月ぬ申
給ふは諸陵式ふ百舌鳥耳原北陵丹比柴籬宮御宇反
正天皇在和泉國大鳥郡兆域東西三町南北二町陵戸
五烟ぬ和泉志は在大山陵北爲中筋村今称楯井
原陵陵畔有墓白鈴冢云ふ御陵里人は田井山ぞ云ふ

古事記傳三十九之卷

遠飛鳥宮巻　本居宣長謹撰

男淺津間若子宿禰命坐遠飛
鳥宮治天下也此天皇娶意富
本杼王之妹忍坂之大中津比
賣命生御子木梨之輕王次長

タノオホ イラツメ。ツギニサカヒノクロヒコノミコツギニ
田大郎女次境之黒日子王次
アナホノミコツギニカルノオホイラツメ。タノミナハソトホシノ
穴穂命次輕大郎女亦名衣通
イラツメ。ミナオソトホシヒメハ
郎女御名所以負衣通王者。ツギニ
ヤツリノ。ハロヒコノミコツギニオホハツセノミコト
其身之光。自衣通出也次
ツギニタチバナノオホイラツメ。ツギニサカミノイラツメ
八瓜之白日子王次大長谷命
次橘大郎女次酒見郎女九
杜凡

コノスメラミコトノ
天皇之御子等九柱男王五
コノハシラ。ヒコミコイツハシラ。コノ
女王四此
コノハシラ。ヒメミコヨハシラ。
ツギニオホハツセノミコトモアメノシタタシロシメシキ
次大長谷命治天下也
真福寺本初は弟水穂の王也あり。此天皇後の漢様の御諡号恭天皇申
○遠飛鳥の事は若櫻宮段に云へり。傳北八の十七中巻の迹天皇
此字諸本は無し。今は真福寺本に依りて是に加へ皆

此字あり次くはも有り無きも有り
古言のまゝなるか無きハ漢文様なり餘処も同じ
○意富本杼王忍坂之中津比賣命共に中巻明宮段末
に出ス傳ハ四の五十葉書紀云三年春三月丙申朔己酉立
忍坂大中姫為皇后○木梨之輕王木梨は地名なり
梨の一種にて其を負給ふる御名なり神名式に播磨国
賀茂郡木梨神社
あり輕ハ大和國高市郡の地名にて上に出さて此王の
御事下に見ゆ○長田大郎女長田地名なり和名抄に
摂津国八田部郡伊賀国伊賀郡伊勢国飯野郡遠江国
長上郡なり長田郷あり阿波国に名方郡あり神名
式に近江国高嶋郡美作国大庭郡此ハ履中天皇の御
なるに長田神社なり有ら
子なるか紛誤なるか傳ふる其由ハ穴穂宮段に云ふ

傳四十の十葉○境之黒日子王境ハ地名なり書紀
巻ハ此王の雄略
子屍而駄爆死給ふ処に坂合部連贄宿禰拘皇
ハ此人ハ若御乳母
の人なり然らハ境ハ御乳母の姓の黒ハ
思ふ然なるか
所由を必負給ふる御名なり詳なる事ハ此御子の御事
下に見ゆ○穴穂命御名地名なり此地の事ハ命の御
段に云ふ○輕大郎女輕ハ御兄王の御名なり輕ハ同
此女王の御事下に見ゆ○衣通郎女此御名曽登富
志ハ訓ふ其由ハ明宮段末琴節郎女の下に云ふ傳
四の五十三葉ハ此御名を書紀に皇后太中津比賣命の御妹弟姫
の亦名ハ云ふハ傳の異なるなり此ハ何れ正

爭甚紛らはし其故ハ此記も彼琴節即女ハ正しく
書紀の弟姫を南枝と云名を琴節と云名
衣通郎女と云ふ衣通郎女を申次い書紀の説の如く
叩けむ文此記ヨリ此輕大郎女の亦名を紡ぎ
る傳らは衣通郎女ハ此記の如く輕大郎女かと
の琴節の別義の御名なるとも書紀の傳ハ其言の似
ばらく紛まて弟姫の亦名を彼弟姫も皇
后の御妹此輕大郎女も皇后の御子なれ御姨御
姪の間まぎれなるを何ぞ正しからぬ

註ハ御名云く書紀ヨリ彼弟
姫の事ハ容姿絶妙無比其艶色徹衣而晃之是以時人
号白衣通郎姫也とあり

八咫之白日子 ヤツリノシロヒコ 八咫ハ太
和國高市郡の地名なり中卷伊邪河宮段八咫入日子
王の下ハ云り傳廿二の白日子王ハ合なる所由の御名
なるハ御兄の黒日子王ハ色黒く坐此王ハ白く坐
神名式能登国能登郡白比古

神社ありけれど其ハ此ヨリ由あるこゝなり此王の御
非文彼郡ヨリハ某比古某比咩と云社多し
事も下ヨリ見よ

○大長谷命長谷ヨリ居住坐なるこゝ
御宇ぢめし大宮を即其延なりき

○橘大郎女橘ハ地
名なり大和國高市郡也今も橘村てあり万葉二十
九ヨ橘之嶋宮とよめるも此地なるこゝ此御名を書紀ヨリ但
馬橘と云ふ但馬ハ別なれど重なりこゝ誤めて重なりこゝ
名なり和名抄ヨリ播磨国賀茂郡酒見郷神名式
ヨリ尾張国中嶋郡酒見神社なり

○註ヨリ九
柱延佳本ハ此二字なし

○等字諸本ヨリ無し今ハ真
福寺本延佳本ヨリ依り書紀云皇后生木梨輕皇子名
形太娘皇女境黒彦皇子穴穂天皇輕大娘皇女八釣白

彦皇子太泊瀬稚武天皇但馬橘本娘皇女酒見皇女書曰云皇后生木梨輕皇子

スメラミコトハジメアマツヒツギシロシメサムトセシ

天皇初爲將知天津日繼之

トキニイケル

時天皇辭而詔之我者有一長

アレバヒツギエシラサジトノリタマヒキ。シカレドモオホギサキヲハジメテ

病不得所知日繼然大后始而

マヘツギミタチカタクマヲシタマヘルニヨリテゾアメノシタシロシメシケルコノ

諸卿等因堅奏而乃治天下此

トキシラギノコニキシミツギモノヤツヒトフネタテ

時新良國主貢進御調八十一

ツリキロハニミツヅギハハオホツヅカヒナハヒコムハチムカムキム

艘爾御調之大使名云金波鎮

トゾイヒケルコノヒトクスリノミチヲフカクシレリキカレスメラガ

漢紀武此人深知藥方故治差

ミヤマヒヲサメツリキ

帝皇之御病

天津日繼上巻に出傳十四の末七葉○爲將所知之時所知者むかし所念知名既法ゐめ付る時ゆ云むが如

㊀天皇辭。この天皇、字讀。ほかうを煩らはし。㊁長病
一字讀。ほかうと。此の漢文。然はあ添へる字。記中
よ。一横刀一賤夫。一高樹時。福寺本よ。此の字の例なり。真
の一字は無し。は。字知波閑多流夜麻比。訓ほし。長字
也。常也。注しる意なり。故師は。トコシ
ヘナル。訓まじくおがゆ。長く
久しく引延て何時なく恒なる意なり。古今集よ貫
之。屏風の繪なる花をよめる。咲初し時よりの後はうち
はへて世は春なれや色の常なる。万葉十三よ。打延而
意。聞ゆ。書紀よ。及壯篤疾容止不便見之。此辭賜ふ御言思之小野者とは異
よ離篤疾不能歩行云く。容止不便なるは。其は篤疾
を治賜ひむ。峻き療を云なるし。歩行を因て。不能歩行
なりぬるをや。密破身治病。あまばなり。又不能歩行

篤疾のなるを治して。此辭賜ふ。㊂御事は書紀よ。瑞齒別天皇
崩。群卿議之曰。方今大鶴鶏天皇之子。雄朝津間稚子宿禰皇子。長
宿禰皇子與大草香皇子。然雄朝津間稚子宿禰皇
之任。孝。即選吉日。跪上天皇之璽。雄朝津間稚子宿禰皇
子謝曰。我不天。久離篤疾。不能歩行。且我既欲除病。独非
奏言而密破身治病。猶勿差。由是先皇責之曰。安患病。縱
破身不孝。孰甚於茲矣。其長生之。遂不得継業。亦我況
天皇愚。我而輕之。群卿共所知云。寡人弗敢當。群臣再
拜言。夫帝位不可以久曠。云々。猶辭而不聽。於是群臣皆
固請曰。云々。願大王聽之。㊃大后は。忍坂之大中津比賣

命詔り。是時に未大后に申さねば後より記せる詞なり。㊀始而此言の例中巻神功皇后段に金銀為本云々とある処に云々傳此の十九業㊀諸卿等に麻開都岐美多知に訓ぜ。書紀景行巻の哥に魔幣菟者弥其端詞に百寮云々とあり。前に公の意なり。天皇の御前に候ふ公等に云々とあり。書紀に侍臣群卿群僚群臣卿大夫公卿大夫卿等大夫将相なぞ皆。手ぎ。手ぎ。手ぎ。公。手。訓。れて。まちぎ。ぎみ。ぎみ。云。了。ぎみ。音便に訛き。ぎ。ぎ。云。又。て。き。ん。ぞ。ち。ぞ。ち。れ。音便よく訓れ。後の音便言多。㊀奏に天津日嗣所知省ぜ由を請申し給ふ。㊀乃に。曾に訓ぜ。元に加

に。処に曾に云辞に甚重くなりて。乃に。字に当て。書紀云元年冬十有二月妃忍坂大中姫命苦群臣之憂吟而親執洗手水進于皇子前仍啓之曰。妾主辞而不敢位。位空之既経淹月群臣百寮愁之不知所為願大王従群望強即帝位然皇子不欲聴而背据不言於是大中姫命惶之不知退而侍之経四五旬當此時季冬之節風亦烈寒大中姫所捧鋺水溢而腕凝不堪寒以将死皇子顧之驚則扶起謂之曰云々。何遂謝耶爰大中姫命仰歎則謂群卿曰皇子将聴群臣之請當天皇位於是群臣大喜即相捧天皇之璽符再拝上焉皇子曰云々乃即帝位㊀

此時初めて御位を即給ふる時を指て云ふ又ふるく廣く此御世を云ふる事も有なり①新良(レラギ)は新羅なり中巻に出(ツ)傳(ハ)の五(ヒ)國主(コニキレ)も彼(ソコ)より見(ル)傳(ハ)同(ヒ)六巻(ヒ)御調(ミツギ)の事中巻に氷垣宮殿(トノ)を造(ツクリ)傳(ハ)三の巻(ヒ)八十七巻(ヒ)八十二艘(ヤソヒトフネ)書紀神功巻に後新羅王波沙寐錦(ハサミキム)即以微叱已知波珍干岐(ミシコチハチムカムキ)為質(ソヒリト)仍賞金銀彩色及綾羅縑絹載于八十艘船(ヤソヒトフネニ)令従官(ヒトツカヒ)軍是以新羅王常以八十船之調貢于日本國(ワガミカドニ)其是之縁也仁德巻に十七年云々於是新羅人懼之乃貢献調絹一千四百六十疋及種々雑物并八十艘(ヤソヒトフネ)此御巻に云云云々(これらは依らざ此八十一艘(ヤソヒトフネ)ある一ノ字は衍なり)げ多と書紀に何とも云

字を畧きて記(カキテシル)○大使(オホツカヒ)師(ツカヒ)ザネ訓(ヨミ)ル小使(ヒツカヒ)も同(ヒ)宝のまゝ訓(ヨミ)も書紀に誤(アヤマリ)ル欽明巻に詔于百濟曰云云且以馬武為大使遣朝而已(ヒ)高麗使云々大使云々敏達巻に高麗大使(ソヒツカヒドモニ)使譯副使(ソヒツカヒドモニ)等曰云々舒明巻に高麗大使宴子拔小使若德百濟大使恩率素子小使德率武德共朝貢皇極巻に大使翹岐(ヒ)此後の巻々に見(ル)皇朝(ハ)遣(ツカハ)蕃國(ハ)大使小使(ツカヒ)ありしかど欽明紀齊明紀天武紀なども賜ひ孝德紀に押使大使副使判官(カヒ)ありなど(ハ)⑤金波鎮(コムハチム)漢紀武金(カム)の姓なり新羅王の姓金なり唐書の新羅傳に王姓金云々朝鮮の東國通鑑に云書に新羅脱解王九年春三月新羅王得小兒於閼智養以為子王夜聞金城西始林間有鷄声遅明遣瓠公視之有金色小櫝掛樹梢白鷄鳴於下瓠公還告王使人取櫝開之有小男兒在其中姿貌

奇偉玉喜謂在右曰此豈非天祚我以亂乎名爾智爾智
鄉言小兒之称以其出于金櫝姓金氏有鷄怪故始林名
鷄林因以為國号云々其族多々見也但古くわ見えず孝德卷より見ゆ波鎮わ彼國の爵なり
書紀神功卷に新羅王波沙寐錦即以微叱已知波珍干
岐為質波珍干波鎮同釋に波珍干岐私記曰師説新羅爵級
也當此國正三位に次ぐ干岐の註なり東國
通鑑に新羅設官有十七等曰伊伐飡二曰伊尺飡三
曰迊飡四曰波珍飡五曰大阿飡皆授真骨々王族也
云北史新羅傳に其官有十七等一曰伊罰干貴如相
國次伊尺干次迎干次破弥干次大阿尺干云々
北史に干云るを東國通鑑まわ皆飡云るわ音
天武紀にも飡云々あり

破弥干ある弥字わ珍を誤れる
記に波珍を正三位に當る云々階違ふ
西洋わ従品階に當る云々書紀天武卷に新
羅遣波弥飡金智祥大阿飡金健勲請政事進調
弥字わ珍を誤れるなり北史に弥あれど神功紀
通鑑に波珍とあり漢紀に波珍とあり波鎮東國
の師説に波鎮号也此波珍の註なる波鎮干岐わ誤なり
冠位に註わ非ず又南史新羅傳に其官名有子
貴早支壹早支齊早支調早支壹吉支奇貝早支云
支字正の音なり必早岐わ聞えず皇國にて此
を支字の假字に用ひ小韓國にて
早支わ官名わ云る
支の上に早字
を落せる誤なり
書紀神功卷に阜淳亜末錦旱

岐淳ハ國名なり。土加羅國王ハ己本昇岐、継躰卷ニ、任那王ハ能
末多干岐、崇神卷ニ、意富加羅國王之子、都怒我阿羅斯等ハ亦名于斯岐阿利叱智
干岐、継躰卷ニ、新羅改遣其上臣伊叱夫礼智干岐、欽明
卷ニ、任那諸國、旱岐等、又ハ安羅加羅、卓淳旱岐等、又ハ
新羅下旱岐、なども旱岐ハ多く見ゆ。ふるくは其國々王の
族なるべし。されど韓の諸國ども王をも其族をも通
はして、旱岐ハ云なり。こゝ皇國にて天皇を始奉りて
諸王おのづから且て意富伎美
申ハ同じことなるべし。波珍旱岐ハ
連ねて云ふ。王品親王なり。申ハ同じ。ちて
此ハ波珍の珍を鎮ハ作き、旱岐を漢紀ハ偽るハ同音

なる字を通用る古の例なり。都堵瑞復命を服命書紀なり
書ハ豊如。若ハ彼国ハ假字音を用ひたるのみ
意なれど波を破旱跋ハ倍なれば、ハの北史ハ波弥寺
波鎮漢ハ爵なり。名ハ紀武ハ思ひ。神功紀ハ
珍飡漢紀ハ旱岐ハ見え、天武紀ハ波珍飡ハ波鎮ハ
なり。名ハ武なり。
彼國の古へ、金赤姓ある爵ハ置る
天武紀ハ波珍食金智祥なり。御國ハ源二位藤大
納言なり。漢國の云ハ去なり。
訓ハ方ハ和邪皇書紀神代卷ニ、定其療病之方、此
訓ハ訓ハ。
然ハ訓ハ。さて知。藥方ハ藥を用ひて病
を治む術を知る事を云なり。醫を藥師ハ云ふ是な
漢国の医書ハ

藥品を合せることを藥書紀天智卷に百濟の人ぬれ方ぬ云ぬ異なり。書紀仁德卷中に解藥を注したるなどは同じ。①帝皇書紀仁德卷に御宇帝皇とし帝皇之子此卷に帝皇之裔續紀此に天乃御門帝皇我御命以天乃御門帝皇我御命以天とあり。古に如此免書奉なり。須賣良賀に訓たし。之を賀ぬ云ハ不敬き。②治差を袁佐米奉伎ぬ訓たし。差字ハ義を以ぬ思ふ後世の心なり。て添さ何事にても善くなるを治むぬ云り。續紀四の詔に御病欲治此六の詔に病止豆三代実録此六の詔に皇帝御體尓労苦給處有尓依豆云即愈息萬利給比奈弖止。愈息ハ訓む。廿九の詔に御病平治賜比なぬ

ぬ。はて書紀に三年春正月遣使求良醫於新羅秋八月醫至自新羅則令治天皇病未經幾時病已差也天皇歡之厚賞醫以帰于國四十二年天皇崩新羅王聞天皇崩驚愁之貢上調船八十艘乃種々樂人八十云々ぬ。

ある。傳の異なるなり。何ぞの正多。

於是天皇愁天下氏氏名名人等之氏姓忤過而於味白檮之

言公十禍津日前居玖訶瓮而。
（コトヤソヒガツヒノサキニクカヘヲスエテ）
（アメノシタヲヤソトモノヲノウヂカバネヲ）
玖訶二字以音定賜天下之八十友緒
（サダメタマヒキ。ニタリキ。ヤソトモノヲノウヂカバネヲ）
氏姓也。又爲木梨之輕太子御
（トレテカルベヲサダメタマヒオホギサキノミナレロトレテオサカベ）
名代定輕部爲大后御名代定
（ヲサダメタマヒホホギサキノミオトタキノナカツヒメノ）
刑部爲大后之弟田井中比賣
（ミナレロトレテカハベヲサダメタマヒヒキ）
御名代定河部也。
（品陪皇子其兄）

天皇皇子舊印本文本作生今眞福寺本延佳本に依り改。○氏々高津宮段氏々之女等。
書紀崇峻卷小氏臣連皇極卷又孝德卷小氏人等。
續紀五詔に諸氏人等なりあ
○名々まで名ハ名ハ為ハ為ハ為

で負ばくる物ありて名を呼い尊みなり。其名くひ貶非ばめ負ばくる意に贈くるなれなり。故名を呼い尊みあり。然るに漢国ありて以の名を呼を不敬なりと友の説なり。皇国にても後世ありてか人の名を呼を不敬なりとなる漢のうつりなり。後の世のひとを以て古を疑ふこと有て古へ氏くばね職業格定まりて世々相継で仕奉ひ来れぞ。其職即其家の名ある故に氏の職其先祖の徳功に因てうあるはり仕奉ひ来れば是に贈ひ賜ふ方ある名なり。即其職業を指て名ぞ云ゆ。さて其(ハ)其家に世々に傳へる故に其名即又姓に如本ぞ名ぞ云ゆ。職くに即此に

氏くに云ふ。きなり。書紀孝徳、巻に詔曰云く始王之名く臣連伴造国造分其品部別彼名く復以其民品部雑使猟国縣遂使父子易姓兄弟異宗婦更互殊名云。詔曰云く。天皇名或別為在連之氏或別為造等之色云く各寄名ぞ。部某部云類なり。始玉之名く天皇名くあるは御名代を云ふ。臣下の姓なるは或はかの某部を云ふ。其御名は代の類の号なるを云ふ。さて此に名なる御名代なる部は天皇又皇子の家に相傳御名なるは其名即姓なり。故夫婦殊名云ひ。姓を異にするが如し。續紀九、詔に其負而可仕奉姓名賜ふ。遂絶骨名之緒永為無源氏。即姓を名の名も亦無者汝乃伎欲吉彼名乎伊奈多敝欲伊麻乃弁追通尓奈我佐敝流云く祖名不絶云ぞ。又二十毛能乃敷能夜蘇等毛能乎毛於能我於

敏流於能我名を須大王乃麻氣能麻各と云北可久之許曽都可倍麻都良米名負を今本は廿五十下に誤れり

よ都加倍久流於夜能都加佐芽許芽太豆佐豆氣多麻敏流云北安多良之伎佐浩用伎曽乃名曽云北於夜乃名多都奈

○名負は皆先祖の職業を名とせり家の職業を名とせり

先祖乃大臣止之天仕奉之位名乎継止念豆職なりし

○續紀廿五の詔に位名と職とを以て氏くの職を

云北先祖乃名乎興継比呂米武止不念阿流方不在

知波ち

○續紀廿五の詔に進豆波挂畏天皇大御名乎受賜利退豆波婆大御祖乃御名乎蒙豆之食國天下乎

の事此字よりおもてに見えたり

國とは此字よりおもてに見えたり

姓は別なり

○姓は別なり

姓は別なり

○姓は別なり

姓は別なり

○姓は別な

ばくもあれどそれぞ姓を書むを難あり。讀人の心はうるさく序て存は感ふ。元て萬の言漢字の中に此加婆祢の事は常なる中に殊に字は依て人の思ひ惑ふ物なり。ゆゑ〳〵姓字を忘れて思ふべきなり。此書紀推古卷に令謀氏姓之本續紀廿九詔に文部姉女乎波内都奴止為に冠位拳給比根可婆祢陟給比治賜伎云一等降に其等我根可婆祢替に遠流罪亦治賜布る称なり。○件過ぬ。凡て氏姓の朝廷より賜ふ物小なれど其本を推究て思ふに天下の人等の氏姓を悉に朝廷より賜ふ始きまは非ぞ。初めは自ら定まりて私はかは漫なれど治賜ふる。皆朝廷よりぞ。いさ〳〵の毛松はるるを能く古へは是を甚重くして厳なりしぞ。世に此史は

婆撫賜恵賜夫云男能朱以名類に波伊婆紀奴物阿乳夜応雙仕奉自理在止云天津日嗣所知者御職業を天皇大御名丹まを書後宮の御政を御母の御名を詔ふ。次は父の職業を兼継を云る。○氏姓は宇遅部云物は常並人の心得るるに如婆祢を訓て宇遅部源平藤原なり加婆祢の類是なり。

さて宇遅を云は。源平藤原の類氏なる宇遅を尊みとる号なり。是は詔に非るも賛る意いかれとなり。又朝臣宿祢なり。宇遅の下に著て物を固賛尊み格号なり。又宇遅朝臣宿

祢の類ゆを連ねても加婆祢ゆ云ひ、藤原朝臣大伴宿祢の如ゆ云ひ、宇遅ゆ云ひ、源平藤原の類は局て、朝臣宿祢の類を宇遅ゆ云ふ、賀加婆祢ゆ云ひ、宇遅ゆも朝臣宿祢の類は連て呼ぶ事も亘る号なり、宇遅ゆ加婆祢ゆの差別太かく如此ばかりて宇遅加婆祢ゆ連ねて云ふ、宇遅源藤原の類ゆ加婆祢朝臣宿祢の類ゆを分て並ぶて云ふるもあり、又何ゆなく重ねて云ふるもあり、此の氏姓何ゆは見て違ふべし、さて宇遅は氏字を書くべき当りて、加婆祢は姓字に当る処ゆ当らぬ処ゆあり、然るを世人宇遅加婆祢の義をひとへに氏姓字なる事と思ふは、因て分別せざる故なり、故に委曲は辨ずべき事なれども、如きまぎらはしき故ゆ氏ゆ如く云むは、漢国なども姓ゆ氏ゆの別ある故なり、此間の宇遅加婆祢

見えざる如く、然るあれども猶ほ紛かはしき故ゆ、又偽者ありけるなり、②味鉏槌ゆ、中巻王族宮殿ゆ見ゆ、薄井五味ゆ宇麻呂訓ゆ、乳ゆ多く甘字を書き、書紀なゆ阿麻ゆ訓ゆ、今ゆ其ゆ依て初、①吉八十禍津日前ゆ、尋常の地名ゆ思ふべし、此度の探湯の事ゆ依て殊ゆ賞給ふる名なれば、ゆ乳ゆ御味白鉏槌前ゆ、八十禍津日の事ゆ、上巻禍津日神の所ゆ云ふ如く、傳六の五氏姓の忤過ゆ、世の禍事ゆ、甘樫坐神社四座ゆ、若くは此如是ゆ賞せ賜ふ、探湯並ゆ依て斎祭賜ふ神ゆ

ハ非ルカ。若然もあらば。其四座ハ。八十禍津日。大禍津日。神直毘。大直毘の四柱。神なれば。此ハ古文の云の姿なり。皆ハ。氏姓を忤字偽り云。言歌。師ハ。云を訓れば。心得ぬ説なり。万葉十四十九ノ。宇都世美能夜蘇許登乃敝波思氣久。等母安良蘇比可。称豆安乎許登奈須那。許登乃敝ハ。稲掛大平云。詞那比ハ。音を誤なり。いかゝ同じ。此ハ下上の異あれ。八計ハ。續きの訓。同じ。檜隈ハ。同き。云地是なる。ぞ。云を。檜隈ハ。の地なれば。其説も。書紀ハ。碑ハ。作ると。ある。ぞ。其説も。崎なり。記中の例。崎ハ。みな。前。字を書。

(一)玖訶瓮。玖訶ハ。書紀ハ。盟神探湯此云。區訶陀智。如く。熱湯中ハ。井を。漬探。陀智ハ。役なり。の。陀智ハ。て。其事ハ。趣。を。其。

訶を立て。某立。云。昔。今。多。探湯ハ。訶を。濁。陀を。清て。讀ハ。非。

(二)書紀應神卷。九年云。天皇則推問武内宿禰與甘美内宿禰於是二人各堅執而爭之是非難決天皇勅之令請神祇探湯是以武内宿禰與甘美内宿禰共出于磯城川濱爲探湯武内宿禰勝之継體卷。日本人與任那人頻以児息諍訟難決元無能判毛野臣樂置誓湯曰実者不爛虚者必爛是以投湯爛死者衆なり。湯探事。書。

(三)垂仁卷。中臣連祖探湯主。云人名。見。

(四)日本紀竟宴集。此。天皇。物。与。介。礼波。尓。己。礼。苗。多。見。手。賀。茅。宗。智。遠。各。可。倍。温。須。恵。傳。和。玖。能。美。箇。王。多。濃。當。摩。讃。部。安。羅。波。礼。仁。計。驪。かの。武内宿禰。を。川。久。之。幹。天。久。

可多知世之尓支与支見波武与釜ハ其探湯立の湯を乃沸免良亦都ち弊支尓ふるか此類の器の惣名にて加那南ハ沸ル金なり南ハ云ふ此類の金釜なり鍋ハ魚菜を煮る釜なり其外某釜ハ云ふ名多し けてかく其釜を居ることわらわを云て探湯せ事をば暑きを云ふなり古文のさはなり大祓詞は天津金木を打切て云て其を置座に造ることを云ふ同じ格なり置座に置足はる云ふなり

(四)八十友緒の事ハ上巻に五伴緒ゆ云ふ処に傳十五の八業に云ふ万葉廿八に十ハ夜蘇等毋能乎ゆ云ふ崇神紀に八十諸部ゆ云ふ訓注に ヤソモロトモノ ゆ訓ふハ古言なり

(五)定賜ハ真偽を糾し決定賜ふなり姓氏録序に允恭御宇萬姓紛紜時下詔皆盟神探湯首実者全冒虚者害自茲厥後涇渭別流矣

○書紀云四年詔曰

上下相爭百姓不安或誤失己姓或故認高氏甚不至於治者蓋由是也云ふ詔曰群卿百寮及諸國造等皆各言或帝皇之裔或異之天降云ふ故諸氏姓人等沐浴齋戒各為盟神探湯則於味橿丘之辞禍戸砠坐探湯瓮而引諸人令赴曰得実則釜偽者必害於是諸人各著木綿手繦而赴釜探湯則得実者自全不得実者皆傷是以故詐者畏之豫退無進自是之後氏姓自定更無詐人注ニ或湟納釜煮沸攘手探湯湟或焼斧火色置于掌ゆあるハ後人の加ふるなり

○比ゆ南ハ通音にて禍津ハ訓ふ言なり本よりゆ訓ふハ非なり

(六)輕太子太子ハ

美古能美許登ヲ訓ス日嗣御子ヲ申ハ常ナレドモ之ハ御名ニ係テヲ某太子ノ御子命ヲ申セルゾ例ナル某日嗣御子ヲ申ス書紀推古巻ニ厩戸豊聰耳皇子命天武巻ニ草壁皇子尊高市皇子命ナドアルガ如シ皆皇太子ニ坐ス續紀ニ又方巽ニ日並知皇子尊ヲアルヲ續紀四卷ニハ白壁王ヲ皇太子ヲ書ルヲ以テ皇太子ヲモ

○コヽニ三ツヲ訓ヲ方巽三ノ哥ニ安積皇子ヲ御子ノ命ヲ云ヘルハ皇太子ニ坐サレドモ聖武天皇ノ一柱ノ彦御子ニ坐セバ皇太子ニ准ヘテ申セルナリ哥ノ詞モ其趣ナリ

御名代ヲ出ス

刑部ハ忍坂部ナリ於佐加辨ヲ訓ス和名抄ニ伊勢國三重郡遠江國引佐郡備中國賀夜郡英賀郡ニ刑部ヲ云郷名アリ之皆於佐加倍ヲアリ田ニ因幡國高草郡ニモ同ジ郷名ニ於無加倍ヲアリ此ハ此ノ大后ノ御郷大和國城上郡ノ忍坂ナル刑部ヲ書故ニ其郷ナル忍坂部ハ大芽ニ刑部ノ職ニ仕奉ル

○天内

注ニ其職名ノ字ヲ書ナ[illegible]ル

ハ云名ハ忍坂部ニテ刑部職ニ刑部ノ字ハ忍坂部ヲ云名ニ外ノ由アルニ非ズ又刑部ハ非ズ本ニ別ニ然ルヲ於佐加辨ヲ本ニ神部ノ職名ヲ心得ルハ非ナリ師ノ[illegible]カ[illegible]ナ[illegible]部云ヘルヲ違テリ刑部ノ職名ヲ於佐加辨ヲ云ヘルヲ皇無其ハ和名抄ニ刑部省字類倍多ヲ須都加佐ヲ見エ書紀持統巻ノ毛ツ夕ヲ皇ハ訓ス

田井中比賣ハ中巻明宮段末ニ出ツ傳世四ノ書紀ニハ弟姫ヲアウ衣

通郎姫（トホレノイラツメ）と申す。此御事なり。七年まで十七年まで
の処は天皇の御寵の事なれば其間の御寄なるべし
見えたり。されど天皇の深く寵幸し奉賜ふる故
衣通郎女と申す名は此記の傳に其人異なれども殊
其餘の事は異なるに書紀の傳に奉れるなり。○河部
は御名代なるべし定賜ふ御名代
は其御子賜ふる地名を取れる例なり。此地名な
るべきに其おぼしき所なし。此御名は由縁あるべきに
なれども思ひ得ず。若河の上又は下の字の脱るか思ふに
なれども未考
得ず。或は田井部なるべし。田井を河と
誤れるか。なほ三字を河一字は誤るべきなれどよく考へ

ず。書紀に弟姫云々別構殿堀於藤原而居也云々。
十二年云々。先是衣通郎姫居于藤原宮云々。科諸國造
等為衣通郎姫定（メシ）部（ベ）。
藤原部（フヂハラノベ）。
（コノスメラミコトニ…ツカヘソギたり）

天皇御年漆拾捌歲御陵在河内之惠賀長枝也

（アガノナガエニアリ）

漆拾捌歲書紀に八十二年春正月乙亥朔戊子天皇
崩時年若干云々。本紀に年八十七六十八

あり。舊事紀ニ七十八ヲ云フトハ此記ニ依ルナ○舊代要記編年記ナドニハ八十ヲ云フ

御本眞福寺本ニ又一本ニ云フトハ此間ニ例ノ如ク甲午年正月十五日崩ヲ云九字アリ。甲午年ハ書紀ニテハ安康天皇の元年ナリ。此ハ此天皇の崩ヲ年ニ安康天皇の元年ヲ合ヲ正月ハ書紀ヲ合ヲ十五日ハ一日違ヒ戊子ハ十四日ナリ

○恵賀長枝書紀云冬十月庚午朔己卯葬天皇於河内長野原陵一代要記云葬河内國志諸陵式ニ恵我長野北陵遠飛鳥宮御宇允恭天皇在河内國志紀郡兆域東西三町南北三町陵戸烟守戸四烟ヲアリ北陵ヲ云恵賀裳伏岡陵西方ニ恵我長野西陵ヲ云フ對テ云ナリ此地の事ハ訶志比宮段ニ云ヘリ傳一の河内志ハ在志紀郡澤田村陵畔冢十三其七在澤田村三在道明寺村餘在古室村管内ヲ云ヘリ廟陵記ニ在國府市野山ヲ云フハ國府澤田並ビ記ナシ

スメラミコトカムアガリシテイチヤ大ハレカルノミコトノミエト

天皇崩之後定木梨之輕太子

ヒツギシロシメスミサダマレルヒヲイマダクラヰニツキタマハザリシホドニ之ノ位ロモ

所知日繼未即位之間姦其伊

カルノオホイラツメニタハケテミヲタヨミシタハクアヒヒ

呂妹輕大郎女而歌曰阿志比

紀能夜麻陀袁豆久理夜麻陀
加美斯多備袁和志勢志多杼
比爾和賀登布伊毛袁斯多那
岐爾和賀那久都麻袁許存許
曾婆夜須久波陀布禮此者志

良宜歌也。又歌曰。佐佐婆爾宇
都夜阿良禮能多志陀志爾韋
泥豆牟能知波比登波加由登
母宇流波斯登佐泥斯佐泥豆
婆加理許母能美陀禮婆美陀

禮佐泥斯佐泥弖婆此者夷振
之上歌也

天皇崩之後此言ハ下なる百官云くに係まる定木梨之云く
弖接けて ハ見ぎる文輕太子云くハ
天皇未崩坐ざめし前の事なれバなり ○定一所知日
継ハ日継所知貴須尓定麻礼流袁ヲ訓ぐし師ハ定字
に在ぎし云まぎ故まくに此字讀よくき書ばてなる
已若ハ立又ハ令なぐ子誤まるぐも思ぐ誤まる
よハ非文此ハ此御子ハ書紀に記されしる如く既に皇太
子にて坐いせバ天皇崩坐てハ天津日嗣所知省ぎき

に定まれるを云意なり此処よく文の紛まぎ天皇
崩坐て後に始めて太子に定奉りし如く聞ゆれど
然るハ非文御名に係て太子に記せる既に太子に
坐ぎしなるに又此御子既に太子なるを坐ぎ天
皇崩坐めれども此御子に夫津田嗣所知省ぎ
べくに由ると思ふるに此ハ定
に百官云ぐ言無く故に
位に即ぎ云言ハ本ぎの皇國言ぎハ聞え文ぎ
漢籍に依まる言なるぎ故に
加ぎ然云ぎ字の随に訓ぎて此言下なる
百官云くに係まる接けて ○伊呂妹上巻に
見ゆ傳十三の六十三葉 ①薪多波祁に訓ぎし白檮原宮段考
ふぎし傳九の葉さて此薪御哥も天皇世に坐くしか

ゞの事なり。崩坐て後の事なり。非ず其由ハ下に是以百官云々ゞ
ある処に云ふ。書紀云、六年三月立末梨軽皇
子為太子容姿佳麗見者自感同母妹軽大娘皇女亦艶
妙也太子恒念合大娘皇女畏有罪而黙之然感情既盛
殆将至死爰以為徒非死者雖有罪何得忍乎遂竊通乃
悒懐少息因以歌之曰云々。非死者ハ死なむよりゞ
云意なり。万葉に此格多し。
○阿志比紀能ハ。比ハ清音なり。皆比ハ清音の假字を
書め。濁る山の枕詞ハ非なり。此枕詞是ハ始めて見えて後ゞ多し。足引城之
ありて足ハ山ハ脚ハ長く引延しなどと云。城ゞハ凡て
一構なる地を云て。此ハ即山の平なる処を云。其ハ周

に限りありて自ら一かの所なるなり。引城を比紀ゞ云ハ同音の重
なる言ハ一ツ省めても云例なり。旅人を多ゞ
畏登ゞ云る類多き中に既に上に云り。此枕
詞ハ足を引る城の山ゞ云なり。書紀神武巻
に。又高尾張邑有土蜘蛛云々。因改号其邑曰葛城ゞあ
るも其邑の地山上なるを以て城ゞ云名負ふ
ふあり。高尾張ゞ云る高鍬明巻の哥に。柯羅倶尓能基
能陪伊陀致底於譜磨故幡比例甫曜須毋耶麗等陛武
岐底ゞ比基能陪も山上なり。又白檮原宮段大御哥に。
宇陀能多加紀高津宮段大御哥ハ美母呂能曽能多迦
紀那流書紀顕宗巻に。於ア農泝能苔能拖哥紀難流な

ゆゑに高城は皆山を云ふなり。そし然らざれば顕宗巻なる哥角刺宮の大御哥の処なる叶はず。さて白檮原宮の処なる説は引るゝ彼も山を見て前に注しる説は引るゝ彼も山を見て

しそもく此あしを昔よりの種々此説ありれど皆あと

死文。○夜麻陀袁豆久理は豆は清音なるべき処なる写誤まれるなるべし。記中の假字清濁混雑

るなるべし。書紀には荒々あり清音なり。山田を佃

なり。○夜麻陀加美は山の高き故ゆゑ云意なり。陀は古の

音便にて濁まり。書紀には娜多備袁和志勢は下樋を令走

なり。下樋は地中を通せる樋なり。万葉十一三十四丁に水

鳥乃鴨之住池之下樋無爾恠君下樋なる故に池の水

にていはれ。九三十丁に下檜山下逝水乃上毋不出

きの序なり。

名を下樋の意

取て云なれば見の伊勢国神部の堰に下樋水

云云和志勢は契沖が和之良勢の略語なり

走は水の行を云て伊勢物語に水ばなれ

走井若走龍なれど云ず如此

走て水の如

走井妹走龍

通は取なる故に是て四句は次の句を云

て序なり。○志多杼比は下聘なり。加比は下樋の

水地中を行如く下に忍びて妻聘ることなり。○和賀

登布伊毛袁は吾聘妹なり。袁は余を云ふ如

なる也同じ事なれども書紀には此二句無し下聘は序なれども親なる下泣は序なり

序は躇し㊀斯多那岐尓下泣はなり思ひて泣を云同此太子の玉なる御哥なれども斯多那岐尓那久波あり

○和賀那久都麻袁麻字諸本摯作あり今吾泣妻真福寺本に依れり

を誤りて書紀には袁を辭無しとて此は簡略難企貳和餓難句荒摩尓云を向ひたり

○許存許曾婆尓婆字波を誤れり存字は布を写誤れるなり存い書紀釋に引る又真福寺本延佳本共に誤れり作る隨なり舊印本又本なり在を作なり

存を假字に用ひたる例は書紀なり其を許布云なり今日を許布云なり

○祁布此日云意なり昨日今日なり未息及ばれの通音なり布は此なり滋轉

少火をも布云を云ひ云ふ如し言許布云を云ひ今夜今年なり

許久雄字は邪の誤なり思ひ知ぬ若い許字は書紀に無き去なり然

○夜須久波陀布礼尓休く肌觸なり休は耳聘下泣尓苦久なり休は休なり

意い布流礼尓云尓同じ意い布流礼は振降なり意を

布礼尓云尓同じ布流礼を切て布礼云なり布觸を古活用は振降なり意を

朋きなる時は布流礼布流礼は同じく布礼なり古は振降なり活用なる例他

活きなる理尓多く云て良理流礼の活きなる理尓異なり觸を古は隱なり古は加

世尓異なり觸を古は活きなれども後神樂哥階

香取の和皮毛佐尓夜比止与者太不礼云て万葉二十

一云、多田名附柔層尚乎劔刃於身副不寐者、書紀に此、例少き津字は波を誤れる例なり、紀中假字は訓を用ふべき事なり、又傳はれる叶はざる所なり、○志良宜歌は、後拾歌を切なる名なり、搔上を加へ宜、指上を佐宜、持上を母多宜などいふ類なり、

神樂哥譜に前張云、各尻上、また尻挙は、三度拍子乎用ゐ、即神乃音振也、なり、

ひめ、なる欠なる夷振之上歌の下に考合せ伝、○佐佐婆弥は、小竹葉なり、○宇都夜阿根礼能は、夜は助辞なり、

打や霰のなり、万葉十二、二十六丁、

よみてる、信は打ふるなり、霰抹なり、よみて霰の物なり如し、此一句は次句

比序なり、○多志陀志尔は、上に知れる如、行の葉に霰の降る音ふるを、其を惜く云かけなり、朝倉宮段、大御寄を、多斯尔波韋泥受見え、惜

ふ言は、万葉十二中に、惜使乎無跡、出雲風土記、嶋根郡漆郷の条、所造天下大神命詔此國者汝宜所造國在詔而故、丁寧賞給而今人猶誤手漆郷云耳、この丁寧をも、多志ば、手漆と云、小少あり、○韋泥亞牟能知波は、率寢てむ曲なり、○韋泥は、率寢の事、巻十七の傳、後者なり、率寢の事は巻十七の傳、

云ひ、女を率て寢

物なり、○比登波加由登は、人は錐被議なり、人は百官人なり、人を物を云、人は人なり、人の意なり、

常宮人造涙之人尽く云ふ者云ふ人は不所知人に被
笑ひ云ふ故云ふ云ふ者小人に云ふ者云ふ者を以て見
云例なり故れら此例を以て波加由の
波加良由の良流を良由云ふ皆然なり良を省ける
の類なり古の良又理例なり齊明紀の大御哥に伊喩
辺に呼繋ぐ川辺の若草の云ふ伊喩は被射云ふ
なり又神武紀に中矢而天武紀に被矢なぐるも被
射の意にて伊延訓なり此を以て語の格を
精しく考へし然るを人議るの流を同韻に通はして由
云ふ人議る心得れば
射る鹿に射る鹿に

賜ふ御哥の意は先正なる御哥は層觸て兼
賜ふ僅に假を逢見賜ふ時に其時に
御心に林まりて
造に逢見に由に造に逢見に後に
百官人等に相議て罪に落て縦
終に旨を契沖に布に向韻に
通ふ者鍋島に太子の位を
用ふ者湯に云ふ者に非
云ふ者に宇流波斯登に契沖云與愛
愛き妹に云意に万葉第廿四云曽能柯奈之伎乎
切に豆米也毋文云可奈之伎乎我古麻波多具等毛

悲しく思ふ人を加へよと宣れば、奈良に進ぜて知
らしめ云へり。白檮原宮段太御哥は、延表斯麻加牟斯
加延を可愛媛女なりと。今俗は児を愛みて伊登と云
同じ意なり。小き児を云ふ。○佐泥斯佐泥弖婆は、真寢と云
ふ。真寢は真寢而者なり。斯は助辭。弖婆は、而有者の意なり。契沖云、斯は
語ふがら。ヒヒルの憶あり。万葉第十五七夕哥に如此助
波疑ルの保敝流和我母奴礼奴、美我美布祢能
都奈之等利弖婆此類多し。佐は例の真の意なり。此事
余の哥是に同じ。

委く云へり。凡て佐寢と云は、男女率て熟く寢るなり。
寢るを佐を添さ中巻倭建命の御哥に佐泥年登波阿
るなり。又中巻倭建命の御哥に佐泥年登波阿
礼波意母閇利。傳の九新万葉十

四に佐祢乎佐祢豆婆此乎は、之を誤れるなり。第二巻に加理許母能
契沖云、刈蒋は、刈りて蒋は乱るく物なれば、乱
西に見えたり。
る物云枕詞なり。万葉集の紀神の歌
鷹の思ひ乱れて云へり。○美陀礼婆美陀礼は、乱者乱なり
契沖の字を加へて意得ぼしく云へり。九て此
類後世に余に云言古に余に云へり。
乱るを云ふ。○佐泥斯佐泥豆婆は、宇諸本
乱るを云ふ。
冷泉寺例の上なる言を返して云ふ。帝流
本は依り。
波斯登なり。首なる時は其故は多志陀志亦韋泥
同事なるよ。比登波加由登毋
事なるよ。比登波加由登毋
なり。ほ同事なれ。然似
なり。ほ同事なれ。然似
なり。給ふ時は。
なり。給ふ時は。
似なり。
似なり。
意なり。首は
意なり。首は

ぞ古への常なりける。一首の内は同じ事を打返し〻渡云ふなるべし。その異なるをや。

○夷振之上歌。夷振は上巻に見ゆ。傳十三の此哥を夷振云由は、同じ部なれば取なり。

利云く。阿軻娜磨廼云く。此贈答二首者曰拳歌。見

○彼処に云るが如し。此哥はいかの避祭麓謎廼云哥。

音振の同きを以て上歌い書紀神代巻にも飫企都鄭

同部なる故なり。

○神楽採物哥。諸拳歌云。あり。上は後拳歌云。あり。

下小片下歌云。あり。此らを相對して思ふに、皆其歌ひ

ぶは音振に依て續ける名なり。然るをかの神代の拳

歌の注に纂疏に可拳説あり。又

而唱之歌也なりあるい。おしてもそれ

梁麼愚按抜に諸拳の注に纂疏なりあるいき

そなるぶきを次に第一句を畧して第二句をはて右

の御哥い。二首なれど。此二歌者哥云ぶき例なるに。其

此巻の中処〻見ゆ。然云ふ。此者哥云るい古へよりて

ぶぐけて。一首の如くに奏ひなしてぶりし

なるぶ故此にもぶぐ記せるなり。

是以百官及天下人等背輕太子而歸。穴穂御子爾輕太子畏而逃入大前小前宿禰大臣之

ニゲイリテツハモノヲソナヘツクリタマヒキ

家而。備作兵器。爾時所作矢者。銅其箭之內。故號其矢謂穴穗王子亦作兵器。輕箭也。

此王子所作之矢者。即今時於之穴穗箭也。是謂穴穗御子興軍圍大前小前宿禰之家。爾到其門時。零大冰雨故歌曰。意富麻幣袁麻幣須久涅賀加那斗加宜加久余理許涅。阿米多知夜米牟爾其大前小前宿禰。舉手打膝儛詞那傳自訶下三字以音。歌參來其歌曰。美

夜比登能。阿曲比能古須受。淤知爾岐登美夜比登登余牟佐斗毘登母由米。此歌者宮人振也。如此歌參歸白之我天皇之御子。於伊呂兄王無及兵若及兵者必人咲。僕捕以貢進爾解兵退坐故太前小前宿禰捕其輕太子。率參出以貢進其太子。被捕歌曰阿麻陀牟加流乃袁登賣。伊多那加婆比登斯理奴

倍志波佐能夜麻能波斗能斯
多那岐爾那久。又歌曰。阿麻陀
牟加流袁登賣志多多爾母余
理泥豆登富禮。加流袁登賣杼
母。

是以。杜の樹。其伊呂妹軽。秋の御子。安の御子。業平の間
に御哥を挙げたるハ。軽を文上の天皇崩の後の事なれども
云々事の始末なれども。中絶の事なれども。此処に係る言にて其事の次第に隨ひ
太子定方知日継軽太郎女。是以天皇崩之後。未即位
之間百官伝部。此毛能都
加佐ヌ副流部。なる中巻明宮段は見たる処考ふべし
傳三の五。兼去業。及ハ此。波士米豆訓流。背。同
母妹よ。賜ふる事。書紀は見たる如く。同母兄弟。波良加良
義なきなる故なり。そ則。古。同母兄弟。波良加良
て。波良加良。殊に親。異母兄弟相婚。常なり
き。今。京。亟。天皇。其例。生まれ。

同母兄弟なるを以て知られたり然るに書紀に此の事の見えざるは武天皇同母妹酒人内親王を妃として朝原内親王を生賜へりと此は同母にせざる妻なるべし此の史の誤なり

○帰て余理奴訓師は都伎奴訓

書紀安康巻始は殯礼畢之是時太子行暴虐淫于婦女國人謗之群臣不従悉隷穴穂皇子

○大前小前宿禰大臣は此の御哥又書紀神功巻の伊佐智須區禰あるを思ふべし凡て某宿禰云名は某之を添てよむ

○今は姑く舊き讀のまゝ

書紀には物部大前宿禰とのみ有て姓氏録には上毛野君の祖とまで有て大前の前に小前の名なし

書紀には物部大前宿禰連公物部御幸連公物部石持連公と

○然れば委大宿禰の系なるべし大前小前は兄弟

書紀には物部大前宿禰連公物部麁鹿火大連公物部目古連公物部金連公物部連公物部尾輿連公物部伊莫連公物部菟代宿禰連公物部大前宿禰連公物部小前宿禰連公物部麻佐良連公物部目大連公物部

後世なれども見過すまじき事なり。太臣の意富美訓は太臣の四字紛れるなるべきなり。此意富美云号紛れる例此彼の誤なる如し。宍穂宮殿都夫良意富美の下に云を考へ合せ給へ。傳四十の大臣云号は師の云れる如く臣の居た姓の名なるべし。此事は既に委く注せり。物部氏の此号有ることもあらむ。兵器は都波毋能訓なれども此事は椿原宮殿に云へり。傳二十の○四十四業の○銅其箭之内は内字の前を誤れるなり。字形も似たり。矢の内に延佳が銅字疑洞之誤と注せり。非なり。師は内字を末の誤なるべし。矢の内を空と訓へるなり。師は矢の誤なるべし。

矢だりは然るべし。末も本も字形遠く又矢阿本本文の如く蘭枝の如く卷は御刀之前劔前なるべし。和名抄は箭釋名云笑其射曰箭其旁曰羽其鏑曰鏑或謂之鏃訓夜佐波俗云夜之利現見字鏡は見鏃箭鏑也佐支見也なり。けて銅は鏃は倍で神代は少鉄以て造る。普は角以て造る。今新は古は同師の古の鏃は角以て造る。鹿児失云へり。鹿角以て鏃を造るなり。鹿児失云へり。鹿角以て鏃を造るなり。故の名は非なり。鹿児失云へは其由は誤れり。如鏃は止代鉄は非なり。倭鍛部矢津真浦造真麗鏃は倍は鍛は作は鉄は角は非なり。

(ふ)輕箭鏃を銅にせる此時輕太子は新製なれども給へるなり故は如

此名を頂きたるなり。舊印本は箭也の下は箭也如此名を頂きたるなり。本は箭也の下は箭也如此名を頂きたるなり。又本は箭也。

真福寺本ない云くかの字あり。皆衍なり。今は延佳本に無きに依れり。

○今時之矢者也。舊印本又本なし。者也は衍なり。延佳本は者字無きに例のいちかしの如し。真福寺本又一本槽紀釋に引る例なり。尋常の鉄鏃なるを云なり。此は止代はりの製なる字。今は削るなり。真福寺本又一本然書る処ハ。みな者字あり。記中に此は止代はりの製なる字。今は詁は對て云なり。今時普い非ず。古より今も同く用る尋常の矢なり。

○穴穂箭之ハ尋常の矢なり。分て如此名くるなり。其は似れども此時彼輕箭の製ある故に困て其は對てかくい云るなり。是字舊印本又一本釋に引るなり。此は作る。今は真福寺本延佳本なし。依れるなり。書紀云爰太子欲襲穴穂皇子而密設兵

抗穂皇子復興兵將戰故穴穂粭箭輕粭箭始起平此時也。これは括箭なるハ心得ず。其故ハ括ハ苦なり。苦也の製なるべきが矢異なる製なり。苦を以て名付ること。括字かはり。此は記に従ひて。アナホヤカルヤ。穴穂矢と訓ふ。穴穂矢こそあれ。穴穂矢ハ。穴穂と訓ふ。て又輕矢こそあれ。穴穂矢ハ。穴穂と訓ふ。

○圍小加久美。訓ふ。

○門。舊印本又一本なし。

○三十五

る製なれバ始起ハ。紛ふ。誤なるべし。

○書紀仁德卷大后御哥小箇區涕夜儀利圍ハ。以万葉

北比ハ。乎知已知。弥苑波。弥苑波。弥苑波。久美為。

三十

なり。明作るハ誤なり。今加那斗訓ふ。即此の

ハ真福寺本延佳本に依る。

御哥は見次。又万葉集四

四十九丁。小金門。九十八丁。又金門

弥之人乃来立者。十四

十九丁。兒呂我可那門欲。又三十四丁。

佐伎母理奈多知之安佐氣乃可奈加低尓なるなり。金
物に金物を稠き打堅くべるる故なり。又古へ金み
ものかなる物を押延るを云ハ。加度也云ハ。加那
斗の畧きなり。○
大氷雨に中巻倭建命段に見ゆ。此ハ比佐米也訓
字にあり。大御哥にハ阿米也とあり。此ハ尋
常の雨の甚く降るを云。ばと阿米也云ハ降る物の
總名にて実に雹なり。氷雨の支彼中
巻に委く云り。考合ハ深し。傳廿八の十五葉
本に雹を作り。今ハ真福寺本又一本延佳本なり
依まり。○意富麻幣ハ。太前なり。○袁麻幣須久泥賀ハ。

小前宿禰之なり。此二柱ハ人の名なり。太前宿禰
ハ前宿禰なり。然るに此ハ紀故に
の宿禰を兼て云り。此家ハ書紀
に大前宿禰之家なると。御哥なる彼紀も如此
二人の名を共に賜ふ。弟比小前宿禰を共に此家
に住居るなり。○加那斗加宜米。斗清音。濁音
門陰なる門の屋の陰なり。○加久余理許泥ハ如此倚
来なり。許泥ハ来る意。書紀に訶區多智豫羅泥とあ
り。同意なり。さて此ハ引率坐御方比軍士に詔ふる
なり。吾如く皆此門に進寄めて攻よと云ふを。

を雨ふる時に雨やみせずと云よりよせて詔ふるなり

加久世ハ今世なり人を率て先立行者の言なり意は可なり此御句を契冲ハ太

子の方人を率て先立て御方より参れ大前宿禰は云師も然云ふ此ハ初

加久世云信を軍に次ぎ結の御

の二句も穏ふ次ぎの大前宿禰の哥次ぎ神せる語

句は毛疎く又次の

の照合も宜しかり

○阿米多知夜米牟

真福寺本延喜本ハ訓

米字を末作るハ誤り今ハ舊印本一本なり

依りて訓ハ文書紀

梅字を書れ代の假字なり雨立止を物の陰に

よりて立休ちて雨の止を待てはゆる雨やみ

思ひ出て契冲ぞ汝御方より参らせ門の陰に雨を止る如

云るハ非なり御方の軍士より門まで進みよりて

攻ふ雨やみ雨やみ云ふと詔て語ふ

又同人の歌を訓て云ふ

喜ふ證ふ出ふ記ふハ歌を云ふの假字

ふ用ひる例なり

ハ云ふ云言ふ古ふ

ふ業ふ

ふ字ハ誤なり本ふ

○折藤

折怜く樂ぶ時の態なり太神宮儀式

帳に六月月次祭の條に同日夜御氣奈保良比去く奈

保良比御歌仕奉其歌波佐古久志怒呂伊須ゞ乃宮信御

氣立止宇都奈留比佐婆宮毛止佐保次儛歌令仕奉

其歌波毛ゝく志貴乃意保美也人乃多乃志美止宇都奈

留比佐婆美也毛止ゝ但保ゝ九月祭の時も同歌なり神樂寮殿

遊歌ふ本正当戸周比美安敢比須良良之毛比左可太能

安方能可波良乃比左乃已恵須る比左乃已恵須る末

比売許太乃安方能可波良奈比与乎登比春
良波毛比売能已恵寸多比売能已恵須る體源抑も儛
は膝打手舞云ふも見たるまに〻万葉十六安積山の歌の
前采女風流娘子花手捧鶴右手持水撃之王膝而詠此
歌云ふなり膝は水をうちくゝり俗にも水を打
打ふなり ㊐ 儛謌那傳は舞て手を動かしたるを
謌ふ次なり儛は謌那傳ニッは非ず謌は
那傳は即舞手の事なり栄華物語御
裳着巻に所々なる樂の者共も道の和尚共まで
よ思ひ〻なる彼処にて我まゝにのゝしりあそび遊
びかゝるに抑も本は八かれ又
御賀巻に明日は将に御賀に舞かなで歌ふ

度に〻なるに大鏡に寝殿の西の紅梅を例の
咲たる云々一枝折て御挿頭に折て
はかりうちかなでうたふ給ふ神樂歌古樹其駒哥
の花を此歌時人長立座天楽かなで次なる見定
體源抑も云々多く見る大神景通家日記
云早韓神同人長云
只上拍子韓神其駒哥
舞也云今世
踏足
陵王還城樂の乱序安摩鹿樓の大鼓
打様同事也但安摩は異
は應
年正月八日尾張濱主年既百十五歳に至て内
参て帝王の御前にて和風長壽樂云舞を舞ふ
老を起居ふる文然も手をかなで足を踏

は若火の如し其時の濱主哥春そよ百色鳥の囀ず
そ今年の千代の舞ぞかなる紀なる物ある訶那豆久奏
字を有て見るる所の祝記樂記に節奏謂動作ありる意なるべし
節奏は云言なれば動作は當ら文又乙字を
書るかあるる手の形なれば書るの
あるべしけて今大前宿禰の如此為る由は宛穂皇子の圍
攻賜ひし防禦の意なるべし又驚怖るべき心は安
く樂ばるるべきを示せるべし歌又白せる語合
せて心得べし　㊀參來直宛穂皇子の門前に御坐次御
許可なり　㊁美夜比登能比は清音なり凡て宮人の比
を用ひ宮人之なり　㊂阿由比能苦須受は足結之小鈴
なり書紀雄畧巻に天臣出立於庭索脚帶時大臣妻持

来脚帶矯矢傷懷命歌曰飫漾能佑儀多倍能婆伽摩嗚
那陛鳥絶弥播弥陀久始諦阿遥比那陀須暮太唐裝
東忌事進事乃云皇極巻に野麻騰能飫斯能毘幾栖
嗚倭拖羅務騰阿庸比拖豆矩梨拳始豆矩羅符田五葉
志ハ足結者所佑寸六丁に朝戸出公足結指涌露原
重七四寸三寸和可久佐能安由比多豆久利久久利久和名
抄に行旅具に行縢和名無加波岐云脛巾俗云波岐云見えて足結合見なし天武
紀に脛裳見ゆ同紀に脚帶も見ゆ紀ハ足結ハ異なる物なれば若
の雄畧紀の文に哥に又脚帶に書る字に合せて考
る依榜をかけて其を縢のごとくに結固む

帯に聞こしめして、皇極紀に万葉に哥に、然て吋万
の、或説に機の、なる小鈴は、古へは足結に、鈴を著て
云ハ由なし、
足王を、なぬ足王を、王を、餐めしなり、①游知尓岐登
ハ、落去て、登の如、尓岐云、落失て見えぬ
意なり、若落る鈴を、知多理云なり、②美夜比登余牟ハ、
宮人響動して騒を云、万葉四十四に、白浪散動、六十
可に、足別之山毛野毛御狩人得物矢手挟散動而有所
見、の如、此外、言ハ多く見ゆ、③佐斗毘登毋由米ハ、
里人の毘、古書に、里人を謹て、由米ハ禁止る言な
る濁音を用ひて、里人を謹て、由米ハ禁止る言な
り、万葉四十四に、浪立奠勤、三十四に、風吹奠勤、多

見、謹忌、書も、此、二句ハ宮人、も里人、も、
宮人、毛里人、も、なり、云意を約て云、
毋、辞、然、軍、意の、甚、然、契、宮
人の、里人、云、非、毋、
云語の勢に違ひ、首、皆譬て、其譬ふる意
ハ、度太子を滅て、賜ふ、甚易き御事なるに、然て
、御軍を起して、向て、賜ふ、足結の小
鈴の落失るは、事ハ宮人里人の騒ぎ如
、甚御事、ゆえ、騒ぎ給ふ、
太子を、易く、宮人里人、云ハ、
捕て、奉る、宮人、譬へる、

言ふて哥の意はあらかたるを契沖も師も哥の意不通なりけりと云れしは合はぬ人○宮火振
やはり哥の首れ詞を取て名はしるしなるべし其を某振
云なれば由上巻に夷振やはり処に云り傳十三の七十二葉
○参帰し麻韋役豆や訓法帰服して参るる故に帰字を書り○我
天皇之御子やはり穴穂皇子を指て申せり如此申ばし
殊に尊み親みて申次詞なり我御子やはり係る
天皇は意富伎美や訓法凡て古書に天皇や書るに
多き故に○伊呂兄王は軽太子を申せり○無及兵はい
訓がるを強て勢米多麻布那や訓ば字は漢文に
依て書るるを見るに其出処は未考ず字
の類に兵を及ば次なや訓も漢文訓て古言の

はなり非ず古言は如何に訓法ぞかは訓ば思
○なるべし長末思得ず故強て攻賜ふなり訓も思
るなり又那勢米賜比曽や訓も同じ
上に非ず於伊呂兄王や於は及ば云漢文訓に
就て書るに於て訓て及兵を訓法古言未思得ず
故此も強て字に依て訓ば考ふ
意は師は無及兵と云なれば吾に伊久佐や訓軍士
の事なれば戦を然云
為や云ば云ば兵器なれば是も然なり又兵や後世
の言に及に掛るや云ば事なれば然らず
るのあてはみなるや訓法思ひしや
然る意に非ず記中軍士のやも兵や云る例
なきに○人咲は世人謗笑なり○僕捕以云
金の無及兵を此系に係て得法軽太子を攻賜ふ
や物に其太子を吾捕を献らんなり捕は書紀

神功巻等に于泥珥等羅倍蓙あり。けて太前宿禰の
合如此東ちるハ初より此心ありて太子を殺し己家に匿
置奉りしを久将初ハ太子の御方なりし○称也穴穂皇
子の御事の勢を見てかなはぬさとを悟めて俄
に如此思ひあなるる知りし太子此家を攻奪を作備給ふを以
て見るハ太前初ハ太子の御方の心なりしなり○解兵ハ伊久佐表夜米足尼
訓注夜米ハ興し賜ふ事○退坐ハ師の佐理麻志
伎訓注る且しるるハ之ふるを棄て還坐云
るハ非じ進政る事を止めて地に退き坐るなり○
○参出ハ穴穂皇子の御前なり○頁進ハ太子をな

り書紀云時太子知群臣不従百姓乖違乃出之匿物部
大前宿禰之家穴穂皇子聞則圍之大前宿禰出内而迎
之穴穂皇子歌之曰多弖麻賀云々太前宿禰答歌之曰
英夫之の云々乃啓皇子白願勿害太子臣將議曲是
太子自死手大前宿禰之家一云流伊豫國⑱阿麻陀牟字舊印
本又一本なり今ハ真福寺本延佳本に依る手作るハ誤天飛りて天飛
鴈云意に於る軽の枕詞なり冠辞考あり
條に委し万葉十五十に天飛也鴈之翅乎矢二十
に安摩等夫也可里手都可比尓衣豆之可母なり
契神の字を手作る本に就て手見て天田を
欺云て田を作る本に就て云るハ天田振を

字は惑字なる○加流乃袁登賣ハ輕之嬢女なり輕
大郎女を詔ふ書紀に乃字なし⑫伊多那加婆
ハ甚泣者なり万葉三五十五に君を恋痛毛為便奈美と
モ訓る十五三十九に伊多母須敝奈之と詠り伊多
痛く云に同じ伊多母ハ伊登母云に同⑬比登
斯理奴倍志ハ尤知ぬ意なり書紀に志を涙とあ
り此事次に云ごとし⑭波佐能夜麻能ハ契沖云履中紀
云鳥往来羽田之汝妹者羽狭丹葦立往此羽狭ハ云
り同人又高市郡にある山の名なり云るハ輕高市郡
なる故に云るなり是ハ輕にかゝる枕詞なり
きこゆる非ども何の郡なりも知ぬ又大和志に羽
狭山在吉野郡北荘馬佐村上方云るハ例の誤か

馬佐村云村名に依て
の名なり○波斗能比言鳴多ふり和
名抄に野王按鳴此鳥種類甚多鳴其惣名也和名抄に
ハ壮鳥本草云鴿頸短尾色者也和名以倍ハ壮鳥
なり鳩ハ種なり○阿良袁毘能ハ阿良ハ鳴の
非ども故所啼の停なり鳴の如く心得ぬ
○斯多那岐ハ那ハ那久ハ平泣なり但此結ハ必那
氣なり語の調なり那久ハ上に倍志ハ声
を揚て甚泣なり人の歌ハ密び元来泣
詔なり上の人知ぬ倍志の言若書紀の如倍
美なり那久結ぶ調なり其時
人の知る意なり依て泣
此氣なり那久意ハ後に然誤傳
御哥なり

なるべし。さて此は是時此大郎女を太子より從ひて大前宿禰の家に共に坐ましかば、よりて賜ふべき物なれば、此御哥書紀に八年天皇に十四年の条に於て褒企弥烏云々とて御哥並に出たれども云々流輕大娘皇女を於伊豫に流せる時の太子御哥やうに傳へたるは異なるなり。此事なほ下に。㊀阿麻陀弁是弁を也。舊印本に誤れり。其餘の本はみな弁なり。上なほ同じ。㊁加流袁登賣上に同じ。㊂志多々弥母は師云下々なれども此云下泣の下に同じ。契沖云此句意得云ふ。高田なるべし下田なるべしかの如し。若天田なるべし。㊃余理泥弖登冨礼は余理泥弖登冨流に

諸本に余作るは誤なり。今は真福寺本に依て倚偃而と。契沖も師も余は誤なり。倚隱なり。泥は泥なり。行去れなり。余理は物の陰なり。倚隱なるか。泥は泥なり。那延の切めなる言なり。其由は冠辞考夏草之條に見あり。此の濱の御哥に夏草の云々とは云ひし。此は身を潛めて偃屈みて行を云て是も人に隱ぶよりなり。登冨流は書紀神代巻に行去れなり書紀に如く行過ふこと云ふ。裕詰に行過ふは某処を行云云と某を登冨流と云ふ。此御命の意道かひに行ぶ異なれども。なほ志のびて物の陰なる身を潛めて行過ぬ。甚く悲み泣き歎き知らるなり。詔て依て上の御哥に同意なり。泥は泥に契沖が寝而て後なるべの意なり云

非なり。此御哥は寢ねて往ばかも登冨流ぬ云々。流表

登賣杼母於輕嬢母等かなり。等は一人なる云々。子等

外ぐ云も同じ。さて此御哥は書紀なる無し。書紀

は下泣まし泣ぐ云御哥を輕大郎女を伊豫國に流し時

の御哥ぐ云傳は從に此御哥は其同時の

作なりしてはは登冨礼ぐ北ぐ云言今少し異なり。伊豫

の下り賜ハ多道のかぐ云ぐ了ぬる

カレソノカルノミコトヲバイヨノユニハナチツリキ。

故其輕太子者流於伊余湯也。

一タハナタエタマハムトセレトキニウタヒタマヒキ。

亦將流之時歌曰。

阿麻登夫登

理毋都加比曽。タヅガネノキ

許延牟登岐波。コエムトキバ

泥此三歌者天田振也。ネコノミヒトツハアマタブリナリ

意冨岐美袁。斯麻爾波夫良婆。オホキミヲシマニハブラバ

布那阿麻理。伊賀幣理許牟叙。フナアマリイガヘリコムゾ

和賀多多彌由米。許登袁許曽。多多美登伊波米。和賀都麻波。由米此歌者夷振之片下也。其衣通王獻歌其歌曰。那都久佐能阿比泥能波麻能。加岐賀比

爾阿斯布麻須那。阿加斯豆桙

冨禮

伊余湯。伊余ハ上巻ノ出湯ニ。和名抄ニ。伊豫國温泉郡神名帳ニ。同郡湯神社アリ。此地ナリ。美キ温泉ノ所ニヨリテ負ル地名ナリ。此湯ヲ云ヒ。其温泉ノアル所ヲ伝ヘテ非文。地名ナリ。書紀舒明巻ニ。十一年十二月幸于伊余温湯宮。天武巻ニ。十三年冬十月。大地震云々。時伊豫湯泉没而不出。釋伊豫國風土記曰。湯郡大穴持命見悔而宿奈毘古那命欲活而太分速見湯自地出而持度来以宿奈毘古奈命

而浴漬者暫間有活起居然詠曰真暫寢哉踐健跡處命
在湯中石立也凡湯之貴奇不神世時耳於今世染疹病
萬生為除病存身要藥也天皇等於湯幸行降坐五度也以
以大帶日子天皇與大后息長帯姫命二軀為一度也以上
帯中日子天皇與大后坂本姫命二軀為一度也以下
宮聖德皇為一度及侍高麗惠總僧葛城臣等也于時立
湯岡側碑文記曰法興六年付月歲在丙辰我法王大王
與惠總法師及葛城臣遥夷與村正觀神井歎世妙驗
欲叙意聊作碑文一首惟夫云云以岡本天皇并皇后二
軀為一度以後岡本天皇近江大津宮御宇天皇淨御原
宮御宇天皇三軀為一度此謂辛巳五度也　万葉三ノ十
度　山部宿祢赤人至
伊豫温泉作歌　皇神祖之神乃御言乃敷座國之盡湯者
霜左波尓雖在嶋山之宜國跡極此疑伊豫能高嶺乃射
狭庭乃岡尓立之而歌思辞思為師三湯之上乃樹村乎
見者臣木毛生継尓家里鳴鳥之音毛不更遐代尓神左

備將往行蓬萊仙覓抄ノ伊豫國風土記云以上宮
聖德皇子為二王等也立湯岡側碑文其立碑文處謂伊社迩波之岡也
聖德皇子為一度及侍高麗惠慈僧葛城
王等也立湯岡側碑文其立碑文處謂伊社迩波之岡也
伊社迩波者當寺諸人等其碑文欲見而便往那世
来因謂伊社尓
波本世云云　なぶり見ん　後世まで名高き温泉哉
見　中昔の書ぶりも見えぬ　今世は道後の湯也　最なり
　流　波那知麻都理
伎ぶり訓ぶし　源氏物語須磨巻　遠く波那知遣ぶり
者　待るなる　云云　濱松中納言物語　松
　賜ひて　筑紫波那多礼　云云
外ぶ　流罪を云ふ古言の殘ぶる　又外の物
語後蔭巻　風に漂ひて至　同　又波夫理奉伎ぶ訓ぶし其由次なる御哥　嶋

より波夫根婆ある処に云ふ。後なる那賀須泥毛此は古言なり。後に流罪の人は流刑見て書紀推古巻孝徳巻なども配流を加へ流刑見て書紀天武巻なども配流を加へ流刑見て又遠流中流近流あり。訓は訓なり。亦は歌曰の定めは漢國なれども倭にもかなり。

○係る辞なり。

○将流之時は波那多延賜波牟登世斯時尓訓は延は礼の意なり。

○歌曰太阿麻登夫ハ夫飛なり。上なる御哥なり。阿麻陀牟は阿麻登の言の異なる。後なる樂府なり。

○転め

○登理毋都加比曽ハ鳥竜使ぞなり。鳥を使ぞ云ふ。遠き処を行往来ふ物なれば万葉十一に可比ハ妹恋不寐朝明男為鳥従是飛度妹使ヤ五二十に可比ハ安麻等夫也可里乎都可比尓衣豆之可毋奈良能弥夜古弥登都凝夜根武美蘇良由久久毋倍苔ハ此記神世の哥は御斯多布夜阿麻波勢豆加比ハ虚空飛鳥なり。

○其柚彼ぞ云ふ。

○岐許延年傳十一の五樂

○多遅賀泥能室鶴之音長なり。

○登岐波波ハ将所聞時者なり。

○和賀那斗波佐泥吾名問ふなり。斗問を延へ斗波世ぞ云ふ延へ斗波佐泥ぞ云なり。行を加へ和名告を名を問ふぞ云ふ。例多し。名を問ふぞ云ふ人のうを問ふ人ハ某ハ如何ぞ名を云ふ問ふなり。

○天田振ハ上なる首の初の言を取て阿麻陀牟振ぞ云ふ。牟を畧て阿麻登天田

の字ハ借字のみなり。冊波国ハ天田郡肥後国飽田郡天田郷なり。○次歌曰云々。師の考に、此哥ハ衣通王の歌なるを、太子の御上なるは、衣通王やありしが落なるべし。又衣通王歌曰云々。下に衣通王献歌云々あり。此も彼も衣通王の哥の趣もいかなり。○意富岐美袁如大君を以て御自詔する意なり。書紀に、輕皇女を指て詔ふなり。御自大君や詔ふる例、雄略天皇の大御哥、書紀雄略天皇の大御哥ある。○見物袁ハ余や云む如。常の袁や異なり。○斯麻爪波夫良婆ハ、婆字諸本波や作り、今ハ真嗚ま放溢者なり。四國ハ離れたる國福詩本ま依て嗚ま放溢者なり。○詔故ま嗚や詔ふ。波夫流ハ、放棄遣る意の言なり。

契沖が意ハ、是なり。波布阿ハ通ても溢も同じ。

所葉廿四年ま、水波布利称尓多都多毛手国ハ溢雲峰ま、丸三十丸下ハ四方史人乗毋安夫在波受ハ、誤なり。太字本ま誤云れ、管見し、續紀ハ誤を師い末の詔ま、跡麻之大臣之家内子等手母波布理不賜失不賜慈賜波弁、此、波布理ハ、賜ハ、慈賜ハ、弁ハ、なり。婆夫在波受ハ、全同意なり。見え後の物語書ハ、毛波夫良加須ハ、阿夫良加須ハ、捨ハ、心を、ものなり。集ハ、身ハ、竟多く見也。古今集ハ、源氏物語若紫巻ハ、ものかなてかはしなり。ものなり。ものなり。もの

む手習巻に、かかる人の、ありなんとおもひ、玉葛巻に、おもひ人のおもかげ、思ひ出給ふ、河海抄に、又死人を葬るを云も、ぶらぶらはなどとせるなり、家あり出しやめて、野山に放ちかく意なりて、言の本は同じ、故死人の葬を云ハ、家を出して送めやる事なり、中に埋藏ぶるを云ハ、然るを後世に、葬も言の本ハ、なれど、混いまぜて放溢記、葬の義なれども、此の波夫良婆を書紀私紀に、溢を、ハ、訓み、今の俗、物を捨てを、ハ、云、是ハ、波夫良婆、同韻にて、此、御句書紀に、忘摩珥、ものなり、同じ、波夫利なり、○布那阿麻理ハ、船餘りて還来むの枕詞なり、哥の意に、如此、續くる由ハ、船に乗らむ、次に、人の乗る人多くて、其船に、満贏めれば、得乗らで、姑

く、回来る意なり、渡り、舟に、乗る事なり、船の餘り、船荷の餘り、契沖に、船の覆一間入、船の覆なり、覆なり、覆なり、

小吾疊謹なり。吾疊や、こゝハ已ゞ常ハ座を寢も敷る床
此席を云なり。万葉九ハ吾疊三重乃河原之なども有
敷て敷滿ると少ハ無くるゝ板敷なりて師
疊ハ殊に敷設なり。故吾疊なりと云ひ。さて師
の説ハ人の旅行する家にてハ其人の床の疊を齋慎
みて大事やうに其疊を若あやまりなば其人旅
なる事なりやうなり云て此の御哥ハ万葉十五ノ
伊敝此寺能伊波比麻多祢可多太未可毋安夜麻知之
家牟云く此ハ韓國ノ御使ノ人の道にて
字未ハ作る死ると師の未ハ長ノ長哥なり。今本ハ未
解ハ信ハ人の間ハ其夜床ハ手ハ忌慎みし
死て一周の間ハ其夜床ハ手ハ忌慎みし
なり路にて事なり。ハ人の情

なれぞけるあるぞ。又来ぬ人を待つ
床ハ疊の敷物なり。荒ぬ云ふ。其床を齋ふ手
ふ故なり。
云ふ其人の床の席を大切
趣古き哥ゆゑに多見迷ひ。ハれぞ此御句を
其意なり。吾疊をゆゑ過ちし賜ハ詔なり。
契沖ハ我疊ハ謹て大君の帰ると待て
詔る意ハ注る。古を知らざるハ
ハて此ハ五句なり。者の御哥なるを次三句ハ其
餘る意を片哥以て云定し賜ふなり。
袁許曽ハ言をなり。此詞高津宮段の太御哥ハ見
ハ。傳ハ七の三葉考合ハ誤し。多く美登伊波米ハ疊や掛言
ハ。○和賀都麻波由米ハ吾妻者謹ふ。大郎女を指

て詔ふ。言は、尚の總て其意は、言はそなぶて世人の云なるごとの如く畳や云ふ物は畳なれ。実は畳なみるは非ず。吾妻よゆ先くあやまちなく平安くて吾が還るを待賜ふと詔ふるなり。けて和賀都麻波の波は書紀なは畳なれど余の意はそ事も無きを波はいかむ。故思ふに此波は畳に對ふて云太子の御自に對ふて吾こそかく放ちゆけ吾妻はゆゑ此意なりあり。爭けて此御哥は書紀なは二十四年夏六月御膳羹汁凝以作氷天皇異之卜其所由卜者曰石内乱蓋親しく相姦乎時有人曰木梨輕太子姦同母妹輕大

娘皇女因雅尚焉辞既実也太子是為儲君不得罪則流輕大娘皇女於伊豫是時太子歌之曰とて載せられ傳の異なるなり。此書紀の趣は甚然なり。其故若し男なる輕太子を刑ふ事なれば刑ふべき故なれば其故を問ひ罪なる女を刑ふ事なれば刑ふべき故なれば其故を問ひ。故を今は定まりを刑ふ事なれば賜ふ之儲君は坐を以て宥免ふ共は引き共は宥免ふ。大郎女も其は大郎女の罪なれば男の方重を流し給ふ。又御哥の趣も大郎女の流し給ふ。御自詔ふる言の趣は伊賀幣理許年紀和賀多弥由波を殊に行く言詞なるを誤りて此記の如く流し給ふ。流賜ふ人の云ふ傳なるを大郎女を流し給ふ。其の爭ひの因なる書紀を合せて此事の時は始終を考へ合せて考へ初め四年云ふ。此事は既に顕はれ

儲君は坐せど刑ひがたく事なくて在りけり爭を書紀日此時大郎女を流すとあるは紛れる傳なりかくて天皇崩坐て後百官太子を始め天下の人此新を忌悪み穴穂皇子に歸き穴穂皇子は太子を背き穴穂皇子に歸みて太子は爭ひ流奉給ふなりと昔は敵みし故を以て流奉給ふなりと其故は無し其故は無し其故は流奉給ふ因なれば然言挙せず本此新の罪を言挙せず此新の賜ひ爭の起りし理なるべし云事の廿四年此新の顕はれし処なり太郎女を流す事の此言挙は依てまぎれ誤れるなり大前宿禰自死太子を流す事の前宿禰は捕へらるる賜ひ書紀の太子の家に記されし処を誤れる其処は云伊豫國に流すとあるを正しきなり傳なる傳なるべし○東傳なるべし○事の終考へ知べし

振之片下東振は既に出片下は上の尻上哥上哥なり

の上に相照らす心得なり上に下を哥哥音振を以て

片合ふ三哥あり哥を片哥云如本に録れ味

れて片を行ふを云

諸挙に云相對

東遊譜に先二哥次駿河舞次東

子次加太於呂之哥あり此ッの哥は物なり

夫木集に寂蓮法師哥に夜深き貴布禰の奥の

松風よりぞ皷のかとおろしに拾芥抄風俗部に

晩片下に云同書神樂採物哥の中に片折諸挙片

南に諸挙並に片折片

於呂志を中昔より便よきに

於理に唱ふ抑は假字違

多呂麻都理賜布に訓ふ理あれども古語に奉

ふに云賜ふに云例なり其例諸の祝詞

見

上巻に附其弟王依毘賣而献歌之①那都久佐能夏草之阿比泥の枕詞なり。冠辞考に見ゆ。別に一つの考もあり。次に②阿比泥能波麻能ハ地名なるべし。相寝濱欤。契沖云、足契沖が師も伊豫國にあるべしと云へり。然るに彼國人にかへりて向へども皆知かれず。又此の外に物に見あたらざるかれ。名のはよえ上代の地名なるべし。如くも聞ゆ。後考を俟べし。思ふに若しは此時夏にて草葉の茂めて靡き合へる濱辺をいふやあらん。然らば濱は廣く道の海辺を詔ふ。初句を枕詞とせるなり。③加岐賀比尓ハ賀字真福寺本蠣に加岐と訓りあり。蠣貝なり。和名抄に四声字苑云、蠣、相著虫殼似石者也。本草云、蠣蛤和名加木比と貝和名抄に唐韻云、殼、

虫之皮甲也。和名與貝同なりとあり。はて此は蠣の身を取りて殼は濱に棄られあるを云るなるべし。

○阿斯布麻須那ハ勿足踏なり。足踏ハ足踏なり。布麻須ハ布年を延て布麻須と云なり。蠣殼の上を踏て足を傷ひ賜ふ勿を詔へり。

○万葉十一に、淺茅原茅生冊足踏十四、信濃道者伊麻能波里美知可里婆祢尓安思布麻之牟奈久都波氣和我世。阿加斯豆杼冨礼。杼字い。後は字。此ハ而の下なれど音便濁なり。非災必清音なる處なり。今明而行去きなり。今明ハ加の足を傷ふ蠣殼を掃除して道を明て行去給へ云なり。俗言にも道を明て云是なり。源氏物

語未摘花、巻は、ものあけ、跡をなくなりぬ、雪を、ものみて、道を、ものなくなりぬ、を云めり、さて、初の二句は、若夏草の靡合の濱路、此、向ハ其、茂めるを、其を、隠まして、蠣貝のなりぬ、草を、明ものを、行去賜ふ、云意なり、契沖が、夜を明して、云ものは、解なるか、誰も、然思ふ法、なれ、云ものも、然、云ものは、夜、云ものは、無、而、葉士三寸ばかり、櫻麻乃、宗原之、下草露有者、今明而、射去毋者、雖知、その、今明而、毛向意、外の、露の、無くなるは、道の明くなり、結句は、毋は知、こは、露の、すむを、待て、去ける、云なり、衣ぬ、次、こは、殊は、夜を、明して、朝の、露は、干もれ、よ、云、夜は、明て、も、朝の、露の、干るを、待ゆ、かも、毋の、知、ゆ、を、待ゆ、かも、毋の、知、ゆ、を、待ゆ、かも、毋の、知、ゆ、を

許母理久能波都世能夜麻能。
意富袁爾波波多波理陀弖佐
袁袁爾波波多波理陀弖意富
袁爾斯那加佐陀賣流淤母比
豆麻阿波禮都久由美能許夜

流許夜理母阿豆佐由漢多弖
理多豆理母能知母登理美流
意母比豆麻阿波禮又歌曰許
母理久能波都勢能賀波能賀
美都勢爾伊久比袁宇知斯毛

都勢爾麻久比袁宇知伊久比
爾波加賀美袁加氣麻久比爾
波麻多麻袁加氣麻多麻那須
阿賀母布伊毛加賀美那須阿
賀母布都麻阿理登伊波婆許

曽爾伊幣爾母由加米久爾袁
母斯怒波米如此歌即共自死
故此二歌者讃歌也

亦豊此歌曰思係ふる情なり(ハ)本堪戀慕而の淤母
比加泥逗ゆ制ぎし所兼四十五首珠衣乃狭藍花謂沈
家妹弥物不語来而思金津裳寸古非は山科強田由馬
雖在歩語来汝念不得又二十九首暮月夜暁闇夜乃朝影弥

語身者成奴汝乎念金又四十三丁念友念毛金津足檜木之
山鳥尾之永哭夜乎月四二十丁わ古非都追毋乎良牟蒋
須礼杼遊布麻夜万可久礼之伎美乎於毋比可祢都毋
拾遺集ヨ冬賈思ひかね妹がゆけ冬の夜の川風三十八丁
寒み千鳥鳴なり○往ハ伊麻須ゆ訓ゑし万葉三
ヨ好為而伊麻世荒其路四三十二丁ヨ弥遠君之伊座者五
三十ヨ小佐伎久伊麻志弖速帰坐勢十二三十八丁ヨ山越而
一丁往座君乎者何時将待十五四丁ヨ大船乎安流美尓伊太
之伊麻須君都追年許等奈久波也可敝里麻勢又五丁新
羅辺伊麻須伎美我目乎廿四十四丁ヨ安之我良乃夜敝也

麻故要弖伊麻之奈婆ヨ
ゆ云ゆ云ゆ坐ヨ伊麻須ゆ云ゆ同言ヨ其を
往坐ヨ用ひる船ヨ万葉十七ヨ和我勢古我
久尓幣麻之奈婆ヨ往坐なる子ヨ麻之ゆ云る
伊ゆ云ヨ知ゆ然ヨ伊麻須を伊伎坐又伊迩坐
十七巻なるをゆ何ゆ解む日ゆ云ヨ又古今集ヨ法皇
西川ヨおはしまして七月七日の日わが
類を往坐ゆ同ゆ思ふ云ヨ又来る
ハ坐ヨ云ゆ云ゆ云ゆ
物ゆ往ゆ某ゆ御座ゆ云ゆ
座ゆ云ゆ彼ゆ往坐ゆ来坐ゆ賜ゆ
坐ゆ云ゆ古ゆ今ゆ同ゆ
来ゆ同ゆ言ゆ
ゆ云ゆ
ゆ
ゆ

見及ぶ。○歌曰ハ、同く衣通王なり。○岐美賀由岐ハ、君之行あり、太字を指め、行ハ體言なるを、旅行の事なり。御幸の由伎ぬを同じ、用言は行て也云ふ意なり。万葉三十五丁に、君之往若久尓有婆、廿四日乃夕ベ、吾行者久者不有半九、三十日ノ夕ベ、可ハ、我由伎乃伊伎波都久之可婆安之我良乃美祢波保久毛乎美等登志怒波祢てれら皆然り。○氣那賀久那理奴ハ、月日長くなりぬなり。氣ハ来経の切まるなり。師の襲なり。云ふ言ハ叶ハぬ、又来経ハ、年月契沖ぬ息のなるも非なり。来経ハ、白の経行なるなり。中巻美夜受比賣の哥の下に云る如し。傳廿八の万葉十五、三十四丁に、草枕此羇之氣尓妻放ぬ旅なる故に、月日を経る間に旅の氣なる云ふ長くなり。氣長ぬ云ふ云る方葉に多し。五十八丁、枳美可由伎氣那我久奈理努奈良遅那苗志蒲乃比太知毋可弖佐飛仁家理。○夜麻多豆能ハ、山鉾なる枕詞なり。山鉾ハ、迎の枕詞なり。山鉾ハ、所以ハ、和名抄に、釋名云、鉾所以平滅爵迹也、和名抄云、弧矢ハ、弧矢乃ハ、親元守鏡ハ、鉾ハ、斧ぬ云物なり。さて此物ハ、世に用ひざるを知らぬ。古に伐る物を用ひしを、おが丸にて、万葉十四、三十四丁に、三幣取神之祝我鎮齋杉原

燎木伐殆之國手斧所取奴婢而其材を伐る時
用る鉞を山多喧ぞ云ひ山多豆ぞ云る和名抄に
材を伐初るを山口多豆ぞ云るなどの如し
鐇廣刃斧也漢語抄云多都岐ぞ見え此は麻佐加理太
神宮儀式帳木祭用物中に鉞四柄立削斧柄造進る物
の中に太鉞二柄立義鉞一柄前鉞八柄外宮儀式帳に同
本祭に小鉞二柄太鉞二柄立削鉞二柄ぞ有る是なり
立削ぞ立義を相照して考るに同物にて共に多都
宜ぞ訓たり削は弾削の例の如し義宗は古書に
そげ。こそも用ひしれど此は削ぞ讀たり
相照すに此は鉞又大鉞ぞ有る
に鐇ぞ聞ぬ立削立義ぞ有るは材を伐る時用る鉞ぞ

聞えぬるぞ然るに和名抄に鐇を多都岐と
古に鐇を鉞共に斧を伐る物を用る物なれば
後には又其小多都宜ぞ去ぬ
豆は和名抄に清濁の音の重なる故に
清濁の変は通ずる義なり
又和名抄に多都岐と云て又和名抄に
多都宜と云て其岐ぞ宜ぞ去ぬ
古に鉞ぞ云ひ天平宝字の頃に
鉞ぞ云し
都の大鉞ぞ云
多都宜ぞ云
多都岐ぞ見え
多都宜ぞ云
多都岐ぞ見え
多都宜ぞ云
多都岐ぞ見え

なり。大かた又物の中より又を此方ざまは向けて用ふ此物の多なり。故迎の枕詞やはなれり。此は
て也。山多豆ハ材を伐る斧なるべしいまだ明らけ[illegible]。此山多豆の事、袖中抄に説やもあれど皆詳に心得がたし。又契沖も袖中抄に就て此御哥の万葉に山人の[illegible]ぬやあるべし。此は山尋ねて材を尋ねる者あれば山尋ねて材を伐置て水の多き時を待て河上より流す物遠き下へ送ひ清て是を迎て取て是を[illegible]又鐇ふ[illegible]
の岐ハ器なり。都豆豆の清濁も異なり。都岐ハ云[illegible]ハ云[illegible]ハ本名なれ[illegible]ハ上より云[illegible]
[illegible]清濁の異ふ[illegible]云て迎[illegible]
[illegible]ハ右手[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]聞[illegible]此御哥を万葉
二[illegible]難波高津宮御宇天皇代磐姫皇后思天皇御作歌
四首君之行氣長成奴山多都祢迎加将行待祢可将待
右葉首歌山上憶良臣類聚歌林載焉也載不載御作
諸註も詞を誤れる傳[illegible]結句まちにの[illegible]
止なる叫[illegible]又山[illegible]云[illegible]聞ゆ[illegible]其四
首を挙て次に古事記の句云[illegible]又右の哥を此の姫
[illegible]を挙[illegible]万葉を集[illegible]人の[illegible]註に是
[illegible]仙覚なる書入[illegible]辨[illegible]
合造木者也造字は建を誤れるものなるべし伊麻
能多都宜那理也訓[illegible]木を氣云例は江卷に好之
[illegible]木也[illegible]処傳五の十四
[illegible]別る儀式帳に立削[illegible]
[illegible]如[illegible]此は止
[illegible]依て宜也訓[illegible]又和名抄に[illegible]
[illegible]然訓[illegible]

[illegible]建木[illegible]借字[illegible]立削鐇[illegible]
[illegible]註[illegible]は其卷に恭加賀智の注に此謂請
加賀知者斉酸醤者也[illegible]中卷に玉垣宮殿本[illegible]宮[illegible]
[illegible]玉能迦玖能木実者[illegible]橘諸也[illegible]
[illegible]当時の格を以て注し[illegible]
[illegible]袖中抄に者也物也[illegible]通ひて書る常の事なり[illegible]
[illegible]添[illegible]動る例みな者字[illegible]
今時[illegible]知者也[illegible]那理也云[illegible]
[illegible]多[illegible]師[illegible]者字[illegible]斧の誤[illegible]
[illegible]造木者[illegible]者也[illegible]
[illegible]叫[illegible]物古[illegible]木を造る物[illegible]非[illegible]
[illegible]今時[illegible]木を造る物[illegible]然[illegible]
[illegible]造[illegible]古[illegible]同き[illegible]
[illegible]今[illegible]当時の名を挙[illegible]言[illegible]造六

誤字なる物も決し難く方藥は引るも造米やあるも就て誤字なる非じ疑なくもあらぬ信けまゆかれ仙覽なども書加へ万葉なる既に誤まれるなり思ひの外に古書ども記れ誤字の中に思ひの外に古ども誤まれるなりかし○追到て衣通王あり○待懷ハ衣通王を待取て太子の懷に入り懷を云言輕に見動て次記中に待向待取待擊待向待政待遮など皆古言なり○許母理久能ハ隱國之長谷の枕詞なり冠辭考に出○波都世能夜麻能ハ長谷の山の名なり此地の事ハ朝倉宮段に云ふ○意富袁布波ハ契沖云太峽者なり山口祭祝詞に奥山乃大峽尓峽尓立留木乎云く日本紀に峽を乎

峽を訓ハ神功卷に長訓紀に峽を訓ハ仲哀卷に是なり訓ハ仲哀卷に是なり訓ハ仲哀卷に是なり

峽の事なきハ此のはべる句の脫なるべし次は佐
其脫なるか意冨袁斯の次は七信の句なるべ
袁斯の脫なるか意冨袁斯の脫なるか意冨袁斯の脫なるか意冨

比枳許夜斯勢礼　流　三十五下　妹之臥勢流　三十三下　小偃

為發者　此外集中ノ臥有ヲ書ル皆コヤセルヲ訓ル者ハ臥ヲ訓ル故ニ臥ヲ訓ル例ナリ

古令集なる哥ノ中ニ有ル世佐夜の中山ヲ云ヲ奥義物知ラ人ハ知ルベシ本ノ如ク知ル人ハ知ルベシ

終夜流　許夜流　同　此又方葉五ノ八下ニ侍知許伊布志提　二十ノ下ニ非ス　又側ノ世上ノ世ノ上ノ世ノ上ノ世ノ

曾の下に尓を添て云る例なり。後なハ聞なれぬ高津宮段、哥なる麻許曽迹ぬあり。傳廿七の句に在る此、二句ハ在る三廿七葉に云意なれ云ぬ云ぬ云意なれ云ぬ云意なれ云ぬ云ぬ云意なれ云ぬ云意なれ云ぬ云意なれ

此共自死給ふるハ今俗心中ゆゑ云事の始めゆゑなり○讀歌ハ樂府なて他の歌曲の如く声を詠ぜあやなして歌ふ事なして直誦し讀挙る如唱ふる故の名なる伝て余年ゆゑ云ハ物を数ふる如くなれ歌ふるゆゑなり故物を数ふるゆゑ余年ゆゑ云も心なり思ふゆゑを数ふるゆゑ云ハ漢國なて詩を作るを賦ゆゑ云ハ自作なるゆゑ似たるゆゑ此の讀歌ゆゑ云ハ自作なるゆゑを云ハ非ず樂府なてハ歌ひぶめのゆゑなり或人の讀歌を漢國なて徒哥ゆゑ云ハ如くまゆゑ歌ハ此ゆゑの歌ふゆゑ云ハ叶ハず

古事記傳四十之巻

宋穂宮巻

本居宣長謹撰

穴穂御子坐石上之穴穂宮治天下也天皇爲伊呂弟大長谷王子而坂本臣等之祖根臣遣大日下王之許令詔者汝命之

妹若日下王。欲婚大長谷王子。
イモワカクサカノミコヲオホハツセノミコニアハセムトス
カレタテマツルベシトノラレメタマヒキコヽニオホクサカノミコヨタビヲガミテマヲシタマハク
故可貢爾大日下王。四拜白之。
モシカルオホミコトモアラムカトオモヘルユヱニトニモイダサズテ
若疑有如此大命故不出外以
オキツ。コレカシコシオホミコトノミヽクタテマツラストノラレタマヒキ。シカルドモコトモテ
置也。是恐隨大命奉進。然言以
マヲスコトハサヤケシトオモホシテ
白事其思无禮。即爲其妹之禮
スナハチ分ニ位モ編キヤジロト
物。令持押木之玉縵而貢獻根
シテオモヒキノタマカヅラヲモタシメテ。タテマツリキ。ネノ
臣即盜取其禮物之玉縵讒大
オミスナハチソノヰヤジロノタマカヅラヲヌスミ。ヰリテ。オホクサカノ
日下王曰大日下王者不受勅
ミコヨコヒテマツリケラク。オホクサカノミコハ。オホミコトヲウケ
命曰。己妹乎。爲等族之下席而。
タマハラズテ。オノガイモヤ。ヒトシウガラノシタムシロニナラムトイヒテ
取横刀之手上而怒歟。故天皇
タチノタカミトリシバリテイカリマシレリトヲシレキ。カレスメラミコト

イタクイカリテオホクサカノミコヲコロシテ。ソノミコノミムカヒメ

大怒殺大日下王而取持來其

ナガタノオホイラツメヲトリモチキテ。オホギサキトシタマヒキ。

王之嫡妻長田大郎女爲皇后。

真福寺本ふは此首より御子ぞ乃り。前の御世允恭天皇の御子れより下なり。

此事若櫻宮段の初ふ云ふが如し。○穴穂御子御段の

首ふかく其大御名を標ふ御子ぞ云ふこぞ例なし。末ふ至りて真福寺本より。某王ぞ作るを彼此○此

あまたあるそらえ餘本おほみな命ぞかけぞ。

天皇後の漢樣の御諡安康天皇ぞ申次。○石上は既ふ出傳十八の五十三葉○穴穂宮此宮の御趾帝王編年記ふ山辺

郡石上布留大臣家西南古川南地是也ぞ乃り大和志に山辺郡田村ふ有り云ふ。田村は丹波市ふ近き処なり布留村は延喜式ふ布留川の南ふ此天皇早く此地ふ居住坐ひしを以て穴穂宮と名付ぞ。東世語ふ書紀云四年正月元恭天皇のなり。三十二年己卯崩年午穴穂皇子即天皇位云ふ則遷都于石上是謂穴穂宮。○此天皇は御子坐ず。姓氏録未定雜姓の中に孔王部首穴穂天皇之後也ぞ乃ふ心得ぞ。さて記ふ御子ぞ此始なり。書紀ふ是より先成務天皇ぞ御子ぞ。○坂上臣上表出傳廿二の三十三葉○根臣名義未考得ず書紀ふ根使臣ぞ書ぞ乃り。○大日下王は仁德天皇の御子なり。○汝命之妹允て古ふ

其之妹ゆ云ふ其同母妹なり。◎若日下王、皇女を御
事ふ朝倉宮、段ふ見ゆ。其処は去ぬし。◎欲婚は阿波
世年登須ぬし訓ぬ列ふ木宮、段ふ云ふ合於手白髪命ぬし
ぬり。◎四拝は余多備袁賀美ゆ訓ぬ下ふ八度拝
百者ゆ能ぬり。拝ゆ坂は書紀推古、巻、寄ふ。烏呂餓弥呂
兄伽陪摩都羅武ゆ訓ぬ。私記ふ謂拝為乎加無言ゆ宮を
省ぬ。言ふ。身を屈ぬ。伏ぬ。ゆ。ぬり。方葉三十三丁
ふ。四時自物伊波比拝は鹿伊波比拝。四時は鹿伊波比拝。ゆ。ぬり。同二卅五丁
ふ。鹿自物伊波比伏管三は。廿六自物膝折伏ゆ
ぬ。ふ。ゆ。合世。今世俗ふは。拝賀ゆ。
ぬ。知。ぬ。今世俗ふは。拝賀ゆ。
掌を合次と

心得ぬるを佛法の拝より云ふ。ひがごとゆ。ぬり。又
尊ぶ。ぬき物を見奉ふ。ぬを表賀ゆ。ゆ云ふ。中昔ゆ。
は無きふ。ぬり。さて吾徒長瀬真津が云ふ。上代の拝礼の儀は
今世俗ふ礼を為ふ。ゆ。伝為ふ。ぬの如く。俯て頭を下げ
て両手を揖て拝み。ぬ。ふ。ぬ。神代紀一書ふ。彦火々
出見尊海宮ふ。して云ふ。於中床則據其両手ゆ見ゆ。推
古紀廿二年の詔ふ。凡出入宮門以両手押地両脚跪之
越禰則立行ゆ見ゆ。漢ぶみ魏志の皇國傳ふも傳辞説
事域蹲域跪両手據地為之恭敬ゆ云ふ。此らを見ふ。ふ
手を據を敬ゆ。ぬり。ぬ。ぬ。知ら。ぬ。ぬり。然ふ。ふ。続紀
ふ文武天皇慶雲元年正月始停百官跪伏之礼ゆ。ぬ。ふ。

是より先ぞ朝廷の拜は漢風なれども、然るに同
四年十二月の詔に、往年有詔停跪伏之礼、今聞内外廳
前皆不嚴肅、進退失礼、陳答失度云々、宜自今以後、嚴加
糺彈、革其弊俗、使靡淳風、のことを見るに、上代よりな
らひ来し礼の法、かの国にしたがひ、官人等、然るに
況て民間の拜は制えなくて、今に至るまで上代のま
まに、両手據地、跪伏、次拜の傳はり来ぬるなりて、かの笏
を持て起居して拜む中に、後に漢風をまねび賜
ふ事なり、今の民俗の拜ぞ、上古礼拜のはつりけ
ふ云々、然るに、然ぞ、今、世に
拜むさま

は、かの漢風に近きそ、如何云ふ、そは昔は僧ぞ
の佛を拜むことを教へ、に其上に神を拜む
ことも移りて、今は賤者は、さて四度拜八度
拜なれば、云ふ跪伏なれども頭を上げ下げ数を
以て云なり、後の公礼拜の如く起居なれ、数を以て云ふはあらず、恭敬の心の
至る所は、自ら頭を上げ下げ、なるなり、さて其を
四度なるは上代よりおのづから定まりたるなり、
後に漢風の拜は、再拜ぞ、二度なれば、續紀十三に、藤
原廣嗣が勅使に對ひて、即下馬、両段再拜、申云々、
ふ名、當時漢風の拜なれども、数はなほ上代のまま
四度なりあるべし、四拜ぞ云ふ、両段再拜ぞ云は、
の再拜を両度なり、

又類聚國史に延暦十八年春正月丙午朔皇帝御大極殿受朝文武官九品已上蕃客葉陪倍減四拜為一拜不拍手以有渤海國使也此時を以常には四拜見元あり渤海國使の有しも因て手を拍こを止めしは全漢儀を見せも皇大御國の礼儀をこそ示せるかしきわざなれ其後遂に四拜は止て拍手を再拜にかへたるなり

○なお神を拜むにのみぞ後にも四拜は用ひられけり北山抄に分注に本朝之風四度拜神謂之兩段再拜と見え伊勢宮儀式帳に諸祭の時社儀に四段拜奉ると見えあり原野御祥神殿預猪茂樹宿祢

仍今日給禄纒頭兩段再拜如拜神太部也見えたるなどそのころ既に神を拜むに外に西拜にも無かりしが故なり又同記に長和五年三月十四日右清水臨時祭云々攝政云々御拜三度欲四度故諸卿東帰覚也攝政云被奉宇佐神宮之時有三拜之由云々余申云今日之儀偏被用神明儀有何裏不有御幣東遊等之故也攝政云然事也仍有四度御拜云々乃賜禄事乃云々故也云々佛の如く祀る事は宇佐大神とは佛法の拜なり三度なり信じ此御段の下に八度拜も聞かぬ事なり

○此御段の下に八度拜も聞かぬ事なり

○此は例のいやしき度にかかるを思ふに既に四度拜にもあらざるべし然れども八度に定まれるかを度を重ねて再拜なり是は恭敬の至りにて上代より自然然ぞ有りしを後に神を拜むは此儀なり伊勢宮儀式帳に八度拜奉ると四度拜奉手四段拍又後四度拜奉手

四段拍畢退、これも合せて四度なり。大神宮式にも、再拝両段短拍手両段膝退、再拝両段短拍手両段拝訖て退出、一拝ゆゑは非次敬の乃りゆゑ終の拝儀式帳にも見ゆ。江家次第公卿勅使、儀式にも、次使以下奉拝四度了拍手次四拝又拍手ゆゑ見えたり。公卿勅使記に記せるも如此し。中右記に、寛治八年九月一日早旦出河原解除、是今月伊勢遷宮行事可潔齋也、被了後十六度拝、先外宮次内宮各八度、是付兼政説也、兼政は卜部氏なり、同記に云く拝八度先四度次拍手次四度又打手、是名両段再拝、是名両段再拝、云は、上に云に如く四度拝のうちは誤なり、両段再拝云は、上に云に如く四度拝は両段再拝二度なるを

や、大神宮年中行事に拝八度手両端ゆゑなり、大神宮ゆ今の世も此拝法を用ひ来ぬ、又ゆゑ物語に、後撰七夕に、帝も拝給ふ云々、歓び起居て、再び拝給ふ、見えたり、さて今大宿禰王、王はからく拝賜ふも甚く歓び敬て賜ひて、疑有は、阿良牟加登淤母幣流ゆゑ訓信、方業にも疑意加ふ辞に疑字を書法処ゆ、不出外は、若旦下、主をやむことなき物ゆゑ、給ふ、給ふ、給ふ

り。傳九の世六葉。㊀奉進されるで大日下王に白賜事に言な
ほ。古は同母なれを波良加良と云て。異母なる
加良は云、次然るを中昔より異母の
ほを也然云は漢さまのうを也なり。殊に親しうして
妹はよりも己が女の如くありて悲く愍せり。故此
の趣も全太日下王の御女の如くあり。應神天皇の御
子宇遲之和紀郎子に同母妹八田若郎女を大雀命は
進賜ひしは也然なり。書紀に見ゆ。○言以白事は許登
毋呂麻衣須許登波と訓は下の許登はしうに軽く附
ぬる。言て如此白次ぬかめ事てはと云意なり。
○其字讀かめ者を誤也如上の許登波なり。○思は此

字言以の社ふの法意なて大日下王に御心に言以云
云此思給ふなり。㊀礼物は師の韋夜主漏と訓
は従ふ。其は遣唐使時奉幣祝詞に備喜志美
礼代乃幣帛乎云師考に言次の神賀詞に神乃礼
自利臣能礼自登云て見え續日本紀の伊勢大神宮
の詔に礼代の大幣帛なり。其外にも見ゆ韋夜は
ぬや乃ひかの申に代は其奉ふ物実なり。古事
記に云。崇神天皇紀に取倭香山土畏頭巾頭祈曰是
倭國之物実則反之物実此云望能志呂と是なり。
此云ふ如し。又彼神賀詞の礼自利の処に頭書

ふ流志の約理ふ尺。礼幣利は社の店ふ坂ヒ此ふ
ふ云是ふ。此説の如く式幣利同じふ品ふ共
は礼の表ふ。ちを濁ふは神賀詞の自字は依ふ。さ
字よふ。かの物実の実を同じ。ち乱此は若旧下王と太
長谷王ふ奉尺給ふ礼の実ふ物ふ。止巻大山津見神
の御女を迩々藝命ふ奉賜ふ処ふ令持百取机代之
物奉出ふふふ其礼代ふ。傳十六の又中巻詞志比
宮段末ふ易名之幣ふ。傳一の十九兼
押木之玉縵は書紀ふ押木珠縵と云立縵又云磐木縵
ふふふ押木ふ。いの字ふふ由ふ知ふ

ふ者れ。嘗試ふ云ふ大神宮式正殿御餝金物の中に
妻塞押木打鋪十口径各一寸五分云ふ。ふ押木
云物ふふ。其形ふ造ふふ。書紀ふ立縵
ふふふを思ふに其押木ふさまふ造ふふ茎ふ玉
を貫て立ふふ。磐木縵ふ云ふ其状の巌ふ立ふふ
如く見ゆれを以て云ふ。木ふは其茎貞観儀式元日礼
服制ふ親王四品以上冠者漆地金裝云く以白玉八顆
立擬形上以紺玉廿顆立前後押鬘上見え。又王を以て立前押
鬘上ふ立後押鬘上見ゆ。ふ立王者有茎弁座居王者有座無
茎ふ見え。礼服の制は大ふ唐國のをまねび賜
ふ物ふれふも。右の玉ふかざりふ

万を皆は皇国の上代の縵は制を用ひらるる物聞えず。是ぞ押鬘なるべき物。押木同じ物。異なる物なるよく尋ぬべし。ちて玉を立てし物なれども。茎を立てし物なれども。右の立玉者云々。あるを以て知るべし。大かた此らを以て押木玉縵の形状なるべし。はかるべきの儀式は押鬘云名なるを思ふべし。押木も同じ物なるや。立玉は就て木は云はかの大神宮式の押木は別なり。ちて押木云由は壓ふて。かの立玉の茎を立て頭上を壓ふよりの名なるべし。さて此押木玉縵の大貴最好き物なりしと。書紀雄略巻十四年の下に見えたり。時てなぼの縵は事は上巻黒御鬘なる所処に委言尾。傳六の十九葉。○讒は與許志奉理と訓ぶ。催馬樂葦垣に太礼加己乃紀止乎。於也尓末宇与己之介良之毛。云々。安米川知乃可見尓美毛。曽宇之多戸。和礼波万宇与己之万宇左春。末宇は申なるべし。曽宇之は證なり。○方葉十四に人言之讒乎聞而。書紀應神巻に説言于天皇。字鏡に讒与己須なるべし。續紀廿五詔に讒治奏とあるは細書の治字なれば。さぞ知。○己妹乎。此乎の事上巻に愛我那迩妹命乎とある処に云。傳五の六○為等族之下席は比登志宇賀良能斯多牟斯呂尓那良牟と訓ぶ。為は那佐米夜と訓ぶべきなり。如き語の勢なれども。米夜と訓ぶべきを宇なれば然は訓がなるべし。此をピ。キヤガラパ。ピロ。ドラ。ピ。ムヤと訓ぶべきなれどいうべ。下をトピ。ムヤは訓がなるべきなり。席を云なるべし。族は書紀

神代巻ニ宇我邏ニ訓注アリ。又親属顕宗巻ニ親族安閑巻ニ同族ヲ皆ハ宇賀良ニ夜賀良ニの差別宇賀良は生族夜賀良は家族の意ニ考フルよ宇賀良も夜賀良も波良賀良ガ准フ皆加を清て呼ブ若し書紀の訓注ニ依ラバ濁ルベシ悪ミテ清ムベシ乃チ濁ルベシ云フ。さて万葉の巻十四に知ガ多ク登母賀良を今も濁て云フ。長哥ニ親族兄弟と親族ウガラヤカラ訓ヒ来タルヤウニ訓ヒ来タルヤ。此ニ等族ヲ云ハ、若日下王、大長谷王ハ姨甥ニ坐テ共ニ天皇の御子ナレバ同品の御族ニ坐シ。下席ニ為ハ大長谷王の妃ニ為坐シを如此云ハ夫婦は交合時ニ婦を上ニ夫の下ニ敷故ニ下ニ敷き事ヲ云意ナリ。下席は上席ニ敷キ対ヘテ云ハ、ハ敷キ。上席ニさはを正しき言ニを非ス。

中天皇怒テ朝ニ戯言のよりて○曰字真福寺本ニ白ニ作テ○横刀は大刀なり上ニ出ル手上は上巻ニ御刀之手上ニ訓テ其処傳五の十六葉ニ云フ。

○取は師の登理志婆理豆ニ訓テ従ヒ伝ヘ書紀神武巻ニ撫劔而雄誥之曰慨哉大丈夫云フ撫劔此ニ都盧者能多伽弥屠利辞麼ニ訓テ同巻又天武巻ニ按劔をもかく訓フ。○惑ニ訓テ字は記中にさ矣焉をも同じさ了れ助字ニ用ひる処ナリ。此も然なり。此事首巻にも云フ。疑ひ加と云ふ。○根臣が此悪事顕はれて殺ちまつるこそ書紀雄略巻十四年ニ委見え

ゆゑ。○嫡妻を。御年加比賣と訓ふ。上巻に出。傳十の五十八
兼○長田大郎女は。書紀雄略巻に去來穗別天皇女曰
中蒂姫皇女更名長田大娘皇女也。夫鵠鷄天皇子大草
香皇子娶長田皇女坐眉輪王也云云。此は安主にて。
履中巻に次妃幡梭皇女生中磯皇女。此は是なり。中蒂
中磯同。然はを此記に履中天皇の御子とは此中磯皇女
を無み。允恭天皇は御子に長田大郎女とあれを。履中
天皇の御子は允恭天皇の御子に紛れ。傳の誤なり
と。又書紀に允恭天皇の御子は名形大娘皇女とあり
いかの同誤の傳を取て記されしなれども。実は加の履
長田は名形と異て書れし。中天皇の御子は長田大娘皇女と一つにぞ。若

允恭天皇は御子なれば。天皇安康の御同母妹に
坐ければ。いかでか后とは為賜はぬ。○取持來持を輕
と漢訓辞にて。以伊都久を云。類の以字皆同じ。師は持字
を將の誤なりとて。然らば訓は持にて。万葉十一に紅花西有者衣袖尓
染著持而可行所念と。持を以の意なり。○皇后を意冨伎佐
伎と訓ふ。大后を同じ。記中みな大后と書はを皇后と書るハ
此は今一処甕栗宮段に。此事中巻白檮原宮段に委云る。
傳二十の十兼○書紀に元年春二月天皇為大泊瀬皇子欲聘
大草香皇子妹幡梭皇女則遣坂本臣祖根使主請於大
草香皇子曰願得幡梭皇女以欲配大泊瀬皇子爰大草

香皇子對言僕頃患重病不得愈云又俱以妹幡梭皇女之孤而不能易死耶今陛下不嫌其醜將滿荷菜之數是甚之大恩也何辞命辱故欲匿丹心捧私寶名押木珠縵云云立縵又附所使臣根使主而敢奉献願物雖輕賤納云磐木縵以為盜為已為信契於是根使主見押木珠縵感其麗美以為盜為已寶則詐之奏天皇曰大草香皇子者不奉命乃謂臣曰其雖同族豈以吾妹得為妻耶既而留縵入已而奏献於是天皇信根使主之讒言則大怒之起兵圍大草香皇子之家而殺之云爰取大草香皇子之妻中蒂姫納于宮中因為妃復遂喚幡梭皇女配大泊瀬皇子云淋二年春正

月癸巳朔己酉立中蒂姫命為皇后甚寵也

コレヨリノチ

自此以後天皇坐神牀而晝寢

カレソノキサキトカタラヒテミヽレオモホスコトアリヤトノリタヒケレバ

爾語其后曰汝有所思乎答曰

キミノミウツクシミノフカケレバナニノオモフコトカアラムトヲシタヒキコヽニ

被天皇之敦澤何有所思於是

ソノオホギサキノサキノミコヨワノミコトレナツニナリ

其大后之先子目弱王是年七

タヘリ　コノミコ　ソノヲリ

歳是王。當于其時而。遊其殿下。

カレ　スメラミコト　ソノワカキコノトノ　モトニアソビマセリキ

爾天皇不知其少王遊殿下以。

オホギサキニノリタマハク　アハツネオモホスコトアリ

詔大后言。吾恒有所思何者。汝

ヨワノミコトヒトナリタラムトキ　アガソノチ　ミコヲ

之弱王。成人之時。知吾殺

シセシヒトヲ　カミトシテキタナキコロアラムカトノリタマヒキ

其父王者。還爲有邪心乎。於是

ソノトノ　ミコトニアソビマセル　ヨワノミコロ　ミコトヲキトリテ

所遊其殿下。目弱王。聞取此言。

スナハチ　スメラミコトノミネ　セルヲウカヾヒテ　ソノカタヘナルタチヲ

便竊伺天皇之御寢。取其傍大

トリテ　ソノスメラミコトノミクビヲウチキリマツリテ

刀。乃打斬其天皇之頸。逃入都

オホミガイヘニゲイリマシキ

夫良意富美之家也。

カムトノ　神牀は。牀の字舊印本ふ材や作き又一本又一本真福寺本ゆかぬふを林や作き依り。中卷水垣宮段ゐも云々。天皇愁歎而坐神牀之夜

大物主大神顯於御夢曰云々傳此三十四葉但彼は
神の御命を祈請て齋ば
ふをと此も后や畫御寢坐ば神牀似たかはは
ず聞ゆ是若神字は誤ふ也ある歟故師も御牀なる
ぞ云ま
ま寢や有ま殊ふ御牀は云ずも乃ふ倭ぎ如
ふ坐ふ故ふ殊ふ云
ふ也此は畫ち御牀ふは坐ふ時ふ倭
ふ坐ふ故ふ殊ふ云
ふ也此は畫ち諸本並神や作ふ字ふ水
垣宮段ふも此目ふ也今本の隨ふて倭ふ也
て神牀や有ま思ふ此時何事ふま神の御
命を請賜ま也有て神牀ふは坐ふ其齋を怠て
て畫ち后や御寢坐ふは甚有ま也此

天皇は大田田根子を取來て后や給ふが如ま不
義ふ御爲ふ也此吾を深く寵賜ふ事ふ有ふ
御物齋を犯ふ賜ふ事ふ有ふ此時所念ふ事ふ遭
て崩坐ぬ倭ふ神の御咎ふ也ふ猶ふ考ふ倭
㊀寢ま美祢坐役や訓倭次の文ふ御寢や見え白
構原宮段は御寢坐地や有ま也は次文を思ふ
大后や共ふ御寢坐ふ也㊀被美皇之敦澤也吾大君
能美宇都久志美能深祁礼婆や訓倭美袁加賀布礼婆
比ふ美許等加我布理ふ也天皇は加倭延は
吾大君や申ば例ふ敦澤の字は漢文ぢまあり敦は

訓字なれども愛寵なる故に先子を先に訓ふ深しそ

(ロ)目弱王御名は和名抄下王に婚生坐御子なり

亀貝類に辨色立成に石炎螺万与和楊氏説同

此物に依る事なり書紀に初中蒂姫命生眉輪王於木

草香皇子乃依母以得免罪常養宮中とあり雄略紀初細注

に大草香皇子妻長田皇女生眉輪王也とあり

于其時而以曾能衣理志母訓修し(ハ)其殿は天皇太

后の御寝坐る語給ふ殿なり(ニ)少王を和訶岐古と訓

ぶし書紀齊明巻太御哥に建王其時八歳を阿餓倭柯加古

と見ゆ

賜ふ天智巻名

ふ(ホ)吾恒有所思は常に御心に懸る事なり

なり上に御言に汝有所思乎と問ひ吾

は云々と詔ふ(ヘ)何者を那に紀登伊幣者と訓修

し其所思は何事ぞと問ふ(ト)殺は舊印本

又一本に紀に作る其に通し今の真福寺

本又一本延佳本に依る(チ)還は師は都比に訓

遂に字れ誤せる報い復す加閑理加豆に訓修し

は典方に報復なり訓

(リ)那心を上に出傳ふ若

櫻宮殿に穢那心なり傳ふ二十一巻

の仇を復し賜はる彼に云ふ

抑目弱王の御父

邪心なも非ざるべし。天皇を弑奉むはふた邪心なり。殊に此は天皇の御言なれば本上を
て天皇の御為ふ為邪心なり。為は阿良牟と訓ふ
し。為字はいらむと云意を以て須は當て書ふの
記中ふさ例も多し。ふを阿良牟と訓ふ
○聞取を聞て此方ふ取て失はぬ意なり。あ閑と
な。此ふ天皇の其父王を殺し賜しことを始第て
知給ふ。傳世八の
○傍大刀古天皇の御大刀を平恒ふ大御身ふ副坐ふ
こと是を以て知ふし。丙巽の詞ふ副の○都夫良
意富美書紀ふは圓大臣ふ同履中巻ふ當是時平
群木菟宿禰蘇賀瀰智宿禰物部伊莒弗大連圓来使主

共執國事圓此云豆夫羅ふ。此人何延ふも姓と挙さふ
ふ。ふ由ふの巣姓を賜はざりしふ。さて公卿
城襲津彦孫玉田城襲津彦城圓使主武内宿禰曽孫葛
宿禰子也。さて意富美と云号の初は明宮段ふ
丸迩之比布礼能意富美と云人。遠飛鳥宮段ふ大
前ふ前宿禰大臣は書紀ふ大臣ふ
の号なり。然ふの比布礼を書紀ふ白鳥
使主と書大前ふ前を此記ふ大臣と書此圓を書紀履
中巻ふ大使主雄畧巻ふ大臣と書ふ皆
紛ひ多ふ。此中ふ比布礼は丸迩氏は臣の尸
意富美を即臣と云ふ意富美の切
臣と云ふ意富美の子孫
圓建内宿禰の子孫

宿禰の子孫は氏は臣の尺あれば字なり。然るに此の大前小前は物部氏にして、臣れ尺は非れ字臣なり云
後き由此ら大臣なり意冨美なり大使主なり臣なり使主なり
くなるを混ひ如後は、此都夫良は臣なり云ふ故は
是なれども大臣なるを見えたる是なり。必大臣
ふ非ず。大臣なり故ふ大前小前なるも又使主なり
云は戎人の号なれば漢必大使主なるも非ず。使主より大を
云ふは例もあるなり。姓氏録なるに某なる意
大使主なる名の見えもあるも紛ひあるなり
冨美は別なる一の号なるべし。号なる書紀應神巻に阿知
使主都加使主なる云ふ奴理能美も姓氏録に努理使主なる書紀雄略巻に
漢使主等賜姓曰直なる云ふ漢人なり又姓氏録に使主の尸社姓
の子孫なる

加なる見なり出なるなる号なるは諸蕃なり。されば此は韓國なる
なるは書紀顕宗巻に蕃人の料に制なるを此を意美なる云
使主なる云ふ孫なる訓注に於孫は韓語なる訓
なる皇國なる臣の称なる使主の訓なる兼
用ひなる戎人なるは使主なる書なる文字なる
なる中臣烏賊津連なる考なる神功巻に書記仲哀巻に烏賊津使主なる
書なる是使主は例の混なる臣なる中臣氏なる伊
臣の尸に非ず。此臣は下なる附なる云なる
加都意美なる云名なる。此氏なる先祖なる臣なる云なる名
彼此系図なる見なる。續紀に此なる氏なる人の名なる意美佐
夜麻なる見なる。此なる使賀都臣なる見なる。又三代実録なる
姓氏録なる雷大臣命なる云なる。又臣なる
例の大臣なる混なる臣なる使主なる混なる
書なる大臣なる臣なる使主なる臣なる
者別なる。又此伊加都臣なる多なる心なる不なる附
云臣なる紛ひ如後なる臣は姓の戸なる名の不なる
臣なる又書紀なる允恭巻巻なる中

臣、烏賊津使主、宏云、太伯は、仲哀神功巻に、武内は、仲哀神功巻に、公卿は、異
名なり、時代も遠く、天仲哀神功巻に、武内は重臣公卿、充
兼、巻々に、舎人、卿、官、
武内を姓名共に同じきは、必て、同名かゝ、疑はしき、外に、
武内は、中臣氏なり、此、中臣氏は、
外に、同名の人、彼、此、見えず、
此、人の家は、葛城の
地に、在りし、下文に、葛城の事見えず、書紀雄略巻には、葛城、
圓大臣、公卿補任に、葛城、云々、○書紀雄略巻、初に、
云く、三年八月、穴穂天皇、意、将沐浴、幸于山宮、遂登樓遊
自因命酒肆宴、尓乃情盤樂極、間以言談、顧皇后曰、吾妹
汝雖親睦、朕畏眉輪王、眉輪王、幼年遊戯樓下、悉聞所談、
既而穴穂天皇枕皇后膝、晝醉眠、
於是眉輪王、伺其熟睡、而刺殺之、

コノスメラミコト　ミトシ　イソヂ　ヤソヂ　ムツ
天皇御年伍拾陸歲。ミハカハスガ
ハラノ　オイヒ　ヤヒ　ヤカニアリ
原之伏見岡也。○此段大略表に、載来、巻号、

伍拾陸歲、五十は、古言に、は、常に、伊、や、云例なれども、
かゝる、物の、数、なり、から、に、云、は、伊、蘇、
訓、を、得、ず、書紀に、は、三年秋八月、甲申朔壬辰、天皇為
眉輪王、見弑、や、りて、御年、は、見えず、代要記、編年記、
や、りに、は、此、記、に、
依、る、なり、なり、○此、間、に、其年、某月日、崩、云、例の、細
注、此、御段、に、は、諸本共に、無し、○菅原上に、出、傳廿五の、
○伏見岡、伏見、翁、云、は、者、此、處の、岡に、臥て、三年が、は、
起、ず、と、に、因て、此、處を、伏見、や、云、云、

説也。此地名ハ有リテ造説ハ姿説ハ無シ。書紀ハ三年後乃葬菅原伏見陵。三年ニ至ルヲ葬奉ラザルヲ書紀ハ此天皇崩坐シ即チ雄略天皇御位ハ即チ年ノ十月ハ乱事平ラギテ十一月ハ雄略天皇崩坐シ即チ賜ヒ物ヲ乱事許ヲ紆ケム故此御葬ニ滞ルヲ日ハ此御陵ノ事ヲ日ハ清輔朝臣奥義抄ハ此御陵ノ事ヲ云ハ本紀云安康天皇崩菅原伏見野中陵ハ葬ヲ云ハ書紀ノ古本ハ野中ヲ云ヒ後ハ伏見野中陵ヲ中ヲ云ヒ然ハ非ジ紀ニ云ヒ多ク云ヒ云ヒ有リ如此ヲ云ハ知ラ諸陵式ハ菅原伏見西陵石上穴穂宮御宇安康天皇在大和國添下郡兆域東西二町南北三町守戸三烟霊亀元年四月ハ此御陵ハ守陵四戸ヲ充ラ事續紀ハ見ル此御陵大和志ハ在寶来冢邑云ヒ或書ハ字ヲ云ヒ云ヒ云ヒ○式ハ西陵ハ云ハ毋仁天皇ノ菅原伏見東陵ハ添故ニ

安康御宇天皇

爾大長谷王子。當時童男。即聞此事以。慷慨怒乃到其兄黒日子王之許曰。人取天皇爲那何。然其黒日子王不驚而有怠緩之心。於是大長谷王詈其兄。

ヒトツニハスメラミコトニマシ言一爲天皇。ヒトツニハハラカラニマスヲナゾモタノモシゲナク一爲兄弟。何無恃心。聞殺其兄。不驚而怠乎。即握其衿控出。拔刀打殺。亦到其兄コロモノクビヲトリテヒキイデ、タチヲヌキテウチコロシタマヒキ。一タツノイロセシロビコノミコニイマシテ。サキノゴトアリサマヅケマヲシレタマフニ。コノミコモ、タクロビコノ白日子王。而告狀如前。緩亦如ミヨノゴトオホヨカニオモホセリシカバスナハチソノコロモノクビヲトリテ黑日子王。即握其衿。以引率來。ヒキテキテ

ヲハリダニイタリテアナヲホリテタチナガラニウヅミシカバ埋腰時。兩目走拔而死。ウヅムトキニイタリテウタツノメハシリヌケテゾミウセタマヒヌル到小治田。掘穴而隨立埋者。至

童男は表具那訓。此稱の傳中卷日代宮段に云て、傳廿六の六巢に、此御子此時は御所爲さゝる童の御時なれば、如此申せば、其齡ゆゑ拘らず、童の髮は形ゆゑ、ゆゑを云ふ。

傳に、さて古へは卅歲ゆゑ、ゆゑ然ゆゑ形ゆゑ在し人をゆゑ。今世も相撲人なども前髮

なる童形なるなどの如し此王は此時は歳八餘なる賜ふ
なれば其由を朝倉宮殿終に云ふが如し傳四十の五十四葉
此事なれば目弱王の天皇を弑奉給ひし事を云○慷慨
土に出傳四の四十葉○怒怒字真福寺本に怨作誤殺ふ○黒日子
王上に出の三葉境之界から巷陽境ぞ住坐す事なり○
取は師を殺守れ誤ちなり云ふ然らば然弑奉ふを殺ふを取
云ふ中巻水垣宮段傳十三の又若櫻宮段傳十八の
九葉に云ふが如し考へて知べし○不驚而は師に宇知
母淤母呂加受に訓ふ宜し然訓て宜き勢なる有
怠緩之心は意冨呂加尓淤母冨勢理に訓ふ師は那
良那

理に訓ふ意はさなる言中昔の哥なり見るべし書紀天武巻に
或は見て悪人を地倦之怪以不正に作る怠緩の字に當ふ
に訓ふ然訓ふ於恭敬高書紀仁徳巻に大御奇を
見えあり万葉に意冨加多意冨加を同言形なり
云も同意なり○詈詈言神巻白檮原宮段に見ゆ傳十九の
葉○比は比登都尓波に訓ふ續紀に四詔に又一尓
波云ふ○無特心師の多能母志牙那久に訓ふ
に従弟ふし怠乎に云ふ係ふ言なり○殺は上に取
あふ尓数ひて然訓ふ○聞に伎く都に訓ふ
○不驚而は此は淤母呂伎母世受に訓ふ○怠乎

意富品加尓淤母富世流刻修乎此字は讀修から訓は非ず
世の人此格を知らず何誰の下に云ぬ格を知らず皆夜の下に云は
皆誤なり夜は漢文にあるを訓なり辨なり此の下に那の字の
漢文ざまの古言の方に置あるは非ず此は上に急緩定まれの
同言なれば備はせるを知るべし○衿は中巻倭建命段に取熊曽之衣衿以劔自其
胸刺通とあるに同じ彼又を考へ傳に衿は襟なり訓は誤なり和名抄に
襟帯なり訓は誤なり思ふに混字なるべし

日子王王より出の傳九の二葉師は此王字の下に之許の二字を補ふべし其も然なれども此は正なり
黒日子王之許也同じき例なり故書云なるを
あるは傳なきまで此主殺出ずあるべし
往坐子帝系圖に告状如前佐伎能碁登阿理佐麻都宜
申賜布尓訓傳に如前は前に黒日子王に告申給ふなるべし○緩亦如黒
日子王は此王毋亦黒日子王能碁登意富呂加尓淤母
富世理斯加婆訓傳に○小治田は大和國高市郡なり
至此地の事なり小治田宮段に云傳し傳四十四の同
郡なれば八瓜より程遠からじ○隨立は隨字諸本墮
なり其も

所引の本は、今は真福寺本又一本に依るなり。多知那賀良を、宣訓に、埋者、舊印本延往本共に埋者、字なし、今は真福寺本又一本又一本に依る。㊀至埋腰時、埋字無し本も有り、又此字至字の上に有る本も有り。○兩目を師は、ヤヒロ名ツナガラ、訓は、其を耳しさて、之を埋もしものみは、有るべきも事の狀を以て思ふに、土以て埋みあるのみにあらば、何ぞ、若し其は本きなるに、石をもの衝入きなりして、痛く窘迫て堪がたきに、俗に、いは石と、宋えあめしに、然らば、僅に腰まで埋みあらむ、何か、目の抜出ばかりに堪がたく苦きを、は、何か、目ばけ出ばかりに、或人、云、此、白日子、王子埋みし塚を、今も高市郡野口村に有り。

○古事記傳四十　○二十四

て、大和志に、倭彦王の墓云々、是なり。今も里人も、生形ぐら埋みあるを、塚形なりと云傳へあり。倭彦王の墓云々は誤なりと云。

○書紀雄略巻の始に云く、是日大舎人驟言於天皇曰、穴穂天皇為眉輪王見弑、即猜兄等被甲帶刀卒兵自將逼問大泊瀬皇子、皇子見其欲害嘿坐不語、天皇乃拔刀而斬、更逼問坂合黒彦皇子、皇子亦知將害嘿坐不語、天皇忿怒弥盛、乃復并為欲殺眉輪王、紫幼所由、眉輪王曰、臣元不求天位、唯報父仇而已、坂合黒彦皇子深恐所疑、竊語眉輪王、遂共得間而出逃入圓大臣宅、云々、此書紀の文いぶかしきこと多し、初に白彦皇子を、忽に殺し賜ふ、云々、黒彦皇子を

亦興軍圍都夫良意美之家爾興軍待戰射出之矢如葦來散於是大長谷王以矛爲杖臨其

内諮我所相言之孃子者若有興家爾都夫良意美聞此詔命自參出解所佩兵而八度拜白者先日所問賜之女子訶良比賣者侍亦副五處之屯宅以

獻所謂五村屯宅者。今葛城之五村苑人也。然其正身所以不參向者。自往古至今時聞臣連隱於王宮未聞王子隱於臣之家。是以思賤奴意富美者雖竭力戰更無可勝。然特

己入坐于隨家之王子者死而不棄。如此白而亦取其兵還入以戰爾力窮矢盡白其王子僕者手悉傷矢亦盡今不得戰如何其王子答詔然者更無可爲。

ワレヲレセヨトノリタ二ヒキカレタチモテソノミコヲサレレセ二ツリテスヘチ

今殺吾。故以刃刺殺其王子乃

オノガクビヲキリテミウセニキ

切己頸以死也。

亦興軍亦を上件の事ゆりて又此事ゆかしを軍を
又興し給ゆや云ふはゆかず。○都夫良意美舊印本延佳本ふは意の
下ふ富字ゆ至今ゆ良福
寺本又一本又一本をゆ依ゆり。但し富字ゆかはゆ
ろしゆふは非ゆも次ゆかふは諸本皆此字なく故
ふ此も無をふ意富美を約ゆて意美ゆも云すしなかゆ
依ゆふり。
ゆし。かの此布礼能意富美をも書紀
ふは日觸使主ゆかゆ類ゆり
の下ふ都夫良意美亦ゆ云ゆかゆ
ゆを畧ゆかゆ

待戦は大長谷王の御軍を待受て戦ゆふり。○葦
来散ゆを葦の穂ゆ散来ゆを云ゆ葦ゆのみ云て穂
ゆ云ゆ。万葉廿十八丁六
ゆ。難波の枕詞ふ安
之我知流ゆかゆ如堀川百首ふ寒蘆難波ゆ綱
手ふ葦の穂ゆ
穂未ふ風ふ立よゆ浪ゆ花ゆ見ゆ。古は海辺
ゆ葦ゆ殊ふ多ゆ其穂の盛ふ散さまゆ
ゆ。難浪の枕詞
ゆ。ゆ射ゆ矢の甚稠
ゆ響ふ云ゆ。さて来ゆ云ゆ穂ゆ聞ゆ
ゆ誤字ゆ。敵の軍ゆ射出ゆ矢は此方ゆ来ゆ
ゆも云ゆふ。ゆも
思ゆなかいゆ。故ゆ考ゆふ盛を誤ゆ

訓仮し。先に本草佐加理尓と訓仮し。師は華字の誤
書なるべし。延佐加理尓と訓仮し。師は華字の誤
なるべし。花字は形遠し。又思
ひしは葦散なるを誤りて葦字を重ねて書添を。又
誤りて一ッを来せる添なるべし。又は葦之散なりしを
誤りて添なるべし。然るに思ひ加へ然るは如何
射添矢の繁きを物ふ警ふ。万葉二十三ノ四丁に引放
箭繁計久太雪乃乱而来礼。書紀欽明巻ふ發箭如雨な
ども。○為杖は御杖尓。都加志呂と訓仮し。○其内
は都夫良意美の家ぞ内形なり。○臨坐上巻石屋戸段ふ。
稍自戸出而臨坐之時ぞ添ふ同じ。此言の意彼処ふ
云ふ。傳八の六十五葉。さて然ぞ加り稠く射出添矢をいさ
か恐賜はば添。御さ勇ぞ添御氣のいみしきは

ぞ見奉添ぞ如し。○所相言之は阿比伊幣流ぞ訓仮し。
此言若櫻宮段ふ見えて彼延ふ云ふ。傳卅八の二十一葉。此王是
ふ先ふ。此都夫良意美の女を聘ひ賜ふ添なり。其より下
文ふ見ぬ。中昔の哥物語ぞ女を聘ふまゐを物言ふ
ぞ云添ぞ如し。○若ぞ云添言。世の心ふ穏なる
聞ぬ。古語ふはかふ若有何由ふ若渡海中時云ふ
ぞ。若ふ分ぬ穏なる聞ぬ。中昔より以降の語
以ふ云ふ。若ぞ言を除きふ添意なり。○有此家手有
字諸本同じ。在を写誤添ふ。延佐本ふ在ぞ作添ぞ私
加。延佐本ふ在ぞ作添ぞ私。○都夫良意美延佐本ふ
改ぞ添なる添仮し

意の下に冨字のなきも、諸本並に其字無き、延佳は例のさかしらに補ひ加へ、此事上に云る。○大命とは、天皇なるべき申次ぎしるが如くなれば、此王は後に天皇に坐ます、後を以てかくも云傳へたるなり。○参出て大長谷王の御前に来り。○所佩兵は、大刀弓矢なるを云なり。○解は、結佩にを解き、又手に持たるを置くを兼云なり。下に亦取其兵とのたまへる。○八度拜の事上に、御身に四拜とのたまへるに、佐伎に訓ひし、日字は讀。○所問賜は、聘ひ賜ふ。訪なるを問とのたまへる。又言の意は同じ。○

詞良比賣朝倉宮段に、又娶都夫良意冨美之女韓比賣云々とのたまへるは、是なり。○侍は、佐母良波年と訓ひ、大前に侍候はむと云意の詞なり。即進らむと云ふなり。○侍の意は、上巻に云る、傳四の巻の○亦副の亦字、諸本に立て作たるは誤なり。今は真福寺本に依れり。○屯宅は、印本又本屯宅本に屯を書に誤れり。今は延佳本に依れり。の事中巻日代宮段に倭屯家の処に委云る、傳廿六の巻三十六の○献は、凡て屯家は朝廷の御料に御田を分て御倉、又其官所の事に分て今私の物に如く、其を大長谷王に献らむと云なり。書紀仁徳巻に額田大仲彦皇子の将掌

倭屯田及屯家而云々其文旧伝官の如く都弖良意美
の訓は掌来と訓ては孝徳巻に云く献屯倉一百八十一所と書紀に引て献屯倉は訓て副て献屯倉は訓て
比賣を献とあるは副て献とあるを誤れる歟
（註）五村屯宅屯字舊印本又一本に長真福寺本に作るは皆誤なり今之延佳本に依る本文の如く五處と訓ては五村に次て五村
紛ひて写誤なる歟
師は村字を處伊都登許呂訓ては改たらまし
○葛城之五村苑人也苑字舊印本又一本に今之真福寺本延佳本に依る
苑人は御苑に役はれて民なれ職員令園池司正一人掌諸苑池種殖蔬菜樹菓等事
不令史一人園戸卅人園戸卅人園戸卅人苑
公なれ其戸諸園池司に属て園戸卅人苑
内に在り苑人の戸五村に在り
苑人の戸五村に在り
苑人は葛城の
苑人は其民苑人なれ
苑人なれ和名抄に大和國忍海郡に園人郷あり是
村の地なり葛城
郡の間に在り葛城の内なり姓氏録に大和國諸蕃に
園人者云ふ此の地に出る歟姓なり
○傳北八の
証身脚に出る歟
六巻
良比賣を云
○
奉仕し然れども其正身の今此延に参らざる所以
云々の故なり吾寄りは奉らじ語死ぬる後に

要賜ひ、後世法式とす。

Ⓥ臣連は意美なり。後世朝倉宮、段の葛城神の顕宗坐しと宇都志意美宮も、現大身時で言は同じ。意美は、朝廷に仕奉る人を、傍より尊みて云称なり。朝廷に仕奉る人を、君は對へて云、臣は夜都古と云、書紀に夜都を然訓て、此事傳社の八十業にも云へり。然は君に臣は夜都古は訓て、伎は訓て、美意美は訓て、美意美は訓て、美意美

王をのみ申非て諸王を勞意富伎美やさて天皇を始
申ては美古や其申きぬとや其御名を附て某王
奉て皇子諸王をぞ通ひて大君と申して加の王字と
意富伎美や訓ぞ然きぞ古は其御名のみ訓ぞ
申次時は王々美古や申次
おほきみ。
訓ざりしを後ふ親王を美古や申次
れ別てをは諸王をのみ其王を云て其を某王
富伎美やは天皇を始奉て申次御号
を後ふは諸王のみの号は如ふ形なり
の列ふて臣は列ふ非ば
み君やは奉て皇太子を始奉て御臣や御名告
賜ふとやは漢制ふは漢制ふ
そ申ふ諸王
も臣を名告賜ふとや
の差別ふ在相混ふ萬の事尊卑甚異
漸ふ臣家の威勢高くなりぬ臣は消て
臣尊く諸王は殊ふ威勢なく卑き物ふぞ
然ふ後世まで諸王諸臣や連称ふ
の差別れわ形の名
のみのとは有弱王は天皇の皇子ふ
も臣ふ皇子の御好ふれば君の列形ふの故
ふ臣連ふ對て申ば
ふ見畏て天石屋戸ふ刺許母理坐也書紀舒明巻ふ云
云子泥備椰摩虛多智子須家答多能弥介茂氣苑能和
區奚能虛茂邏勢利祁弖
書ふ同引き例ふ
連ふ同じ形ふ侍れ意美訓侍れも臣連を

畧隱て臣のみ云む事は如何ぞ也。若は之字は連を誤れるか。王宮ゝ君臣の臣か。何れにても意は姑く夜都
之字なり。違ふ歟。
古訓は是て王ゝ宮ゝ云臣ゝ家ゝ云ふ此は
古へは其の差別なく修し。今世ゝ至ては皆宮ゝ申ゝ親王皇子なりゝ限て臣ゝ云ふ故古の意は遺り。
Ⓐ隱於。舊印本又一本ゝ於字無し。今は真福寺本又本延佳本ゝ依り。又真福寺本ゝは臣之の之字無し。
太子は太前小前宿祢の家ゝ逃入坐ふ事を甚近くて
ふを。のく未聞ず申せふを心得ぬ事なり。故按ふ
ふ。彼輕太子は太前小前宿祢の家ゝ逃入坐ふを穴穂
御子は攻賜ひし事を今世都夫良意美の家ゝ事ゝ事

の狀は甚似ふ。時代も同じく云ふ近
き頃。此臣連隱於王宮云ふの言を彼時ゝ大前宿祢
の申せし言を誤れるか。傳の紛ひ誤ふは非ずや。Ⓑ
是以思ふ臣連は王は宮を頼みて隱ふ事ゝあふ
を王は尊くて仕奉ふ人ゝ多く勢強け坐ふり。王
の臣連の家を頼みて隱坐ふ例のなきは臣連を畏く
て仕ふ者は少く勢力弱き故なり。是を以て思ふ
云意なふ。Ⓒ賤奴は夜都古ゝ訓修し。君臣
の臣は義なり。此事白檮原宮段ゝ賤奴ゝ乃ふ処傳十八の
三十六葉ゝ委云ふ。書紀舒明卷ゝ賤臣ゝあふを多く臣は

意なり。漢文の如く卑下して賤しき者なる故に、續紀廿五、詔に王乎奴止成止毋奴乎王止云止毛、汝乃為弁未尓未尓云々紀の奴も臣の義なり。奴婢の意は非ず。古は多く言ふ書れども、詔に王は君の列にて、臣に對ひて遥に差違あり。こゝを以て、此詔の意は、故ふあるべし。此詔の意は、極れる事をのべ、あやまりを改めて、然はこゝに王とは、臣の混ばかりなるべく、何事も漢ざまなるやうなれども、奈良の朝のころは、既に何事も漢ぶうなりぬ。世に古へ意を殘りけり。さて此に賤奴と云ふを、都夫良意美自のこゝに、是は王に對ひて臣と云ふなり。漢文に我と云ふを卑下して臣と云ふは意異なり。思ひ生が多倭うらを、よくせずを綴ひぬ。倭

① 意富美王に出みがかり如此云ふこゝは、是

ちに。

㊟ 竭力は、漢文にこゝを心を盡して云ふ。故此は、

② 知恵は、我に云ふが如し。

③ 無可勝延加知奉良士に訓倭。

④ 已は、我に云ふが如し。

⑤ 無可勝は、古訓に然も云ふ。師は、書に訓倭。

隨家隨守は、決て写誤なり。然も延佳本に、今諸本皆同じ。

上文に、私に改めて、隨家隨守と、此は隱れて、例のさかしらなる。師

賤の誤なるべき。其は字の形そいかばかりも

知ぬべき理なり。

南に訓倭。賤臣の義なり。但し自下して云臣は非

王にて臣に成者の家に入坐なり。上に未

隱臣之家に入坐なり。

の家を賴みて入坐なるこゝを深く憐み奉るなり。

○王子は相弱王と指次。○死而は。而字は無き本ども
延佳本ふ依り。伊能知斯奴登母宜訓侍し。死ぬ旨を古言ふ
如此云旨例書紀雄畧巻の哥ふ伊能致志難磨志ぞ見
え。万葉ふも見えあり。○取其兵は土ふ解所佩兵ぞ乃
旨を。今復取佩くふ。○力窮は。知加良都伎ぞ訓侍し。
上ふ力を竭ぞ云旨ふ合へ。○矢盡は。夜母都伎奴礼
婆ぞ訓侍し。○手悉傷は。師の伊多豆淤比奴ぞ訓き。
旨ふ従ふ侍し。手字を書旨ふ。手負ぞ云ふ依り。白檮原宮殿ふ負
賤奴之痛手訶志比宮殿哥を。伊多豆淤波受波ぞあ
る。○無可為は。師の勢弁須辨那志ぞ訓き。旨ふ従ふ

侍し。此言万葉ふ多し。○死也也字諸本ふ無し。今は真
福寺本ふ依り。○書紀雄畧巻初ふ云く。天皇使亡
之。大臣以使報曰。盖聞人臣有事逃入王室。未見君王隠
匿臣舎方今坂合黒彦皇子與眉輪王深。恃臣心来臣之
舎。誰忍送歟。由是天皇復益興兵圍大臣宅。云く。大臣装
束已畢。進軍門。跪拜曰。臣雖被戮。莫敢聽命。云く。伏願大
王奉献臣女韓媛與葛城宅七區。請以贖罪。天皇不許。縦
火燔宅。於是大臣與黒彦皇子眉輪王。俱被燔死。時坂合
部連贄宿祢抱皇子屍。児燔死。其舎人収取所焼遂難擇
骨。盛之一棺。合葬新漢擬本南。兵擬字未詳。盖是槻乎。使使之

（但圓意美の許に御使を遣して目弱王を乞賜ふ事も、韓は貴れ事も、此記の傳とは、いたく異なり。）

自茲以後。淡海之佐佐紀山君（コレヨリノチ　サヽナミノキミ）之祖名韓帒白。淡海之久多（此二字以音）綿之蚊屋野。多在猪鹿。其立足者。如萩原。指舉角者。如枯樹。此時相率市邊之忍齒王。幸行淡海。到其野者。各異作假宮而宿。爾明旦。未日出之時。忍齒王。以平心。隨乘御馬。到立大長谷王假宮之傍而。詔其大長谷

王子之御伴人。未寤坐。早可白
也。夜既曙訖。可幸獵庭。乃進馬
出行。爾待其大長谷王之御所
人等白。宇多弖物云王子宇多弖
字以故應慎。亦宜堅御身。即衣
音

中服甲。取佩弓矢。乘馬出行。倏
忽之間。自馬往雙。拔矢射落其
忍熊王。乃亦切其身。入於馬檮。
與上等埋。
淡海上出。佐久紀山君以書紀孝元卷ホ大彦命題
阿倍臣膳臣阿閇臣狹城山君云ハ九七族之始祖也。

此記は大凡古命の末なり姓氏録に左京佐貴山君、阿倍臣のみと挙あり、皇別に此姓を見ゆ、神名帳阿倍朝臣、向祖摂津皇別如此見ゆ、神社安土又観音寺山なども近き地なり

に近江國蒲生郡沙々貴神社あり、此社四座第一少彦名命第二大鷦鷯尊第三狭々城山君是大彦命也第四宇多皇子敦実親王也云々、或書云佐々木神社祭神四座第一少彦名命第二大鷦鷯尊第三狭々城山君是大彦命也第四宇多皇子敦実親王也云々、此神鷦鷯羽を衣てあらむ少彦名命云々は神代紀に見えたり、因て附會なり、さて佐々木氏は其後世の宇多源氏の佐々木族は此地より出れり敦実親王は其族の後なり

合祭なりしかば和名抄に同郡篠笥郷ありしは是なるべし、此氏は此地に居住せし山君なり山君云姓の事中巻王垣宮段に小月之山君春日山君なども有り

考合次伝

傳四の廿三葉

又明宮段山部山守部の処なども考へ伝し

傳四の廿四葉

書紀顕宗巻に元年五月狭々城山君韓帋宿禰事連謀殺皇子押磐臨誅頭言詔極哀天皇不忍加戮充陵戸兼守山削除籍帳隷山部連惟倭帋宿禰因妹置目之功仍賜本姓狭々城山君氏とあり、此記の彼御段に以韓帋之子等令守其御陵とあり、充陵戸は充らしめて山部連の屬なり、守山を兼しめ給ふ故なり、さて同氏の倭帋は本の如く此姓を賜ふ故なり、然るを記に此姓は此姓はかの顕宗巻に事に因て韓帋より始まりて佐紀陵の義なり、忍歯王の陵を守る故なり、さて近江に佐紀や云地名のあるは是なり佐紀は是なり、此氏人の居住せし故なり、山君春日山君なり

の例も皆其地に居住ける君なれば此を然なる故なり
なかの顕宗巻に倭帯に此姓を賜ふを本姓なる故
なり此姓は書紀に人蒲生郡同郡に
の姓おぞ有けれ共さて續紀に此氏人蒲生郡同郡に
然らぬも彼此見え文徳実録三代実録に二人ともに近江
国蒲生郡大領外正六位上佐々貴山公是野授外従五
位下以献米二千斛穀三千斛助国用也見文略皆
倭帯が子孫なれば倭帯の後の此氏人倭帯が子孫なる
の祖なるいかが思ふに人らむ凡て其氏
は先祖の兄弟姉妹なるを皆祖と云ふ例なり倭帯
が事は近飛鳥宮段に云ふ○韓帯書紀顕宗巻に同
氏倭帯宿禰を遣して共に如何なる由の名なるか未思得
ず○白江太長谷王に白江なり○久多綿が祖なり

○綿は尾張国に神名帳に中嶋郡に
久多綿神社山田郡に綿神社なり○
蚊屋野は愛智郡に蚊野郷なり
さて如此地名を三
重なれば云ふべきいかがなれども久多綿之蚊屋野は二
處にもあるべしかも若然ら此二處を申せる中に
は蚊屋野は御猟に幸行ふなり
は此地なるもの事は近飛鳥宮段に云ふ考合次に
傳四十三の五十四葉○猪鹿は師の斯志に訓るべし朝倉
宮段大御哥に志斯布須又斯志麻都に
に就て猪を鹿をも斯志に云例なり
哥に下に云ふ傳四十八葉○荻は須々伎に訓ふ
書紀神功巻に幡狭仁徳巻に芽荻
字

を万葉に袁岐を用ひ後世に毛然を毛古へは凡て草木の名は字定まりてかくの如く書人の心に任せ書紀の右は荻は決て須すゝき伎なれば此を然訓ず又思ふに是書紀に弱木林とかゝりて景行巻に云る欺曰是野也麋鹿甚多氣如朝霧足如茂林臨而應狩とあるかゝる此の荻字を真福寺本には義や作る然るに茂原を写誤ると思ふ志母登は師説に茂本を云り猪鹿の立ては足を譬ふるは荻よりは弱木の方似たるは也とも聞ゆ故てかゝる譬ふるを多きを好り○指舉は佐く牙多流を訓ず書紀顕宗巻室壽御詞に壯鹿之角挙而○枯樹は樹字真福寺本に本に本に加良紀

を訓ず書紀に花然訓ず古へは枯を多く加良と云る加良賀志多紀枯山梧野なの如き是此譬は一木の枯の寂を云る書紀に枝の茂く刺立ては云る書紀に枯樹末とかゝる○市辺之忍齒王王宮出傳に八の四兼○相率は阿比伊邪那比を訓ず○其野は蚊屋野なり○各は忍齒王と大長谷王なり○明旦は都登米豆を訓ず書紀に此字をクルツアシタ此は也ち訓ずかゝる○前夜の事を云て其明旦の事を云る都登米豆云ふ云例なり此を上に云は前夜の事なれ其翌朝なり○未日出之時とは乃尓を訓ず書紀継躰巻哥に于魔伊祢矢度伊尓万葉十に夜之不深乃尓十五に三丁古非之

奈奴乃尓木九　四尓左欲布氣奴乃尓　三十ヲ和我
可敝流乃祢を此の冠と時の暑く心得ゆ夜の更ぬ
ちふを云ちぬや同意ふ又外ふあり其を俗言ふ内
ふや云も此方を内ふし彼方を外ふ云言外ふ
云は彼方を内ふして此方を外ふ云言ふて意を
同じ行を来や云も通ずの如は既ふ日出ふ後
を内ふ朱出ぬ所作ふ本
前を外やは云なり○以平心は心宗を止ず作ふ本
寺本延佳本那尓能美許呂毋那久訓倍し師説
ふ依ず
クや訓ず其を意は同じ
じれや此ふそかふはず何心なく所なり○傍は問ず
訓倍し○到立は由伎多ふ志呂ず訓倍し朝倉宮段ふ
行立其山之坂上○御伴人書紀ふ従従人謙人なり
至○未寤坐は伊麻陀佐米麻佐奴ふ許曽訓倍し

イヤ。ヨ。ヤ。訓ず。オ。ド。ロ。キ。ヤ。カ。敷。実長谷王の御事と諸ふ分ず
既ふ寤坐ずもふは速く出立賜ふ倍ず
然れども此は未寤坐所ふ所ふ所ふり○早苟尚は
吾如此言て既ふ出行ず早く太長谷王に申せふり
○曙記は阿氣奴比訓倍し○猟庭は御猟場ふり九て其場
比云場を申昔ふ遠ふ云ふ婆云ふれぞ其は
ふ波の音便ふ穎ふ大庭馬場猟場ふ比の類
古は比ふ波
比云○乃進馬云は上件の如く云はて
御首は即此人先立て出行座ふり○宇多豆物云王
比は忍齒王を指て申世ふて大長谷王ふ白ふり
宇多豆の事は上巻ふ其悪態不止而轉比ふ処の傳八

一書に云く物云ひ云ふ中巻玉垣宮段に見えたる例なれども彼処に云ふ傳十五の十一巻さて此時忍齒王の詔ひし御言を思ひ合せ考へ給ふに聞えたる如何なる故にか白せしかは如何なるかと心平らかに成れり然れども大長谷王の赤猪坐ぬを甚遲しと思ひて御心のいそぎ賜ひしの奇偉しかれども御顔色又物詔ひしかは

(一)

應慎は美許呂忠賜閑訓傳

(二)

衣中云々は大長谷王の御出立形なり

(三)

甲冑明宮段末に衣中服鎧なる衣中甲形なりと傳三の九巻

(四)

條忍之間は多知麻知訓傳中巻白檮原宮段に條忍條忍と云ふ

傳十八の四十七巻

(五)

自馬自字諸本に白に誤れり今は自に依る真福寺本延佳本に自は歩行舟行なり行自は御馬に乗て行賜ふ事云

(六)

万葉十三二十五に大都末乃馬從行尓己夫之歩從行者

(七)

往雙忍齒王の御馬に乗て坐ける處に同じ並に行立賜ふ事なり透間矢を射賜ふ云々は非傳

(八)

抜矢を佩坐ける鞆なれを抜出して射る

(九)

馬槽

宇麻夫祢訓傳槽字は玉篇に槽櫪也養馬器也云々かて和名抄鞍馬具に唐韻云槽馬槽也和名與舟同和名與舟同の五字古写本には馬舟也と有て舟同の説なし槽畜獸之食器也と有て唐韻云櫪馬櫪也和名之岐以太乃れ櫪は志伎伊多

訓倭建命如此那[illegible]亦然訓倭[illegible]於櫛[illegible]
[illegible]右の篇ゐを知倭[illegible]
[illegible]櫛を馬を立置て平の板をれ[illegible]布[illegible]は云[illegible]
[illegible]似[illegible]も此を御[illegible]を入て埋[illegible]
[illegible]明し玉篇ゐも養馬器や[illegible]
は非じ板[illegible]は器や[illegible]
[illegible]名抄ゐ[illegible]
[illegible]物[illegible]倭[illegible]
[illegible]馬舟云倭[illegible]
[illegible]
[illegible]

此水著百姓唯得飲馬王者獨不能飲矣御馬皇子以同母弟忍齒王殺奉賜寒水所以此記傳異形耳

於是市邊王之王子等意富祁王袁祁王二王聞此亂而逃去故到山代苅羽井食御粮之時面黥老人來奪其粮爾其二王言不惜粮然汝者誰人答曰我者山代之猪甘也故逃渡玖須婆之河至針間國入其國人名志自牟之家隱身役於馬甘牛甘也

意冨祁王。諸本ハ冨字無シ。今ハ延佳本ニ依リテ真福寺本ニモ此ハ此字ナケレドモ下ノ二処ニハ此字有シヲ諸本ニ無キハ後人ノ書紀ニ依テサカシラニ除キ多ク形ノ似タルニ真福寺本ニ無キ処ノアルハ其ノ脱タルカ。袁祁王。書紀ニハ億計尊弘計尊ノ乃チ億ハ即意冨ナリ意ノミアリテモ大ノ義ニテ袁ニ對ヘタル例ハ伊邪河宮段ニ意祁都比賣命袁祁都比賣命是モ姉妹ナリ。古ハ意ノ袁ノ口ニ云音モ異ニ故ニカクノ如シ。後世ニハ意袁一ニ混ヌルカ今世ノ心ニテ疑フベカラズ。是ラノ御名ヲ以テモ古ハ意袁ハ音差別アリシコトヲモ傳ヘ御名義大筒小筒ニ書紀顕宗巻ニ云。弘計天皇大兄去来穂別天皇孫也。市辺押磐皇子子也。母曰荑媛。細書ニ云。荑媛云波曳譜第曰。市辺押磐皇子娶蟻臣女荑媛遂

生二男一女。其一曰居夏姫。其二曰億計王。更名嶋雅子更名大脚。其三曰弘計王。更名朱日雅子云々。蟻臣者葦田宿禰孫也。不賢巻云。億計天皇諱大脚。字嶋郎。弘計天皇同母兄也。細書云。更名大為。自餘諸天皇不言諱字而至此天皇獨自書者。據舊本耳。天脚大為大石ノ皮字ノ如ク。意富志多ノ意ノ如ク。皆意ノ字ノ訓ノ如ク。字ノ如ク。嶋雅子ノ嶋郎ノ如ク。共ニ大脚ノ如ク。漢ザマニ書ノ字ノ云ノ如ク。袁祁王ノ袁ノ如ク。御名ノ来目雅子ノ如ク。万葉三ノ破為酢寸久米能若子ノ如ク。我伊座家留三穂乃石室者難見不飽嶋ノ如ク。皆三穂ニ係ル枕詞ナリ。此ノ哥端書ニ依テ紀伊国ニ坐シ時ニ見ヒ給ヒシ御子ナリ。然ルニ表祁王ハ紀国ニ坐シ時ニ見ヒ給ヒシ御子ナリ。若シ別人ニヤ。思ハルルモ若播磨ノ前ニ紀国ニ坐シ時ニ見ヒ給ヒシ御子ナリ。

風が二記の其事は漏れたる所多し詳しく又同巻の思賀剣見津彦の保乃浦廻之白浦能若子が現伊勢國の武儀之草根郡乃牟佐村に真人哥大女小彦名乃將座志都乃石室者幾代経或説に此志都石室は今播磨海辺にて名に負て名高き所なれば誤なり端書に乱れ伝へたる事なるべし国ふり所石之室殿に云物ふ又其前ふ社ふ置て注に石子に云に此説ふ就て已ちを思ふ所は此かの長穂石室の哥に此志都石室の哥に播磨の志都石室ふ所伝ふて久米若子の坐る所ふ由ふ置て志都石室殿に云物を志都石室ふ云ものは人の入居ふ所ふ非ず彼は人の入居ふ所ふ非ず

東郡王此記此命御段ふ見る衣祁之石巣別命ふ所見。○聞此乱ふ近江國ふて乱を大倭ふ上見聞給ふ所ふ。㊐逃去書紀ふ依ふ御馬王ふ殺ふ

殺ふ賜ふれば況て此二柱御子ふ尋ふ賜ふ所ふ和を甚疾之逃出坐ふ伝し。○苅羽井は神名帳ふ山城國綴喜郡樺井月神社續紀續後紀三代実録臨時祭式ふ樺井は神社ふ所見。万葉廿四十ふ云く從山背國云く報贈歌麻須良乎等於毛敝流母能乎多知波吉氏可尓波乃多為尓世理曽都美家流雑式ふ九山城國樺井渡瀬者云云ふ所ふ是ふ。今は加理波を後ふ加尓波ふ云ふ。現ふは蟹幡ふ入名の苅幡も同國相樂郡ふ。其も和名抄ふ加無波多ふ注し加婆多ふ云ふ。さてかの苅幡ふ此苅羽井ふは隣郡ふ。本ふ云ふ地ふは非ず地理を尋ねて考ふ伝し。五社百首ふ俊成卿ふ於の米ふ加婆多の原ふ於む背も米ふ第ふ所て袖ぬらじ。是はかの万葉の哥ふ

まして、芹をまれ、はかぶ、加婆多、加婆多、加は、思ひ
ぶかぶ、加は、加婆多、加婆多、加は同じき故の。
○食御粮之時、多くの本、真福寺本、延佳本、本時、字、命は、師の美加
本、延佳本、本、依是、師の美加
礼比所聞食時尓、訓、同、宜、中巻倭建命、段、も。
到足柄之坂本於食御粮處云、粮の事、彼処、
云、傳七の七十七葉、面鯨老人は、諸本、人、字を入、作は、
本、依来佐祁流淡伎那、師の訓、本、従、中
巻白檮原宮段、本、鯨利目、又哥、本、那杼佐祁流斗米、
鯨の事、彼延考合、傳七の七、傳七の七、葉の書紀、履中巻、阿曇、
連濵子云々、然垂大恩而免死科墨、即日、鯨因此時人曰
阿曇目、天皇狩于淡路嶋、是日、河内飼部等、従駕執

轡先是、飼部之鯨、皆未差時、居嶋伊弉諾神、託祝曰、不堪
血臭、莫肉以上之兆云、悪、飼部等、鯨之氣、故、自是後、頓絶
以不鯨飼部而止、之、雄畧、巻本、鳥、宮、之、禽、為、羌、曲、火、狗、新
嘗死、天皇、瞋、黥、面、而、為、鳥養部、鯨の刑は、上、代、は、有ト
不曰、阿曇目、本、は、本、の履中紀、本、時
も、聞ゆ、阿、曇、目、本、は、海を、恵、賞、彼、時、本、始、ま、本、も、や
鯨、を、止、ら、も、多、阿、曇、馬、飼部、本、限、も、阿、曇、の、同、御、時、本、飼部の
の、猪甘、雄畧紀、の、島養部、本、阿、曇、本、黥、者、
の、猪甘、右、の、履中紀、雄畧紀、阿、曇、を、合、て、思、本、本、黥、者、
を、皆、諸、飼部、せ、ら、き、見、ゆ、俱、諸、飼部、皆、黥者、
のみ、ふ、は、阿、ら、ざ、り、も、黥、を、面、黥、も、書、き、
ヒ、タ、ヒ、ザ、ク、ク、ク、ク、云、面、ク、云、顎、ク、云、目、
ク、云、阿、皆、洞、ク、ク、ク、ク

表志麻奴表字訓後也。然字は穀を借て用ひたれども意を以て書ものなり。表云鮮小其意雅語なり。

○猪甘。甘は養字を書ものなり。養小部の下傳廿五の九丸栗小云。

古は上下杜に分て常小獣肉を食ものなり。故小其料小猪を養置ものなり。中昔は是は為小獣肉を食と云事無き故小猪を養ことなり。猪小い肥ること多く野山小放居ものなり。猪のみなら其は漢國小て野猪云。崇峻紀小山猪小豕小。家小養ものを猪は豕小て俗小夫多云。古豕を云は多く猪云。猪云は同物なり。豕を韋能古云。鹿を加古云。馬を古麻云。猪之子の同じ。猪之子は豚字なり。赤猪上卷小見え。傳十の白猪中卷倭建命段小見え。傳廿八の二十四葉。偉能古書紀武烈卷哥小見小。

猪子。猪なり。猪子小は猪なり。猪を養ものなり。

天平四年七月詔和買畿内百姓畜猪四丈頭。放於山野。令遂性命。所侍所宜。知。書紀天智卷小猪槽見え。行德卷小猪甘津。云地名見え。此地津。国東姓氏録小猪甘首。云姓を見え。郡なり。さて猪甘。云物は公の猪を飼職を仕奉ものなり。私小此を産業。山代の次ものは。彼國小猪を飼置ものは牧なり。其小仕奉ものなり。

○玖須婆之河中卷氷垣宮段小見小。考合次倍。傳廿三の十八葉。筑羽井を經て此小至ものは。古小倭より山代國を經て西國小下ものは大道小て。此道今小。此渡を彼方月渡。津國嶋上郡なり。

○針間國上小出。○志自牟

以書紀に縮見屯倉首忍海部造細目を所宜の地名とし此に名づけ縮見の屯倉と云ふ其処の屯倉首なりし故に然かるなり後世に播磨国赤石郡の郡志に云ふ

むぐ如し然云ふ其名の如く水間ゆ水あり

郡志に見えたり和名抄に同国美囊郡志深郷に所見

津国の有馬より播磨の姫路に出る山田越に去道に間ふ今も志深に云ふ

馬甘中巻息長帯姫命段に見ゆ傳三十の牛甘古

ら姓志自牟家の牛馬を養者を云ふ後世の車に牛飼童に類ふは

非次書紀天武巻に都努臣牛甘を云ふ名に見えたり

書紀顕宗巻云ふ密穂天皇牛耳弁甥天皇父市辺押磐皇

子及帳内佐伯部仲子於蚊屋野為大泊瀬天皇見殺因埋同穴於是天皇與億計王聞父見射恐懼皆逃亡自匿帳内日下部連使主與其子吾田彦竊奉天皇與億計王避難於丹波国余社郡使主遂改名字曰田疾来尚恐見誅従茲遁入播磨国縮見山石室而自経死天皇尚不識使主所之勸兄億計王向播磨国赤石郡俱改字曰丹波少子就仕於縮見屯倉首吾田彦至此不離固執臣礼

古事記傳四十一

朝倉宮御宇天皇段

朝倉宮御宇天皇段

大長谷若建命。坐長谷朝倉宮
オホハツセノワカタケノミコト　ハツセノアサクラノミヤニマシテ
治天下也。天皇。娶大日下王之
アメノシタシロシメシキ　コノスメラミコト　オホクサカノミコ
妹。若日下部王。亦又娶都夫良
イモ　ワカクサカベノミコニ　ミアヒマシキ　ミコマタツブラ
意富美之女。韓比賣生御子。白
オホミガムスメ　カラヒメヲメシテウミマセルミコ　シラ

古事記傳四十一

髮命次妹若帶比賣命。一柱故爲白髮太子御名代。定白髮部。又定長谷部舍人。又定河瀨舍人也。谷若雄命。坐長谷朝倉宮

大長谷若建命。若建ゞ申ハ大御名ゾ。此ハ初て出ル。古事記ハ雄略天皇後の漢様の御諡雄略天皇ゞ申ハ。○長谷ハ。和名抄に。大和國城上郡長谷。波都世。郷神名帳に。同郡長谷山。和神社。ありて。遠飛鳥宮。殷輕太子。御哥に。許母理久能波都世能夜麻能比。御殿より長谷山。日書紀継躰巻。哥に。苫母唎矩能簸。都綿能賀婆。庚。万葉に。ハ。隱口乃泊瀨山者。云々。始て巻に甚多く後世の哥も甚多く古へも今も名高き地なり。名義ハ未思得ず。若くハ此川大和の国の真中を流るゝ其初の瀨の意ゾ。上ハ遠く国中よりハ此地ぞ上瀨なるゆゑて長谷ゞ書こゞハ地のさまより因て名ぞ。さて此地名中昔より波世ゞもゑり。今世よハもはら波世ゞの字ゾ。○朝倉宮。書紀に。十一月壬子朔甲子天皇命有司設壇於泊瀨朝倉。即天皇位。遂定宮焉ゞあり。

姓氏録秦忌寸條云云時秦泊瀬雄武天皇御世云々役諸秦氏搆八丈大藏於宮側納其貢物故名其地曰長谷朝倉宮是時始置大藏官負以酒為長官ゆゑに宮號の由是あり但書紀に依りてきはめたる地名の如くに見聞ゆれども有けむ九そ朝倉曙立王垣宮段に曙立王に賜ふ和名抄に倭者師木登美豊朝倉曙立王ある是も地名別に由あれども齊明天皇の西国の行宮の號なる朝倉橘廣庭宮云々九て朝倉云ハいかなる義ぞあらむ考ふべし又和名抄に校倉阿世久良と有り此名朝倉の轉なるべきや

又人白髮

宮ハ帝王編年記に城北郡磐坂谷也ゆゑに太和志に在黒崎岩坂村間也云々

○大日下王坂本に部字無きハさかちに誤り削き王延佳本に部字無きハ其由を云るなるべし

○大日下王坂本に部字無きハさかちに誤り削き王延佳本に部字無きハ其由を云るなるべし

○傳五十五出ル八年安康天皇ハ大日下王の御許に根臣を遣して此女王を聘賜ふ事彼御段に見

○傳四十の初書紀履中卷に次ぎ妃幡梭皇女生中蒂姫皇女と草香幡梭皇女為皇后ゆゑに幡日之若郎女と記ハ此心得ぬ所ゆゑ若其ハ應神天皇の御子に幡日之若郎女ハ此仁德天皇の御子の紐ゆゑ思ふに紐ゆゑ傳ふる事ぞ如何思ふに紐ゆゑ傳ふる事ぞ上に云る此若日下王も書紀此御卷に更名橘姫ゆゑ若此紐ゆゑ若郎女ハ非るべし又紐ゆゑ若郎女ハ非るべし又紐ゆゑ若郎女ハ非るべし又

云、尊葛城韓媛為皇太夫人。㊀白髮命。九て白髮の加常よ濁て云、清言なり。其證あり。万葉集十七、書紀清寧卷よ。白髮武廣國押稚日本根子天皇太泊瀬幼武天皇第三子也母曰葛城韓媛天皇生而白髮云々見ゆ。大御名の由是なり。㊁若帶比賣命。御名義不明。書紀云元年春三月庚戌朔壬子立草香幡梭姫皇女為皇后。稱姫是月立三妃元妃葛城圓大臣女曰韓媛生白髮武廣國押稚日本根子天皇與稚足姫皇女娘姫皇女侍伊勢大神祠次有吉備上道臣女稚媛一本云吉備生子男長曰磐城皇子少曰星川稚宮皇子見下次有春日和

田臣深田女白童女君生春日大娘皇女更名高橋皇女云稚媛の事七年の処よ是歳磐城皇子此記よも近飛鳥宮段吉備上道臣田狹女名稚媛とあるは是なり。春日大娘皇女此記よ名不出なれど是なり。廣嶋宮段。天皇娶大長谷若建天皇之御子春日大郎女云々なるは此ふ漏とり。㊁白髮太子。書紀よ十二年春正月己酉朔以白髮皇子為皇太子。㊂御名代よ見ゆ。傳五代よ見ゆ。㊃白髮部の事は主の御名代に云るが如く孝德紀よ白髮部連天武紀よ白髮部造なと云姓も見ゆ。續紀八よ改姓白髮部為真髮部とあり。姓氏録よ。光仁天皇の大御名よ觸る故真髮部見ゆ。㊄長谷部舍人は天皇の大御名代なり。

姓氏録に長谷部造の姓も見えたり。書紀武烈巻に依天皇舊例置小泊瀬舍人使為代號万歳難忘彼天皇の御名代なる舍人の事なるは見ゆ。傳ふ三の巻に河瀬舍人

書紀に其年夏五月逆江國栗本郡言白鸚鵡居于谷上濵因詔置川瀬舍人とあり。此の世に希見き事なりし故に後世に語傳へて歌むとぞ。部の舍人の号は須世に遺れ賜へりと。其は取て河瀬のみ人を云ふ由なり。さるほどの由ぞ。師は川の魚を守る由なく又舍人なる由なり。天武紀に川瀬舍人造史云姓も見ゆ。姓氏録に川瀬造云姓もあり。舊事紀に川瀬造史云

此時呉人參渡來其呉人安置於呉原故號其地謂呉原也

此時は中巻明宮段に此之御世云々なりしかば效ひて総訓にて呉人呉を唐國の内の國名なりと云ふは初見にて固代にはあらず。昔唐國漢代の後は魏呉蜀の三国に分れたりしを其後又南朝北朝にて二に分れたりしを其後又南朝北朝にて二に分れたりしを南朝の國にかの呉地なりしかば漢の魏の跡にて北朝は此天皇の御代のころは其南北朝のな

伝みて呉いい伝ざめしかども韓國ふ然ふ昔より
北朝を南朝を呉と云なり
漢と云来ることなれば
かくて此南北朝のころ皇朝より彼国へ度々
使なり御使なり遣ありて通婚賜ひ事唐國の史書も
はか記ざれども其かいしく物のまぐさ小ありける事
ども実の皇朝の御使ま小非ず其ゆ彼の事ども
委くい記駅戒概言ま韓子しり。さて彼國の史書ま
ハ皇朝ゆめ御使遣ばえ事ば見えて彼國ゆ使
を献ることを見ず。さて又書紀應神巻ま見
えざる。三十九年ま云くの事ハ此雄略天
皇の御世の事の乱ひて彼御世の事ハ然る事ハ無かりけり。
其由傳ば三の葉呉服の処ま委云り。考合ば
呉國の事も彼処ま云り。又書紀ま仁德天皇の五十
八年呉國朝貢又此天皇六年呉國遣使貢献ゆあること
ま云も疑い思ふま韓國人の偽ま為る所なる
かくて此度参来る呉人書紀ま呉國使ゆ

実ま彼南朝國王ゆ奉アる使ま非じ。例の韓國人ゆなり
ゆの議りて呉國王の使ゆなりて呉國の人を奉遣
ましたるまこそあめれ。されども此事も駅戒概言ま論
ず。○呉原ハ書紀ま檜隈野ゆあれば大和國高市郡な
ム。今世ま栗原村ゆ云ふハ人ゆ理ゆ訛ゆるまて此処なるべし。神名帳ま同郡ま
呉津孫神社ゆ云もあり。此社ハ今の栗原ゆ在ゆ云り。安置ハ暫時
駐留ゆる間のことなり。永く留まりて國ま還ざるまハ非ず書紀ま八
年春三月遣身狹村主青檜隈民使博德使於呉國十年
秋九月身狹村主青將呉所献二騾到於筑紫云く十二
年夏四月身狹村主青與檜隈民使博德出使于呉十四
年春正月身狹村主青等共呉國使將呉所献手末才伎

漢織呉織及衣縫兄媛弟媛等泊於住吉津是月為呉客道通磯歯津路名呉坂呉甘命臣連迎呉使即安置呉人於檜隈野因名呉原以衣縫兄媛奉大三輪神以弟媛為漢衣縫部也漢織呉織衣縫是飛鳥衣縫部伊勢衣縫之祖也。これは八年十二年の二度の事にて紛ひなく記さるるは非るを。磯歯津路呉坂の事。傳此五の廿葉と。參考り。漢織呉織の事。傳此三の廿葉に。三葉みえたり。

初大后坐日下之時。自日下之直越道。幸行河内。爾登山上望國内者。有上堅魚作舍屋之家。

ミレセレバ　カツラ、アゲテヤツクレルイヘアリ。スメラミコトソノイヘヲトハレメタマハクタレノカツヲヅくアゲテオクルヤハタガイヘゾトトハシメタマヒシカバ　シキノオホアガタヌシガイヘナリトトコタヘマヲシキ　ヤマノウヘニノボリマシテクニチヨリカフチニイデたまヒキ

天皇令問其家。云其上堅魚作舍者誰家。答白志幾之大縣主家。爾天皇詔者。奴乎。已家似天皇之御舍而造。即遣人令燒其

ヤツコヤ　オノガイヘヲオホキミノミアラカニニテツクレリトノリタマヒテスナハチヒトヲツカハシテソノイヘヲヤカシメ

タヽフトキニソノオホアガタヌレオヂカレコミテノミヽヲサク
家之時。其大縣主懼畏。稽首白
ヤツコニアレバヤツコナガラサトラズテアヤマチツクレリイトカシコミテヽヲカシギ
奴有者。隨奴不覺而。過作甚畏。
カレノミノヰヤジリヲタテヽツヒルヤ
故獻能美之御幣物。能美二字以音布
イヌニヌノヲカケテスバヲツケテオノガウガラナハコレバキトイフ
繫白犬。著鈴而。已族名謂腰佩
ヒトニイヌノツナヲトラレメテタテヽツリキカレソノヒツクルコトヲヤメレメ
人。令取。犬繩以獻上。故令止其
ミシヨリ

タヽヒキスナハチソノワカクサカベノミコノミモトニイデ
著火。即幸行其若日下部王之
マレテソノイヌヲタヽヒイレテノラレメタヽハクコノモノハケフ
許。賜入其犬。令詔。是物者。今日
ミチニエツルメヅラシキモノナリカレ
得道之奇物。故都麻杼比此四
ニキノモノトイヒテタヽヒイレキコヽニワカクサ
音之物云而。賜入也。於是若日
カベノミコスメラミコトニヲサシメタヽハクヒニソムキテイデヽセル
下部王。令奏天皇。背日幸行之

コトイトカシコシ　カレオノレタヾニニヰノボリテツカヘマツラムトマヲサレメタマヒキ　コヽヲ

事。甚恐。故已直參上而仕奉。是

モテミヤニカヘリノボリマ　ストキニソノヤマノサカノウヘニ

以還上坐於宮之時。行立其山

ユキタヽシテウタヒタマハク

之坂上。歌曰。久佐加辨能許知

ノヤマト　ミコヘグリ

能夜麻登。多多美許母。幣具理

ノヤマノ　チノヤマノ　コチ

能夜麻能。許知碁知能。夜麻能

カ

賀比。爾。多知。邪。加。曲流波。毘呂

クシ　ハイ　ミダ

久麻加斯母。登。爾波。伊久。美陀

ケオスヒヘ　ニハ　イクミダ

氣淤斐。須。惠。幣。爾波。多斯美陀

ケオヒ　ヘタシミダ

氣淤斐。佇久美陀氣。伊久美波

ケオヒ　イクミダケ　イクミハ

泥受。多斯美陀氣。多斯爾波韋

ネズタシミダケ　タシニハキ

渥受能知母久美渥牟曾能淤
母比豆麻阿波禮即令持此歌
而返使也

大后い若日下部王あり書紀ニ元年春三月立草香幡梭姫皇女為皇后ゝ云る是なり○日下ハ河内國河内郡にて今も日下村あり伊駒山の西方なり白檮原宮段ニ日下之蓼津玉垣宮段ニ日下和泉国にて別なり其由彼処にて云るが如し

義詳なり故暗坂を今時暗がり峠と云を以て思ふべし若くは暗坂を云ふべきなれども師は低坂の比類なきを省けるなり此日下を書由を詳なり次に世を長谷と云ふ波都佐伎久佐を三枝と書とぞ由ある説なれども此地名暗坂の意なるを以ておやなかるを洗比を自ら書き下るを云訓を借て坂を下と書るが如く云ふ紀には草香と書れたり凡て彼紀に地名書の字多く舊きは依て新に改て書き姓氏録日下部宿禰も此地より出たり即河内國なる日下連日下部連なる移あり此て御兄の大日下王此大后共に此地に住坐めし故に御名に負給ふる外に○之時の之字舊印本又一本なども誤也を作ふは誤なり今は真福寺本延

往本又一本なりと依きる。○白下之道越道ハ倭の平
群郡より伊駒山の南方を越て河内國に至り若江郡を經て
難波に下る道なりと今世に暗峠と云是なり此暗峠
嶺ふりと云ハ非なり。かの小鞍嶺ハ龍野越のこと
なれば非なり。今の日下村ハ此道より北方なれば
也。又佐加と云名ハ此坂より出て古へハ此坂のみ
なれども日下と云ハ暗峠の道なり。世人ハ
坂より下る道なれば津國東生郡なる深江と云処に至て大坂に至るなり。此道近き故に
直越と云なり。書紀神武巻に乃還更欲東踰膳騎山
而入中州と云ハ此道のことなり。次文ハ孔舎衛
坂と云ハ久佐加と云ハ。そもそも久佐加恵邪加
の畧かたる名なれば也。万葉六に超草香山
神社忌寸老麻呂作歌三首。難波方潮干乃奈凝委曲見

名云ハ直超乃此徑に師豆押照哉難波乃海跡名附家
良思。此二首日下山の坂路なり。見ハ十五に草香山
歌。懇照難波乎過而打靡草香乃山乎暮晩に吾越来者
云々。直越と云ハ同十三九丁に磐城山
直越来益寸也。四十九丁に之乎路可良多太古要久礼婆なと
ハ。○幸行河内ハ若日下部王の坐日下に天皇
の幸行ハ。○山上ハ日下山の上なり。○望國内ハ
久に美志世礼婆と訓ハ高處より國内を見渡ハ
古へに國見と云ハ。万葉一十七に天乃香具山騰立國見乎
為者。又十九高殿乎高知座而上立國見乎為波。三十八丁

を國見為筑紫洲乃山矣味雖甚美志世礼婆の美志賜ふを見を云を乎なり。はて美志賜ふを云類なり。古言尊みて云言なり。見賜ふを美志賜ふを云意なり。万葉十九ふの非文。又助辭文。國見為賜ふを云意なり。万葉十九の歌まを見あり。文。國見為賜ふを云意なり。万葉十九三十九。國看之勢志豆を初め。①堅魚の屋上なる堅魚木なり。可以堅魚を云魚なり。和名抄に唐韻云鰹太鯛也云々。漢語抄云加豆乎。式文用堅魚二字をあれを漢國の鰹に當る。加都袁。加都袁は名なり。加多宇袁の切なる。即堅魚を書るを古書なり。皆後に此二字を合て。此字を書り。此字を書り。漢國の鰹字に非ず。漢國の鰹は鱧に古に堅魚を云るは此魚の肉を長く裂て煎て乾るいはゆる鰹節のことを。負觀儀式延喜式なる稱に多く見えたる皆是なり。故堅魚幾何ありて。儀式に堅魚煎汁加豆乎以呂利ありも。又和名抄に塩梅類に本朝式云堅魚煎汁加豆乎以呂利ありも。鰹節の煎汁なり。故に堅魚を云なり。そを生魚の名は非ず。今世にそ海にありて此生魚ある國にこそ生なるを。加都袁を云鰹節をば鰹節をいふ。京なるにはかつを常に加都袁を云。さて屋上に置加都袁岐も云。鰹節のことなり。其形の鰹節に似たる故の名なり。然るを或は加棟木固ぎなを云或は鰹は水物なる故に其名を取て火の防なるなを種々の說あれども皆非なり。負觀儀式に大嘗宮正殿一宇云々甍置五尺堅魚木八枚者搏風延喜

式大嘗祭ゆゑも如此見えたり。搏風ハ千木なり。延喜式ニハ高搏風とあり。太神宮儀式帳ニ正殿ノ區云く堅魚木十枚長各七尺徑一尺七寸材木別端ニ以金鍍とあり。ばそ此物後世ニハ神の宮ニのみ有て。上代ニハ然らず。此の事を見て天皇御殿ニも有しなめりかくて此大縣主の家ニ是を上しまつるを咎め給ふを思ふに。此物を置ハ天皇の御殿ニのみ有しにて。宮ニは如何ニ有めりけん知ら神の社ニ准らへて尊み奉る事多けれど論なし。臣又民の家ニハ置てかなハぬわし定め。將置てハ臣民の家ニ是を置ハ非ず。其造ハ是を置ハ非ず。其造ハ

臣の家の堅魚木の天皇の御殿のに似たる狀を此ニ云ふ非ず。故ニ咎賜ふ。若然らば天皇の御殿のハ臣民の家の甚く異なる狀ニ。此御世のころ天皇の宮なりハ莊麗くふりて上代の形なりけれども異なりけり。さて其造ハ咎賜ふ。此文上ハ尋常なれど高く莊くふ形造まる状云ふ。上ハ云言を重く見ばきり。將上ハ置を云て殊なるなくて似天皇之御舍而造ハ云ふ造ハ異なる意ハ如何。臣民の家ニハ此物を置ハ如何。上ハ置ハ置ハ異なる外ハ上ニ右の二ッの意ある。此ら意惟ニ決ばし。又屋上ニ此物を置ハ

を風の防め為に棟を押殿を云なり云説あり。然れども信し難し。或人云、市城国愛宕郡雲ヶ畑村の民の家に登き棟に加茂の木を云てあり。其外凡て田舎の草葺に棟に烏を置こと多かるべし。物あり異なる故なるべし。若又造状に異あるべきなれば、本より風防の為にこそなるべ殊に此物ハあるべきなり。本より殊なる故なるべし。若又造状に異あるべきなれば、本ハ風防のためにて貴賤き形しなるべきなるべし。世移りてハ天皇の御殿なるべきハあるべきなれば錯ぬ。然て、そのなく荘麗かりけ矛さて又此物常に堅魚木云を此に称ハ木ぬ云なれば直に堅魚を此に称ハ木ぬ云なるべし。時代に合せて過ぎるべきなれば、暑き過ぎるに就て又思ふに屋に此物を置に本より風防なる魚名の加都表を勝雄の意に取成て祝て彼鰹節の形状を造て置るべし。本よりまことに堅魚ぬ云しにあるべし。若然らば堅魚木云ハ後に木てふ名なるべし。若然らば天皇の御殿れぬのハ殊に荘麗かるべきなれば、総て此らのこと考へよく考て決むべきなり。○家ぬハ構を総て云名。舎屋ぬハ其中に建る舎屋ありて日下山より志幾ハやく間あれども此家の屋の堅魚殊

かいかゝ為ば曰かゝ紀故かゝよく見わけめけ後○其
上の其云加能を訓ば阿能を云意なり○答白の白
字諸本かゝ曰をあり今は真福寺本かゝ依なり○志幾之
太縣主志幾は和名抄かゝ河内國志紀之郡なり志
紀郷もかゝ此地の事は中巻倭建命段かゝ出て彼
処なる云り傳九の二十四巻にて此大縣主は姓氏録河内國神
別かゝ大縣主を云姓あり天津彦根命之後也なる
是なるべし大縣主を云例は中巻伊邪河宮段かゝ且波
大縣主を云あり大を云例なる彼処かゝ云り傳九の四十三巻
にて又師木縣主を云二流ありて一は饒速日命の後

此氏の事は中巻高岡宮段傳九の二巻かゝ委く云り一は神八井耳命の後なる
子若此二流の内かゝてもあり多り若然らば神八井耳
命の後の方なる歟饒速日命の後なるは大和の師木より出神八井耳命の後な
は本より河内の志幾より出より其は姓氏録河内國皇別志紀縣主
多朝臣同祖神八井耳命之後也て志紀首志紀縣主
同祖云くを是なり又右京皇別志紀首云く和泉国皇別志紀縣主云くも
同じ三代実録六かゝ河内國志紀郡人志紀縣主貞成同
福主同福依等三人賜姓宿禰即改本居隷左京職神八
井耳命之後與多朝臣同祖也右の外かゝ姓氏録かゝ大和
別志貴縣主なるは加の国神別志貴連和泉国神
饒速日命の後の方なり此て神名帳かゝ河内國志紀郡

志貴縣主神社あるハ二流の内何れの縣主ゆゑかの饒速日命の後の苗裔なるゆゑ此河内の志貴縣主ゆゑ此の大縣主由縁あるゆゑ傳聞ハ不云るゆゑ如此さて此の大縣主を大ゆゑ云ハ其國造大宿祢ゆゑ云例なるゆゑ右の志紀縣主の條ゆゑ不可ハ仮ゆゑ姓氏録不別不大縣主あるゆゑ其ゆゑ所思る天津彦根命の後河内國ハ凡河内國造額田部湯坐連津夫江連なゆゑもあるハ由縁なるゆゑ。○奴乎奴ハ王ゆゑ對不て臣下を云次ゆゑ也同賤ゆゑて詔ふハ非ず臣を夜都君ゆゑ云ゆゑ王ゆゑ云るゆゑ如し。奴字ハ泥乎ハ余ゆゑ云むゆゑ如し上巻ハ愛我那迩妹命乎穴穂宮段ハ記妹乎なゆゑ不同。○似天皇之御舍而造此天皇ハ意富伎美ゆゑ訓ゆゑし。ゆゑて此ハ諸王まで也ゆゑ字ハ泥むゆゑ如ゆゑ。天皇ゆゑ書るハ其中の上ゆゑ不就てなり。抑天皇ゆゑ諸王ゆゑハ共ハ大君ゆゑ申ゆゑて萬事其差ゆゑ王ゆゑ臣ゆゑハ其差ゆゑなくして家ゆゑも王の八天皇ゆゑ云ゆゑ臣のハ家ゆゑ云ゆゑ。さハゆゑ王の宮ゆゑ云ゆゑ臣の大宮ゆゑ大ゆゑ異ゆゑるゆゑハ天皇ゆゑ限ゆゑるゆゑ。何ゆゑハ意富伎美ゆゑ訓ゆゑき。天皇ハ不世ゆゑ訓ゆゑ如ゆゑ其似ゆゑるさなり。似ハ不就て云ゆゑ宜き。堅魚を置ゆゑ臣の家ハ無きゆゑ此を置さハ天皇の御舍ハ似ゆゑなり。又造狀ハ異のあるゆゑハ造ハの似ゆゑる形。此二の意上ハ云ゆゑ。○誓首白ハ能美麻表佐久ゆゑ訓ゆゑ。此言上巻ハ有て彼処ハ委云ゆゑ。傳十七の

五十葉○奴有者ハ奴あれぞなり。乞て那礼婆ハ。尓阿礼婆の切めるぞ。ぞて同じ。那理ハ尓奴ハ王尓對て云臣なり。漢文は多めて僕と云阿理なり。ハ果○隨奴ハ夜都古那賀良ぞ訓ぢし。奴なるぞ尓ぞ云意なり。隨ハ天皇を神隨ぞ申次ぞ同じ。万葉二三十四丁。尓皇子隨ぞとあり。○不覚而ぞハ王ハ貴々しバ貴きなるに覚ぬるを臣ハ賤けれバ賤きまゝ尓如此る差別堅魚のをも覚らぬぞ云なり。○甚畏の甚字を其ぞ作るハ誤なり。今ハ真福寺本尓依まり。○能美之御幣物能美てふ言の意ハ。彼上巻ある誓首白の下尓云ふ。御幣物ハ。毒夜其理ぞ訓ぢし。其由ハ神巻訶志比宮段尓。献場名之幣ぞ訓ぢる処傳卅一の二十九葉尓云ふ。加氣。又穴穂宮段也。為其妹之礼物云ぞ訓ぢる処傳四十の八葉も考合ぬ。此ハ御字あるぞ。ミテグラぞ訓ぢ。御字添へるぞ訓ぢし。書紀允恭ハ天皇尓献る物なる故ぞ添へるぞ訓ぢ。書紀允恭又師ハ美ぞ訓ぢ。巻ぞ主田宿祢則畏右事以馬一匹授吾襲為礼幣ぞ訓ぢ。但此ハ。ヒヒぞ訓ぢもよし。○布繫白礼幣ぞも牛ヤジリぞ訓ぢし。繫ハ字書尓繫也犬ハ白犬尓奴能手加氣豆ぞ訓ぢし。繫也絆ぎ。加氣豆ぞ訓ぢし。此ハ犬を絆ぐ料の布なハ非ず。絆ぎ。縄ハ別尓右て別尓衣を著せ。る如くぞ布を身尓纏ひ。るぞ訓ぢし。れバ布ぞて犬を訓てハ義ぞめ。ぞ訓ぢ。繫ハ訓ぢ。ぞ訓ぢ。犬ぞ布を訓ぢ。犬ぞハ訓

ばかゝ交繋字を礼記書る故に纏て結固むれば
ぞなる事なれ此字は泥みて繋絆ぶる物なれば
大小和名抄に兼名苑云犬子名在弥雅集注云猫犬子
也和名恵沼反與犬同じ物なれば犬の下に和名を挙
猶の下に呉音を挙るハ得ぬ記しなれ共正しく其名を挙て恵沼反云
ろ又與犬同じ和名ならばし此猫の和名
尋常なる故に非ず殊に勝れる逸物なぞの
ぞ能美の幣物なれば然ある法きぞなり○著
鈴古ハ凡て物に鈴を著る事多かりし中に犬ぞ
に著る事ハ今世の猫に甚古き事なりけり○族
ハ書紀神代巻に訓注に宇我邇ぞ訓法に依て訓

此訓注に依て宇賀良夜賀良波良賀良なぞ皆賀
を濁る法き言なれ登母賀良今も濁てめ万葉
五十三四下に親族兄弟本ハ親族今本ハ訓法し○腰佩
續紀十五に船連腰佩云同名の人見たり○若日
部王真福寺本延佳本部王ハ部字なし○賜入ハ奉を奉入ぞ
万葉二に奉入哥祝詞式に齋内親王奉入時天長五
年宣命に大神御杖代共之に奉入多留三代実録に奉出
に進入流入ぞ同じ法に聞ゆ又奉出ぞ
なり上巻傳十六の例
ハ上巻傳十六の
廿六葉に出せり○さて此入字ハ別に讀までもある法
きかぞも思ぞ女王の御許に賜ぞるなれば少し尊
ぞる言の如く聞ゆれぞ字に随て訓ぞ今世の言に
入贈入なぞ書入も少尊み次の文に令詔令奏ぞある令

言を以思ふべし此時天皇来の今宮内に入り坐ぬ
外に坐ての事なる故に内外の郎女意ある法也
右の奉入る人意あらんかぎりなる何ぞ伊礼比言訓
法きこえぬ所なり訓ハ非なり被賜ふ
受る方の言なれぞ彼此の物ありて○奇物
師の米豆良志伎母能比訓
記に奇異なる事なり又云阿也支此言ハ書紀神功
巻に云く皇后曰希見物也希見此云梅豆邏志履中巻
に希有崇峻巻に爰有萬養白犬云々此大世所希聞萬
人名万葉八四十に希将見十二十十二十四
此あり廿三廿三に目頻志久なり
訓ハ異なり

希見に信都麻字諸本摩也作ル今ハ真福
同也○都麻杼比之物麻字諸本摩也作ル今ハ真福
寺本に依る倚ハ倚也
も可きを多
きに倭文幡帯解替而廬屋立
妻問為家武冠辞考ふ説ハ
妻問為家屋に妻問の
除嬬問に計ハ
何都麻度比能欲曽計九二十に生剋壽毛須底迩相爭
に嬬問為家苗なり物ハ嬭次也て贈る物なり
合奏其此時天皇の宮の内に入坐て外に
坐次間なれぞ人を出して奏さしめ賜ふ故令
云ふ土の令詔も然なり又ハ殿の内に入賜ひな
を隔てふそなる法
其も令の意ハ同○昔日ハ比に曾年伎臣也訓法

し。曾弁父ハ背向なり。東は日倭なれば西なる河内厚幸行ひは東ゆめ出る日を背後ふ忘賜ふ由なり。中巻白檮原宮段ふ向日而戦不良云ふ背負日以撃ふ類ふ。其義ハ彼ふ表裏なり。彼ハ敵ふ戦ふなれば日を負持給ふ義ふ

所知御子多婚の始を甚く重み慎み給へる事かの
天柱太神の基を定め給ひし始なりと思ひわたし
奉るなり甚く嚴なりけめ過次伝かの文○其山公日
下山なり○坂上ハかの直越道なり○久佐加辨能
小日下部之為日下の地名をも日下部をも云めし
事此御言ふて知られる地ふ居住るより負る部の号
なるを其部の居住るを因て立返て又地名をも日下
部をも云なり日下部ハ部の此地ふ居住るし
部ハ中巻伊邪河宮段日下
部連の下ふ云り傳于十二○許知能夜麻登ハ此方
之山與なり與ハ次なる平
山與なり群山與ふ
麻能此三向既ふ中巻倭建命の御哥ふも見たり傳ハ
の

四十七葉西北ハ葉大和國群郡の山ふ○許知碁知能ハ此
方此訪迩なる碁を濁る碁ふ彼方此方なるよ
此方此方ふ云此方ふ彼方ふ云處ハ彼方ふ
云ハ又此方なれ此方の此方彼方の此方なり此説
宋西人老ら万葉の哥ふ
然なるを然ふ彼此云言の説を信ふ
ふ彼此云言を誰も許ふ通ひて直
設て彼此混ら得居るハ精しから各ハ
の如其なるを自も他ふ云ハ自の
が己他の万葉二三十ふ槻木之己知碁智乃枝之又三十
己なり槻木之己知碁智乃枝之又三十
九百兄槻木虚知期知ふ枝刺有如三二十
丁ふ奈麻余美
乃甲斐乃國打縁流駿河能國與己知其智乃國之二中

從出造有不盡能高嶺者久老云甲斐國の此方なり駿丸
二十五丁に白雲及立田山乎云許智期智乃花之盛に成
ぬる皆然なり此八此の日下部山彼方の平群山
也各其此方なり又曰紅山の内の彼此也平群山の内
ぞなる然の彼此也山紀各彼此加也思ふ
は非じ夜麻能賀比尓八山之峽に成り賀字八必
大方記中假字清濁混じて加なる例
も多し賀加も同じ思ひて写し誤まるなる
和名抄に考声切韻云峽山間陝處也俗云山乃加比
多知邪加由流に邪を濁るハ古の音便なり立栄ゆる
なり書紀仁德卷大后御哥に箇波區莽珥多知瑳箇踰
屢毛毛多羅儒椰素麼能紀破波毘唱久麻加斯八

横久麻伯構ふ中卷王垣宮段に出の世傳廿五
波に本に者なり下方を云契沖の後の須惠幣に准ら
幣字あり本辺なる例しを云ハ然ら更同
詳なり云ひ云に替て云ふ古哥に訛なり
伊久美陀氣淤斐ハ伊理の理を省けるなり久美
に師説に久麻加斯の久麻を記せしなり葉の繁ける
ば隱れ竹を云を約て久美竹を云ふ也冠辞考に
次竹條に見ゆ其説の中に引るハ叶ハぬ例なり
の三穂に係れり御穂の意なり又伊を發語なりと云
もいかゞ發語に伊を云ハ用言に限るべし躰言
の頭に置る例なし此の久美ハ本ハ用言なれども然
美竹を云ハ躰言なれども發語の伊を
置ことハなるなり又思ふに物の彼此を此を一に相交はる意に

を組ませし。組ませ云名も糸を相交ふるよりなり。はれば伊久美竹ハ葉の茂く密て。彼此相入交ひ合ふるよりなる。俗言に美を入るも云も同言なり。契事の彼此繁く雑り合ふを云。竹の名なりけり。中ごろ竹の名なり。非文。故ハ游斐ハ生なり。書紀継躰巻哥中ごろ竹の名なり。非文。故ハ游斐ハ生なり。書紀継躰巻哥に見ゆ。以矩僕娜閑余嚢閑。① 須恵幣尓波ゆ。真福寺本ハ尓字なし。末方尓者ゆ。上方を云。幣清音なり。此本末ハ山之峽の下方上方を云なり。熊白檮の下方ハ非文。其由ハ下尓云。② 多斯美陀氣游斐ハ師説。冠辞考條に見ゆ。立ハ生立る竹を云。万葉二十尓春山の跡之樸佐備立有なるもあり。宮立栄の立紀同じ。契沖が

竹を竹の名なりと云ふ違ひ。上の伊久美竹を此を三種尓ハ非文。共尓ハ孔の竹の貌ある字かく。三ツ尓分て云ハ。名歌尓此類多し。万葉二十秋山下部類妹奈用竹乃曙遠依弾等ゆ云る類なり。是も三人共ばあり。文人ゆ。③ 伊久美能氣上れ。ゆ。文人ゆ。此御句を詔ふ。此御句ハ次の御句を詔ふ。御句ハ次の御句を詔ふ。多ゆ。序。此御句ハ次の御句を詔ふ。美の下る陀字ある御句尓ハ。上なる御句尓ハ。伊久美の意上尓同じ。師説ゆ。真福寺本ハ。延佐本尓よれり。今ハ伊久美の意上尓同じ。師説ゆ。籠ゆ寝るなり。今一ツの已ず考尓よるべきハ。夫婦一ツ尓交りゆ寝るなり。何ぞ尓ぞ。籠ゆなり。籠ゆなり。籠ゆなり。夫婦互に躰を入ぞ交て寝るなり。内に入籠ゆなり。交ゆなれ。泥受ハ。不寝

なり。契沖云、神代紀に、相與を、久美度と訓め、伊い發語
なり。陀は度と通ひ、相與者不寢乃若は陀は衍文
なりて、與者不寢乃若を云ふ、大凡は違ふ。上巻、久美度迩興
はさきを、詞の緩なる意違ふ。傳四の巻、多斯美陀氣序の由
而もある、考へ合ふべし。傳三の巻、多斯美陀氣序の由、
伊久美陀氣は同じ。多斯尓波韋涅受は、契沖、惑ふは
不率宿なるべしと云るが如し。遠飛鳥宮、殿太子、御哥に、多
志陀志尓韋涅豆牟能知波とある処に云へる、考へ合ふべし。
傳四の巻、能知母久美涅牟は、後も久美將寢ぬ。
二十七葉
久美の意は、云るが如し。此度は、得逢見ずして空く還
ぬ。又後に逢てむと、詔へり。後をは、今は夫なり。後をは云意
なり。此は異なり。此は俗に、此、御哥上、件の趣なり。ニッ
信ぬ慎めて云意なり。

の竹は、共用なれども、菓廣久麻白檮は、無用なる如くなる
物なれども、伊久美竹は、伊久美を詔へ、多料多斯美竹は、多
料多斯を、白檮は、下に菓なる如く、其は白檮に菓綢く入交りて
繁盛るを、竹は、同じ狀なる物なれども、伊久美竹は、波涅受
云多斯尓は云ふ竹のみ、意は白檮より、菓なる、又
山之峽に立栄る云も、白檮のみ、竹をも係れり。けれ
ば凡ての意を直に云へば、山之峽の下、方上、方に生て立
繁栄えて、伊理久美なる白檮を竹を那り、然るに白檮
をぞ離して別に詔ひ、又山の峽を本末をも別に詔
ふるなれば、御詞のなりなりなるべし。如くあれば

是如此ク言葉を参差テ連ねざまれる髣髴なる歌の製を思て活ノ例多来て後世あるを加ハ類多来ける歌なり。よく世態を穿ち紛ひぬ活し。師云ク久麻加斯ク賜ふハ山の本未ふ竹の生ふる子詔ハ多くそなる賜ふ紀中の峡ある物を詔ふるのみなり。ゆ云ふるは上件の意を得られざ詔ふ歌。

㊀曾能於母比豆麻ハ其思妻歌なり。

㊁阿波礼ハ何怜なる遠飛鳥宮段軽太子御哥ふ。於母比豆麻阿波礼ゆ云ふ此御代のころふ既ふ歌を字集ふ書て贈る事もあめて是も然ふ。又師ハ御言持宰ゆ云ふとぞひふて御哥をうけあ所ゆ行て傳申次ふ桃ふり書る歌持ふ非

ゆ云ふるを然も活し。御言傳をも持ゆ云活きなり。上巻ふ献歌ゆあふを神代ふ御言傳なり。

○返使ふ二の解あり。一ふハ加幣志都加波志伎ゆ訓て日下山より天皇の御使として女王の御許ふ遣ふ返ゆハ今出て来坐ル方ゆ遣ふ返ゆ。今一ふハ都加比袁加幣志賜伎ゆ訓て使ハ女王より天皇の御許ふ奉遣ゆる使なり。其ハ先此度の事天皇未女王の宮ゆハ至り坐ず命を傳ゆ給ふる。其御答ゆして女王の御許より天皇の来坐る處ゆ使をして背日云ク今奏賜ふる其使を此御哥を今持て返し賜ふなり。此解ふ依ゆきハ上件の事も此趣よ見活し。

マタアルトキ　スメラミコトアツボレツ県三ワガハニイタリ、セル

亦一時天皇遊行。到於美和河

トキ　ミ　ユキ　カハノベニキヌ　アヲ　ソ　ヲトメ　アリ　ソレ　ヲトメ　カ　ホ　美

之時。河邊有洗衣童女其容姿

イトヨカリキ　スメラミコト　ソノヲトメ　イ　レハ　タガコゾト　ヒ　レケレバ

甚麗天皇問其童女汝者誰子。

オノガナ　ヒケタベ　ノアカキコ　ヲストヒ　ヲ　レキカレ

答白已名謂引田部赤猪子。爾

ノラレメタ　ヘラク　イマレ　ソガズテアレ　イマメレテムトノラレメタ　ヒテ　ミヤニ

令詔者汝不嫁夫今將喚而還

カヘリマレキ　カレ　ソノアカ　ヰコ　オホキミノミコトヲ

坐於宮。故其赤猪子。仰待天皇

アフギマチテスデニヤソトセヲヘタリキ　コ　ヽ　ニ　アカ　ヰコ

之命。既經八十歲。於是赤猪子

オモヒケルハ　ミコトヲアフギマチツルアヒダニ　スデニコヽダクノトレヲヘテ　カホカタチ

以爲望命之間。已經多年。姿體

ヤサカミカジケアレバサラニ　タノミナレレカレドモマチツルコヽロヲアラハレマヲサズテハイブ

瘦萎。更無所恃。然非顯待情。不

セクテ　エアラジト　オモヒテ　モヽトリノツクエレロノヲモタレメテ

忍於愧而。令持百取之机代物。

マキデハタテマツリキ。レカルニスメラミコトサキニノリタマヘリシコトヲバハヤク
参出貢獻。然天皇既忘先所命
ワスラレテソノアカヰロニトハレケラク。タレヤレオミ
之事。問其赤猪子曰。汝者誰老
ナゾナニスレゾマヰキツルトトハレケレバ。アカヰコトマヲシケラク。
女何由以参來。爾赤猪子答白
ソノトシノソノツキニオホキミノミコトヲカブリテケフマデオホ
其年其月。被天皇之命。仰待大
ミコトヲアフギマチテヤソトセヲヘニタリイマハカホ
命至于今日。經八十歲。今容姿
スデニオイテサラニタノミナシレカハアレドモオノガコヽロザシヲアラハシニラサムトシテコヽマデ
既耆。更無所恃。然顯白己志以
ツレトマヲシレキコヽニスメラミコトイタクオドロキマシテアハヤクサキノ
参出耳。於是天皇大驚。吾既忘
コトヲワスレタリシカルニイマシレミサヲニミコトヲマチテイタヅラニミノサカリヲスグシコト
先事。然汝守志待命。徒過盛年。
イトイトホシトノリタマヒテメサマクホシクオモホセドモソノイタクオイヌルニハガリタマヒテ
是甚愛悲。心裏欲婚。憚其極老。
エメサズテミウタヲタマヒキソノミウタ
不得成婚而。賜御歌。其歌曰。美

母呂能。伊都。加斯賀母登。加斯賀母登。由由斯伎加母。加志波良袁登賣。又歌曰。比氣多能和加久流須婆良。和加久閉爾韋泥豆麻斯母能。淤伊爾祁流加

母。爾赤猪子之泣涙悉濕其所服之丹揩袖。答其大御歌而歌曰。美母呂爾。都久夜多麻加岐。都岐阿麻斯。多爾加母余良牟。加微能美夜比登。又歌曰。久佐

迦延能。伊理延延能波知須波那婆知須。微能佐加理毘登登母志岐呂加母爾多禄給其老女以。返遣也。故此四歌者。志都歌也。

遊行八。阿蘇婆志都ゝ比訓。仲巻白檮原宮段。亦也。嬢子遊行於高佐士野。亦初。類帳。田。曼珠河八。初瀬川の流。なり。漢和の事云。白檮原宮段。傳。水垣宮段。傳二。亦繼。ゝ。万葉。四十。亦。暮不去河蝦鳴成。三和河。瀬音乎聞師。吉毛。○其容姿甚麗の訓のゝ。白檮原宮段。亦云。傳。の。書。亦。○。巳名云。上巻。亦。迩。藝命の。木花之佐久夜毘賣命。亦。誰女ゝ。問賜。る。御答。亦。大山津見神之女名云ゝ。申。賜ひ。中巻。亦。應神天皇の。宮主矢河枝比賣。亦。汝者誰子ゝ。問賜。る。御答。亦。丸迩之比布礼能意富美之女名云ゝ。申せ。然。ふ。此。亦。ハ。ゝ。

亦己が名をのみ告申さむとぞ其之女建御名方申しける傳写
此文の名の漏れるなるべし誰子ぞ問ふに必父の
名を申すべきを問ふに答へざるは如何なる故か○引田部の大御哥の此
氣多能宮の所に依て訓せし和名抄に讃岐国大内郡
多度志羽世とあり神名帳大和国城上郡に曳田神社の所に此地より
因れる姓なるべし又佐渡国雜太郡に引田部神社あり○書紀天武巻に
三輪引田君難波麻呂と云人持統巻に引田朝臣廣目
引田朝臣竹麻呂など云人見えたるは此姓なり三代実
録五十に大神朝臣良臣云く大神引田朝臣等遠祖雄
同流別各異なり云々此大神引田朝臣は即如此

大神朝臣の事は傳紀三の五
大神朝臣の支別なり新撰姓氏録に考合べし○
赤猪子は赤猪の由縁ある名なるべし○
其嫁夫は登都賀受豆阿孔訓佐佐鎮火祭祝詞に妹
背二柱嫁継給と嫁継給訓佐と和名抄に鶯駅田本紀私
記云止豆木乎之用証理書紀神代巻に交道敏達巻に孝
德巻に嫁又女自適人なりの如く思ふ色なり然
らば古言なり大かた古言の漢籍訓に遺れる此とぞ
ひ多し さて此を師は ぱぱ訓れぞ
其意は非ず嫁ぶ ぱぱ訓せし詔ふな
と夫なくは多の如くいよ
書る字の ふるはあ ぞ童女
ぞ幼き女を聞かむ
云今なり 俗ふやがて追付て近い 此時に直に娶ぞて

如此詔ふるハ、いかで童女なるが故なるべし。㊀天皇之命ハ、御契の如く喚賜ふ詔命なり。下ふ倍も同じ。㊁佇待ハ、万葉の哥ふ、高くお待ぞ多くの人仰く意此ハ此同事を望ぞ書るも其意なり。俗言ふ頸を長くして待ぞ云ふ仰く意なり。同

㊂望ぞ訓ふ。阿布岐待都流ぞ訓ぞ宜し。

㊃多年ハ、許々陀久能登志ぞ訓ふ。太祝詞ふ、許ぐ太久乃罪乎ぞ見ふ。万葉四、四十ふ、幾許雖待五十八ふ、許許陀十四、七ふ、已許太十七、四十ふ、許已太久母十八、六ふ、許已太久ふぞ其外幾許ぞ云ふぞ巻くふ多し。なお此信の例中巻白檮原宮段大御哥ふ、許紀志ぞ訓ふ。

必委云ふ。傳十九の㊄姿體ハ、加本加多知ぞ訓ふ。加本ハ、痩萎ぞ云ふ。下ふ容姿既者訓ぞ云ふ。知ぞ云ふ。知ぞ云ふ。

㊅痩萎ハ、波佐加美加自氣豆阿礼婆ぞ訓ふ。加自氣ハ、自の假字ハ、遅か詳ふ。氣の意ぞ云ふ言ふ近ぞ。自ぞ書紀ふ、書紀歌巻ふ、停名城稚姫命既身躰委痩弱以不能祭天智巻ふ、優悴極甚なぞ訓ふ。

㊆不忍於悒ハ、伊夫世久ぞ訓ふ。伊夫世久ハ、伊夫世久豆延阿良自ぞ訓ふ。悒ハ、伊夫世久ぞ訓ふき由其外ふも訓ふき言ふぞ中巻明宮段無悒ぞ訓ふる処ふ委云ふ。傳十九の不忍ハ、此多用自なぞ訓ふ。何ぞ漢籍訓ふ近くきこゆ。古言ぞ。延阿良自ぞハ

訓るなり。自ハ受ものもよまむ。然ハ上ハ万葉四二十三下
以為ものあるなれ。自然ハ為ものあるなれ。
記。默然得不在者。ものあるなれ。意なれ。
代物。其巻ヲ見物。傳十 ㊥ 参出ハ皇太宮ヲなり。㊥ 所
命ハ能理ヲ麻閑理斯ヲ訓ル。㊥ 忘ハ万葉五二十五下ヲ
和周良志奈弁辺。○誰ハ書紀継躰巻哥ヲ駄例夜矢比
等母。夜矢ハ助辞なり。万葉ヲ
られしの人ヲ。㊥ 老母ハ於美那ヲ訓
信きこゝを上巻ヲ云り。傳九の
ハ葉 ○ 何由以ハ万葉廿六
ヲ奈尓須礼曽ヲ訓る。依て訓ル。今も漢文ヲ
ハ此古言の。○其年其月其ハ二ツ共ヲ某なり。○被ハ
遺ものあり。
万葉廿五 ヲ可之古伎夜美許等加我布理ヲ清ル

ヲ信し。同五ヲ毛。可賀布利ヲ書ル。○至于今日。于字諸本ヲ無し。今本ハ真福寺本ヲ依ル。
参出真。此耳字ハ上達云ク登志豆許曽ヲ訓て。其許曽
ヲ当ル。此事傳初巻ヲ委云ル。
じ。古言ヲハ云ル。○驚ハ平ヲ。詔字若ヲ。四字ヲ必ス
ヲ信し。脱ヲ。㊥ 守志ハ美佐袁ヲ訓信し。操字
字書ヲ所守也ヲ。持念也ヲ。注ヲ。霊異記ヲ風三花手。て氣調弥佐
手なヲあり。拾遺集雑下ヲ三瀬川渡る美佐袁なるかも
ヲ。笠ヲ。よ。○盛年ハ師の微能佐加理ヲ
訓ヲ。ヲ依て。ヲ此事次ヲ大御哥ヲ。ヲ云
信し。○愛悲ハ愛字本ヲ受ヲ誤ヲ。延佳本ヲ憂
ヲ改ヲ。

し。今ハ真福寺伊登冨志ヲ訓ヲ。續紀廿四詔ニ懼シ自
然ニ依ヲ。伊登冨志ヲ訓ヲ。同紀四の詔ニ
弥伊等保自弥奈毋念須。此ハ准ふるなり。同紀四の詔ニ
ヲ。弥ヲ訓ヲ。ふ物語書なり。今の俗言ニ
云ヲ即此。○心裏欲婚ハ。心裏を止。旨ハ属て訓るハ
言なり。記中如此ヲ。多
宗旨を四字。賣佐麻久冨志久於毋冨世杼毋。隆訓ヲ
ふ書る例なり。
し。抽て世欲い常ふ願欲ふを云ヲ。意異ふ。此ハ
守志ふ太命を待て嫁ぎもせで徒ふ老ぬるを字愛
悲く所念て。老女の為ふ一度ハ婚て彼が心を慰ヲまし
欲く所念者なり。○極老ハ。伊多久於伊奴流ヲ訓ヲ。
万葉ニ極太を。ヲ訓る。此訓ふ決
光ヲ。師ふ。ヲ。

オイハテタルヲ訓ヲ。然るに波
思ふ古言ふ未例を見ず。然ふ
ヲ。ふ。ヲ。ヲ。ヲ

本云ハ異ル故、闕ル。彼方之繁木本ニ坐ル神、名ハ櫛御方命、次ニ天照大神鎮座於嚴橿之本、
書紀垂仁巻ニ、云ク、或ハ云ク、倭姫命世記ニ、倭國伊豆加志本宮ニ坐ス、
而祠之。これを倭姫命世記ニ、倭國伊豆加志本宮ニ坐ス、
名ハ、ともあり。
下なる方乗は、訂ス。吾瀬子之射立為兼五百箇真手、
ろと五字をかき、此の大御哥ハ伊都ヤ書るは就て、
伊豆の豆の清濁疑ハしきが如くなれど、万葉廿
五手船を二処可ゲ伊豆ヤと書ハ、五ハ古ハ豆ヤ
濁ルあり。ゆ、右の嚴橿ハ本ハ其樹の下を
云ル。此、異なり。
思ひ混かれ、
即上なる嚴白檮を重ねて詔ふる古哥の例なり。○由
由斯使加母ハ、忌ク、忌き哉なり。上三句ハ此御句を諾
はなれ、の序なり。神社の樹を恐み忌憚る由の故

なり。万葉四十八ノ下ニ、神樹ニ毛手者觸云乎、又四十八ノ下ニ、味
酒呼三輪之祝我忌杉手觸之罪歟君ニ遇難寸、七十四ノ下ニ、
小三幣取神之祝我鎮斎杉原燎本伐殆之國手斧所取
故、ゆゑ、ゆゑ、神の樹を恐み憚るよしなり。ゆて此の御
哥の意ハ、上小憚其極老ヤ、ゆる意ふて甚しく老ちる
容貌の憚られて、婚ハ不忍るよしなり。契沖ハ、志を堅く執ることを
をかぬ賜ふなり。ヤ云る其ゑさることを、ふれ、ヤ、さて
ハ、由ふ斯てふ言の用ひざまよ古へよ非ず、後世の用ひざ
ヌなり。又加ハ、はら媛女ヤ結ヤ賜ヲる
るをかふひがらし。其由ハ次ニ云ばし。凡て古ふ由く
斯ヤハ、忌憚ら、ることを云て、其ふ恐みて憚らるく
あめ。此、御哥の序の神木嫌ハしくて憚らるくあめ。此、御

哥の老たる容貌を詔ふる如き是なり。又忌ばたきを忘れて此二ツより轉め
て後ハ善悪きを甚異きを云り。ゆゑ大事
なぞ云賛をも云悪みてもいふ是なり。又伊美斯万
伎も由く斯伎を言も意を通ひて皆同じく聞ゆ。
葉二三本ハ挂文忌之伎鴨三毋十七ハ言巻毛斎忌志伎
可物四十七ハ独宿而絶西紐緒忌見跡六十九ハ言巻
毛湯を敷者跡又三十繋巻裳湯を名恐并五十四言出
而云忌染十二七ハ忌久久毛吾者歎鶴鴨十五七ハ湯
種蒔忌く伎美ハ故非和多流香毋十七四十ハ許登ハ
伊泥底伊波婆由遊思美○加志波良表登賣ハ白檮原
媛女なり。白檮原ハ郎牡牝嚴白檮の生る処を云て

御向の意ハ甚く老たる容貌の忌くさく輝たる
嚴白檮の如き媛女を詔ふ。由斯契沖説の如く由を志
を堅く守る意ハ賜ふ物ハ故ハ上の彦を取て
即嚴白檮を警守て其ハ如く媛女を云意ハ由斯云言或ハ白檮
の色変ハ常葉なるを賛ふ。其ハ警へ
て加はらを語ふ。白檮をもし
紐ハ恐み憚る意なるを其ハ警て賛てハいかでう
直よかはらを語ふ。序よりも此ぶき
の意ハ哥の意ハ異ふ。是ハ直なか
ちはら媛女ハ序の訓ぶきの意を受
同じかでハ叶ハざるなり。はて老嫗を少女ハ詔ふるハ婚ま
かしく所念者よ就ての御哥ふれぞなめ。○比氣多能
ハ引田之ふり。○和加久流須婆良ハ若栗栖原なり。次

比御向の和加久閑を詔ふ美なる序ある此老嫗の
郷の引田ふ栗林のあるを因て詔ふなる陰し。ぱら
栗樹を多く植生しき地を栗栖と云る處く地名なる
し。栖ハいかなる意ふか。此木ハ限りて云ふ。他木なる
某園某生ぬぎハ云ぬも。未思得ず。田原御栖丹波御栖
某栖ぬ云例ハおぬがえず。契沖厚顔抄ハ久字を加ぬと
なぬ見。○和加久閑ふハ作るハ万葉ふ依て改ぬるを加久
むそ。なる信し。上の加ハ久ぬ。
なる誤ぬるぬもあるぬ。諸本みな久ぬあれぬ。
今ハ本のまゝ。契沖云万葉十六云所射鹿乎認河辺之和
草身若可倍ふ佐宿ぬ児等波母若き時ハなぬの意り
云ぬ。万葉の和草ハ和の下ハ加字脱ぬ。久ハ加ぬ通
ぬる。

音なれば。万葉の若可倍ぬ同言ぬハ聞ゆるを其意ハ
未思得ず。師ハ久ハ加ぬの約閑ハ方ぬ云ぬ
の約ぬ云ぬ。若かるぬ云ぬ。加ぬ
の約ぬ云ぬ。閑ハ伊ふ斯閑ふ加斯閑ふ閑なる陰
ぬ。されば赤猪若かりぬ間ふぬ云意ぬハ聞ゆ書紀齊
明巻大御哥ふ伊喻之ふ乎都那遇何播杯能倭柯矩娑
能倭柯倶阿利岐騰云く。○韋泥豆麻斯毋能ハ率寝て
まし物をなり。○淤伊ふ祁流加毋ハ老ふ成る哉なり。
○赤猪子之泣涙ハ。かくても聞えぬ之ぬ云辞穂ふぬ。
赤猪子泣而涙云ぬなぬある陰き処ふぬ。○所服ハ祁
勢流ぬ訓陰し。中巻倭建命段の哥ふ和賀祁勢流意須

比能須蘇ニ尓ハ、ある所考ふ、傳廿八の九葉に、丹揩衣紀、高津宮段に、青摺衣、ある処に委云ふ、傳廿六の四十葉、揩字の事も彼処に云り、さて丹揩ハ赤土黄土を以て摺るなり、万葉に黄土をも赤土をも波迩尓ともよめり、和名抄に埴云ハ波迩、云和名波尓、波迩ハ云ハ色美なる艶ふ由なれ、名ふて光映土の義ふやあらん、書紀神代巻に赭曾富ハ赤きを云ふやもあり、はて其色好き土を以て衣を摺ること、万葉一二十七丁に、岸之埴布尓仁宝播散麻思乎、六十五丁に、住吉能岸乃黄土粉ニ宝比テ天由香名なぞよ、ある尓本布ハ黄土尓触て衣は其色の移り染るを云ひ

冊、巻は、こゝに衣ハ冊穂日、而将居十五巻は、秋芽子尓、保敝流吾裳云く、以て衣摺るなり、万葉に、女郎花咲野の芽子尓、これられ尓本布も同、相照、知ふ、○悉濕ハ、登本理豆奴礼奴、師の訓連る宜し、万葉二十二丁に、敷妙乃衣袖者通而沾奴、あり、又十五二十八丁に、和我袖波多毛登芽保里豆奴礼奴、芽冊、○而歌二字、真福寺本尓ハ無し、脱ふる、○美毋呂尓ハ、御室尓あり、○都久夜多麻加岐ハ、築や玉垣なる、玉ハ、かゞ言なり、濁尓ふ、○築や云ハ土以て築ふる垣清音なり、濁尓ふ、築土、ふて、今世尓所謂る築地ふめ、ゐしちハ、築土云ふやなり、古尓ハ神、社尓も築ふる垣ありけり、さて此ハ二の意なる、

坪ふは御室の圍ふ垣を築り。今一ふの垣を築て御室の境域を定はるなり。此意なれば御室ふハ①都岐阿麻斯ハ築令餘ふめ上ふ句初の意なれば垣を築竟て其上の餘めるを云。契沖が玉垣を築そえてゑ云師も味築はてめを云ふ。後の意なれば御室の境域を程すめ廣く垣を築て其域の無用ふ餘きる也。○多ふ加毋奈良弁ハ誰ふかも將依なり。誰を多少のみ云ふ。甫ふれぬ如誰之少云も同じ此ハ吾を和已を於能其を曽此を許少云少同格なり。契沖が多礼ふ精ふ何ふ此句垣を築譬の方ハ。

初の意なり。築竟て餘めるを止ハ何ふ。神の御垣の料ふれば他ふ用ふ非ず。云意。又後の意なれ。御室の用ふ垣を築る域の無用ふ餘きるをハ何め場ふかも。云意なる。誰少も云ふハ哥の意れ方ふて云る詞ふて天皇の將婚少契り置賜ひて。神御室の料ふ老極る身の無用ふ餘きる譬ふ。今ハ誰ふも依む依る後き方なし少れ意ふ。凡て物ふ譬ふ。古の哥ハ其譬の物の方れ詞少哥の意を直ふ云る詞少を相雜て云る少。万葉なり。も常多きそかし。凡て古の譬哥を見るふ。此例を知らざれば詞ふ惑ハしきる少あるなり。此哥も譬の方ふて。

ば何ぞも物あるべきを誰ぞ云依らむと云ふは哥の意の方の詞なり此哥の意契沖の説は非なり実なき心を神の知し給ふ方なきを喩へて後は依る方なきを云る心得ぬ説なり師の玉垣を引きかけ宮人は他事よりなるべきを他心なるまじきを譬へ云るなり待のみなり云を云ふ垣を築かけて宮人は他事ぞ物遠く其を河麻斯云言ぞ叶ふ○加微能美夜比登は比清音神之宮人なり此はめぐ御室の垣を築人を法て自譬ふなり但自の身の譬へは築餘しし物よりあるて築人ぞは非ぞ方ぞを如此よりぞ云るのみなり

葉十下用ぞ皇祖神之神宮人云ぞ此哥は初の御哥の返なり此契沖云ぬ然聞ゆ○久佐迦延能は日下江の枕詞此柏下は河内なるべし和泉の大鳥郡なる

ぞ二処の内何ぞ詳ぞ蓮の殊ぞ多かる江なり故に万葉四二十八下も草香江之入江ぞ求食鶴乃○伊理延能波知須は入江之蓮なり○波那婆知須は花蓮なり契沖云花橘花薄なぞ云が如し○微能佐加理毘登は身の盛人なり師云身之を隔て花蓮盛ぞ云ぐくなぬぞ云を如し微能はなべ人の身て蓮の実の意は無きなり但し記中草木の実の假字ぞ美を書ぞ也て微ぞを用ひを思ふ系は人の身ぞは非ぞ蓮の盛ぞ云ふ実ぞて盛人ぞ云るは如ぞ南ゆ先れぞ蓮は和名抄ぞ雅云其子蓮云くぞ如くぞ実の名なり又波知須ぞ云も蜂房ぞて実の名なり花のみぞ実を主ぞ云物なれば実の盛ぞ云なり実の盛ぞ云て盛人ぞ云ぐけ然ぞ人の身ぞ微の假

字を用ひ、微を用ひ、其か未考穿見ざれバ定ゑがたし身の若かゑ定む侍し方葉は身の方は定む侍し方葉は身の若かゑ定む侍し方葉は

身あれざるなり。身の盛人ハ若く壯なる人を云。○登母志岐呂加母ハ之き哉ゑ呂ハ助辭ゑ呂加母の例中卷明宮段の大御哥ゑ云ゑ傳此二のちて此之き

ハ羨き意なり。方葉ゑ此言多かる中ゑ一四丁ゑ朝毛吉木久之母ゑ打出行来跡見良武樹久夜師母五二十丁ゑ麻都良河波多麻斯麻能有良ゑ和可由都流伊毛良遠美良牟比菩能等母斯佐六十八ゑ嶋隱吾榜来者之毛轟倭辺上真熊野之船廿九ゑ妹ゑ恋余越法者勢能山之妹ゑ不恋面者之之流又吾妹子ゑ吾恋行者之雲

並居鴨妹与勢能山十七二十丁ゑ夜麻扶枳能之氣美登毘久ゝ鷺能許恵乎聞良牟伎美波登母之毛廿四十丁ゑ佐伎母利ゑ由久波多我世登刀布比登乎美流我登毛之佐毛乃母比毛世受ゑ正しくゝやゑしき意ゑ

ゑ。又十七四十丁長哥ゑ於登能未毛名能未母伎吉底登母之夫流我祢ゑれハ羨く思ふをやもしぶるゑ云

ゑ。けて哥の意ハ後の大御哥の云くゑ答ゑて吾今かく年老ぎらましゝバ婚ゑし物をゑ少盛なる人をゝやゑるなり。其ゑ少くめて日下江之ゑしもよみるハ若日下大后をゝゝゑ奉ゑるゝゑも云ゑゝゑゑ契沖此ゑもしきと少き意ゑ意ゑ意ゑゝ両方をか

物遠（是レ物ノ遠ク隔タルヤウニシテ故ノ非モノサハヲモヒテナリ）多禄給ハ若櫻宮段ノ如此ノ事ハ

○志都歌上ノ二十二葉

傳ノ六ノ出ル五十六葉

天皇幸行吉野宮之時。吉野川ノホトリニヲトメノアヘルツレカホヨガリキカレコノ之濱。有童女。其形姿美麗。故婚ヲトメヲメレテミヤニカヘリマレキノチニサラニマタエレ是童女而。還坐於宮。後更亦幸

ヌニイデマセルトキニソノヲトメノアヘリシトコロニトバマリマシテ行吉野之時。留其童女之所遇ソノヲトメノアヘリシトコロニオホミアグラニタテマシテ於其處立大御呉床。而坐其御ソノミアグラニマシテ呉床。彈御琴。令爲舞其孃子爾マシレノミコトヲヒカシテソノヲトメニマヒセシメタマヒキカレソノヲトメヨクマヘルニヨリテミウタヨミシタマヘルソノミウ因其孃子之好舞。作御歌。其歌タアグラヤノカミノミテモ曰阿具良韋能。加微能美豆母

知比久許登爾麻比須流袁美那登許余爾母加母

吉野宮吉野ハ中巻白檮原宮段ゝ出傳十八の其宮ハ六十三巻其宮ハ書紀應神巻ゝ十九年冬十月幸吉野宮ゆゝ是史ゝ見始なり彼御世ゝ始て造られしるゝ前此御世より有しゝ其ハ知がたし此地ハ世ゝ勝ゝ地なれバ御世ゝゝ時ゝ行て遊覧坐し離宮なり齊明紀ゝ二年作吉野宮五年三月天皇幸吉野而

肆宴焉天武紀ゝ天禄元年別天皇十年冬十月東宮入吉野宮八年五月幸于吉野宮持統紀ゝ三年正月天皇幸吉野宮見元年ゝ此宮ゝ幸行の事ゝ度ゝ記ゝ乱ゝ方巻十六ゝ天皇幸于吉野宮時御製哥淑人乃良跡吉見而好常言師芳野吉見與良人四来三此ハ天武天皇なり又同天皇の三吉野之耳我嶺ゝ云ゝ云ゝ御長哥も幸行の時ゝのみ給ふ歟し又十八幸于吉野宮之時柿本朝臣人麻呂作哥八隅知之吾大王之所聞食天下ゝ國者思毛澤ニ雖右山川之清河内跡御心乎吉野乃國之花散相秋津乃野辺ゝ宮柱太敷座彼云ゝ又安見知之吾大王神長柄神

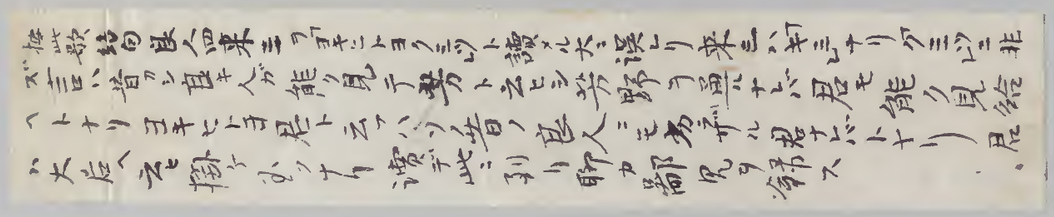

国立公文書館
National Archives of Japan

佐備世須登芳野川多藝津河内に高殿を高知座而云云此ハ持統天皇の御世なり。六月幸于芳野離宮之時山部宿祢赤人應詔作哥一首天平八年夏知之我大王之見給芳野宮者云云坂哥迫神代芳野宮尓蟻通高所知者山河を吉見此幸の事續紀に見ゆ。天平感宝元年五月為幸行芳野離宮之時儲作哥多可美久良安麻能伯嗣等天下志良之賣師家類頭賣呂伎乃可未能美許等能可之古久母波自米多麻比豆多不刀久母尤太米多麻敝流美與志努能許乃於保美夜尓安理我欲比賣之多麻布良之云々。反哥伊尓之敵乎於母保須良之母和期於保伎嘆余思努乃美夜乎安里我欲比賣須乃御代々集中尓多く見えたり。○吉野川も彼白檮原宮殿尓出。万葉一十九尓雖見飽奴吉野乃河之常滑乃絶事無久復還見牟九十五尓古之賢人之遊兼吉野川原雖見不飽鴨なり。○古童女ハ袁登賣能阿幣流流を訓て下文ふもと童女之所遇とあり。上ハ字のように訓て下文ふもと童女之所遇とあり。上ハ此ハ宜しかるべし。卷ふ於笠沙御前遇麗美人を見え若櫻宮段ふ到幸大坂山口之時遇一女人なる行ある類あり。○其童女之所遇遇字諸本ふ過を作るハ誤なり。今ハ真福寺本ふ依

所遇遇處書意なり。漢文ふ所遇遇處書意ふ非ず。記中此例の書ざま例有。前度の幸行の時ふ此童女の行遇奉れる地を云ひ。

○於其處處字諸本ふ家ゝ作ふ誤なり。今ハ真福寺本ふ依る。延佳本ふ留其童女之所過於其家ゝよみ。ゝのはゝ過ハ書紀雄略巻ふ行至吉備國過於其家ゝまゝ景行巻ふ枉道なゝ見え。後の物語書なゝ過ふ。ふ云言あるゝ然も訓ゝけれゝ。ふ語ゝ。ゝのゝかゝ此処の文真福寺本ふて明らけし。○太御吳床吳床ハ阿具良ゝ訓ゝ。即御哥ふ出しゝ中巻明宮段ふも見ゆ。傳廿三の五十六葉○なふ此物の事上巻ふ胡床ゝふる事ふ云ひ。傳十三の三十九葉○阿具良韋能ハ吳床座之ふて吳床ふ坐まゝ云ひ如ふ。○加微能美豆母知ハ神之御手以なり。神ゝハ御自詔ふ如て天皇ハ御自の御手を尊みて詔ふゝ常なり。以ハ後ふハ母豆ゝ云ゝも古くハ母知又母知豆ゝ云ひ。此事首巻六十ふ云ひ。万葉六二十五葉ふ天皇朕守頭乃御手以撫撫曽祢宜賜打撫曽祢宜賜。○比久許登ハ彈琴ふて彈琴ふ應せての意なり。○麻比須流袁美那ハ舞為女なり。○登許余ふ母加母ハ常世ふも願ふ。万葉六十三葉ふ加母ふ願ふ。此登許余ハ人の常不變ふ仕命ふを云。余ハ人の齢なり。凡て登許余ゝ云ふ種くの異あり。傳十二の九葉ふ云るゞ如し。かくて此ハ此嬢子の形容ゝ舞ゝを感賞賜ひてあかゝ所思者て如此

ながら常世に何時か出で來て舞ひてあれども光顔ひ給ふ
物なり。ぬぐに嬢子の綸のみを詔ふなり。母加母ハ願ふ辭ニ
ハ非ず。傳を主ぬ詔ふなり。万葉四十二に水空往雲ニ毛欲成高飛鳥ニ毛欲成
あぐ比類なき糸竹。濁ることを嘆ぶ意の加母ハ常ニ賀無ぬ
ハ清しおこそ。さて契仲此御向を常世欲なり。仙女な
ぬあやぬ怪み思召ぬ。古へ仙女の事を常世ぬの云ふ
う不欲ぬ云ふぬを糸竹舞如云ふハ角えぬるぬ。ぬ。
仙女ふやの意なるが常世の嬢はて本朝月令に五節
女かもなぬ云ぬは角えぬ。

傳の始を云る説。傳云五節舞者浄御原天皇之所製也相
尔之間前岫之下雲氣忽起疑如高唐神女髣髴應曲而
舞按天暦他人無見拳袖五變故謂之五節云云其歌
曰。手渡綿度茂邑渡綿左備須茂可良多萬手多茂度迩
麻岐度綿度綿左備須茂可良多萬手多茂度迩
家次第十細注ぬ

政事

要畧廿七。まこと。河海抄なぬぬ見ぬ。ハ此の御故事を取て作る物ぬ見
えぬ。哥ハ。万葉五なる長哥ニ。遠等咲良何遠等咲佐
麻手多母等ニ麻可志云ぬ。ぬ。備周等可羅多麻手多母等ニ麻可志云ぬ。ぬ。あ
はを取て作ぬ。ぬ。五節舞ハ。天武天皇の造賜ふる由
ハ續紀十五の詔に見迩ふ。

上件の神女比事ハ。ぬ見迩ぬ。

即幸阿岐豆野而。御獵之時。天
皇坐御呉床爾。蜻蛉咋御腕。即蜻
蛉來。咋其蜻而飛。訓蜻蛉云阿岐豆

於

是作御歌。其歌曰。美延斯怒能。
袁牟漏賀多氣爾。志斯布須登
多禮曽意冨麻幣爾。麻袁須夜
須美斯志和賀。淤冨岐美能斯
志麻都登。阿具良爾伊麻志斯

漏多閇能蘇豆岐蘇那布多古
牟良爾。阿牟加。岐都岐曽能阿
牟袁。阿岐豆波夜具比。加久能
碁登那爾淤波牟登。蘇良美都。
夜麻登能久爾袁。阿岐豆志麻

登布。故自其時。號其野謂阿岐豆野也。

即幸ハ上ノ段の同度の事なり。○阿岐豆野ハ吉野の内ふかり。大和志ふ在川上、莊西河村ゆ云ゆ。さもある法契沖ゲ今下市ゆ云処なりゆゆ云るハいかゲ。万葉一十八ふ御心乎吉野乃國之花散相秋津乃野辺ふ宮柱太敷座彼云く。六十ふ三芳野之蜻蛉乃宮者云く。又三吉野之秋津乃川之十五十ふ蜻野之十二六丁ふ四ふ三吉野之蜻乃小野ふなゆ此外ふも多く見ゆ。後世の寄ふかげろふの小野ゆ云ゆ。此野の名ゆ云ゆ。其後世ふ蜻蛉をかげろふゆ誤れる名なり。

○御獵之時ハ美加理世須登伎ふ訓ゲも世須ハ為賜ふゆ云ゆ如此万葉一十九ふ神佐備世須登又二十一多日後取世須なゆ多ふ見ゆ。六十四ふ安見知之和期太王彼見芳野乃飽津之小野笑野此者跡見居置而御山者射目立渡朝猟ふ十六履起狩ふ寸里蹋立馬並而御猟曽立為春之茂野ふ。これハ神亀二年五月吉野離宮ふ幸の時の寄。○蛔ハ延佳本ふ蟲ゆ作るハさかしらに改ゆ。

なり。今ハ諸本のまゝに物ゆ。

蚘ふ書紀ふハ蚘ゆも蟲ゆも書れゆ。蚘ゆ蟲ゆハ同字なり。和名抄ふ説文云蟲類人飛虫也。和名阿夫ゆあり。蛔ハ

字書ハ見たゞ皇國のみを書キなり字書字
の如く同じきこゝ未考ゆゑ若さるかゝハ此説の如
由あれバ亡を通はせ書を考るに圓网囚なる同じき
ハ蛇蟒同類可我ゝ春ハ蝿ゝ蛇ゝ通ハ母もあるも
みこ　○腕和名抄ニ陸詞切韻云腕手腕也和名太
無岐　云宇天ゝ見之ゝ　○蓋高ハ斯路岐多陀奔伎高津
宮段太御哥ハ也斯漏多陀奔岐ゝあり又御哥ハ依ら
バ多古奔良ゝ也訓ゝ　○蜻蛉ハ書紀神武巻ハも見
え　和名抄ハ蜻蛉和名加奇呂布ゝなめて阿伎
豆ゝ云名　舉文　古ハ阿伎豆ゝ云ゝ　後ハ加
呂布ゝか云なる　祖方業ハ加

蠶呂肥ゝ云ハ蜻蛉王蜻なゝ借て書れバ　そのかみよ
ゝ加ゝ加ゝ云ゝ　加ゝ呂布ハ加蠶呂肥ハ
訛なり　或人云今も陸奥の仙臺　今世ハ　ぜんばう
南部ハ　阿氣豆ゝ云ゝ　此虫ハ種くあり　種くの名あり　ち
ゝ云虫なり　ハ　ゝ虫名のかゝ　ハ非文其ハ漢文ハ陽炎ゝ
ハ　ゝ虫ハ　ゝ名ハ　ゝ物のゝ　ゝ性ゝ名ゝ混ゝ
云ゝ　蜻蛉の一種ハ細く小　て微なるゝ云ゝ
心得て寄ハ然ゝ　誤ハ　○飛ハ
登備伎ゝ訓ハ何ゝ言足ゝ
ハ登備伊尓伎ゝ訓　書紀ハ　将去ゝ　○書紀云四
年秋八月辛卯朔戊申行幸吉野宮庚戌幸于河上小野
命虞人駈獸欲射而待虻疾飛来噆天皇臂於是蜻蛉
忽然飛来齧蟲将去天皇嘉厥有心詔群臣曰為朕讃蜻

蛤獻賦之群臣莫能敢賦者天皇乃口號曰云㊀美延斯怒能、御活野迩、なゆめ書紀ふハ野磨等能ゆゑ、㊁表倭漏賀多嗅ふ、年の下ふ今一ツ年を重ねて書る本音の陀字を書きまゝれゞも皆清音の処なれゞも此ハ然ゆゑ世ふ某ゑが歳ゆゑ云皆多を濁き古書紀ふハ鳴武羅能陀該ふゆゑ大和志ふ年漏岳在國栖、荘小村上方ニ青峯喬聳溪水遠一年漏岳中有祠ゆゑ云ゆ是ゆゑ尋ぬ淡し契神地名麓山中有祠ゆゑ云ゆ是ゆゑ尋ぬ淡し契神地名記ふ宜し又齊明紀の乎武例我禹坏ふあるを私記ふ宜し山之上也ゆゑ云ハ対ハ文多東ゆゑ地名なる嵩ゆゑ麓ゆゑ決え夫木集十二ふ御猟次る鳴ゆゑけ㊂志斯布須登ふ猪鹿伏ゆゑ布須ゆゑハ隠ゆゑ在

を云ゆゑて獵ふ就て猪鹿の類凡て志斯ゆゑ云書紀神代巻ふ獣ふ然訓る故兄持弟之達弓入山獣終不見獣之乾迹㊃多礼曽意冨麻幣ふ誰ぞ太前ふ多礼加ゆゑ云ゆ多礼曽ゆゑ云ふ万葉十四ふ多礼曽許能屋能戸於曽夫流催馬樂淺水ふ多礼曽古乃名加比止太天ふく美毛止加太知世宇曽已之止不良比ふ尓ふ苗也色葉哥ふも尓ふ世ふれぞ常なら多ゆゑ大前ハ天皇の御前なり祝詞なゆゑ大前ゆゑある㊄麻表須ハ三言の御句なり申次を訓ハ誤ふる㊅此御哥ふて知ゆゑなり此二句書紀ふハ拖例柯挙能居登飫裒磨陛伊麻鳴須一本以飫裒磨陛伊麻鳴須易飫裒枳弥伊麻鳴須ゆゑあり師云此ハ紀の方

勝れり。今は字落なりけるか。云れき。然れども此記は多礼曽の下に許能許登の四字の脱しるなり。理は明ゆるなり。本のまにまに

○夜須美斯志和賀於冨岐美能安見し吾大君之なはの事は天皇は御自も大君を

詔はもて奉る。論なし。和賀を詔ふるは。御自は朕大君を云意に見ゆ。

此言中巻に出。傳は其一

詔はもて奉る。南物なを猶然も。ある。ふや。意に見ゆ。

他例に。違ふ。斯志麻都登は。猪鹿待なり。万葉七十八丁に。

袖纏上宗待我背。○阿具良に伊麻志は。呉床に座しな

り。斯漏多閑能は。白服之なり。白多閑の事。冠辞考に

見ゆ。蘇豆岐蘇那布は。濁音なり。傳は清音の豆を書はか

古へ清て云はかり。万葉に書る処も有り。

書れども。蘇泥蘇田蘇涅なと。濁字を書る。契冲

旨。袖著具なり。然る。思ふに。古言に見賜を。美蘇那波須と云

は。見し行はと云。其由上に云

如し。此も。其例なり。著し行ふを約なる言

なり。然らば。美意なり。さて又万葉

五に。布可多衣。安里能許等。其等伎曽倍騰毛。と。著

装束なりの意なり。又十

麻須良雄乃服。曽比。獵須流月者。伎に。加吉都播多衣に。須里都氣に。服装

ひて獵なり。服字を書るは。知し。競獵に。得

なは非なり。これは。此に異意なり。法に。似

故に引。言ある。さて著具ふは。御袖のみなるは限らず。袖を

なる。詔ふるは。御手の事に因てなり。さて夜須美斯

志より

此まで六句書紀に。飫裒枳涤斂賊據鳴枳舸斯題拖

磨ぐ枳能阿娯羅伊陀く伺。一本以陀く伺易伊麻伺。施都魔枳能阿

娛羅弥陀、徇斯、瓊都登、倭我伊麻西麼佐謂麻都登、倭我陀、西麼、此、訓、麻都登、八、真猪待、なり、此、也書紀の方、勝めて聞ゆ、此、記なるハ、下、何、かや、言足ハ、なり、○多古牟良、尓ハ、手脛、尓なり、脛、ハ、足の脛、也、同じ、ハ、手の脛、なり、和名抄、尓、陸詞云、脛、脚脛也、訓、古無良、也、あり、説文、脛、脛也、云、脛、字鏡、蹲、脛腹也、古牟良、也、あり、書紀、尓、此、御句、陀、倶、符、羅、尓、也、あり、○阿牟加、岐、都、岐、八、蛇、搔、著、尓、り、書紀、尓、八、下、の、岐、の、下、尓、都、也、云、辞、なり、○曾能、阿牟、袁、八、其、蚘、を、なり、○阿岐、豆、波、夜、具、比、具、八、清、音、なる、法、尓、此、濁、音、字、を、書、る、ハ、後、誤、なる、也、書紀、尓、倶、比、あ、り、也、倶、の、誤、也、師、ハ、鄙、倶、の、誤、也、改、

改、られ、しなり、也、記中、ハ、倶、を、假字、尓、用、ひ、る、例、なし、倶、蜻、蛉、速、咋、なり、咋、而、也、而、字、添、て、心、得、法、し、谷川、氏、云、蜻、蛉、尓、ハ、云、名、あ、り、云、ハ、勝、虫、る、此、の、御、哥、の、意、尓、なる、歟、○加、岐、能、碁、登、都、如、此、為、り、碁、諸、本、基、也、あ、り、今、真、福、寺、本、尓、あ、れ、万、葉、廿、十、三、丁、夜、麻、登、伎、乃、花、能、香、利、尓、可、久、乃、其、等、伎、美、手、見、麻、久、波、知、登、世、尓、母、我、母、○那、尓、淤、波、牟、登、ハ、名、尓、将、負、也、なり、登、ハ、後、世、尓、登、○蘇、良、美、都、ハ、虚、空、見、なり、て、倭、の、枕、詞、なり、上、尓、出、傳、三、○夜、麻、登、能、久、尓、袁、ハ、倭、國、を、なり、○阿、岐、豆、志、麻、登、布、ハ、蜻、蛉、嶋、也、云、なり、登、布、ハ、登、伊、布、ふ、り、蜻、蛉、嶋、の、事、ハ、國、號、考、尓、委、云、り、万、葉、十、丁、尓、怜、何、國、曾、蜻、嶋、八、間、跡、能、國、者、な、称、尓、尓、多、く、見、ゆ、

けて此加久能碁登より書て句の總ての意ハ今蜻蛉ぢ云くし
て此倭國の名を邑ぶ名ぶ負持てかくの如く朕ぶ仕
奉る功を立ぶて其為ぶ豫て古より倭國を蜻蛉嶋
ぢと云なり於ぬ語ぶ有り其ハ古より此倭國を蜻
の如く蜻蛉ぢ朕ぶ仕奉て功を立て國名を已ぢ名ぶ
負むぢてのぬぢ云ぢ同じぢ此ぢ實ぶ然るぶは非ぢ此ぢ
に因て此虫の功を讃賜ぢ爭ぢ此虫名の國名は同じき
るるく是哥ぢ取成て語ぢ
の於ぬなり扨て此五句書紀ぶ波賦武志謀餙葉枳
瑞彌磨都羅符難我柯陀播於柯武婀岐豆斯麻野麻登
ぢ於ぬて此れハ汝ぢ形ハ置ぢ思ぶ此地
ぢ於ぬて蜻蛉野ぢ名ぢ遺置ぢ云
意ぢ聞ぶ思ぶ結の蜻蛉嶋倭ぢ云て心得かし
傳の誤ぶ非ぢ契沖是ぶ一の意を云れぢ共ぶ

通えがき説なり一本云くぢて細注ぶ挙られぬハ此記ぢ
全同じ但し登布ハ登伊符ぢあり○故自其時云く是より以前の
名ハ河上小野ぢぞ云ける書紀ぶ然見ぬる今世ぶ
荘ぢ云地の内なり扨て師云紀ぶ此野を今即如此名を川上
け給ふる如く記されしぬ只此時の事ぶ因り
ておの於ぬら蜻蛉野ぢハ云なりぢ云ぢ此時ぶ
御哥ぢ趣ぶてハさも然ぬ侍し書紀の御哥ぶハ汝ぢ
形ハおりむぢあれぢ此記の
殊ぶ名け賜ふるぢぢ同ゆ書
紀云因讃蜻蛉名此地為蜻蛉野

○五十二終

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan